



みんなで作る

みんなが輝くまち

あげお



第6次

上尾市総合計画 — 後期基本計画

令和8(2026)▶12(2030)年度



みんなで作る みんなが輝くまち あげお の実現を目指して



本市は、昭和 33（1958）年 7 月 15 日に市制を施行して以来、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変遷を重ね、現在人口約 23 万人を超える、首都圏にありながら自然と調和した埼玉県の中核をなす都市へと発展してまいりました。

本市は 5 年前に、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の計画期間とする「第 6 次上尾市総合計画」の基本構想と前期基本計画を策定し、将来都市像を「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」と定めて、まちづくりのさまざまな施策を実施してまいりました。この前期基本計画が令和 7 年度をもって終了することから、このたび令和 8 年度からの 5 年間のまちづくりの指針となる後期基本計画を策定したものです。

近年では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や国道 17 号上尾バイパス線（上尾道路）、高崎線上野東京ラインの開通により、大型商業施設や物流倉庫がオープンするとともに、高速埼玉中央道路（新大宮上尾道路）の延伸構想と、さらなる発展も期待されています。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、本市の人口は、2020 年代の後半には減少し始めることが予想されています。令和 7（2025）年度現在においては人口が社人研の推計を上回っているものの、中長期的にみて人口が減少局面に転ずることは避けられない状況であり、さまざまな取組によって人口の減少ペースを緩やかなものにしつつ、変化に柔軟に対応していくことが求められています。

さらに、世界的なインフレ傾向は日本にも及んでおり、円安によるエネルギー・原材料の輸入コストの増加、国内の人手不足や物流コストの上昇など、複合的な要因による物価高は市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼしています。

変化の激しい時代だからこそ、基本理念のひとつにも位置付けている「持続可能な未来への責任」を念頭に、後期基本計画においても、さまざまな施策の推進にあたって市民や事業者の皆様のご協力をいただきながら、将来都市像である「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」の実現に向け、各種施策を展開してまいります。

結びに、後期基本計画の策定に当たり、計画案をご審議いただいた上尾市総合計画審議会委員の皆様、日頃の上尾市での暮らしについてさまざまな意見をくださった市民ワークショップ及び若者会議の参加者の皆様、こどもアンケートに協力いただいた皆様、市民コメントにおいて貴重な意見や提言をいただいた市民の皆様をはじめとする関係各位に、心から感謝を申し上げます。



令和 8 年 3 月

上尾市長 富士 稔

目次

第1編 はじめに

第1章 計画策定の背景	2
第1節 策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間	3
第2章 上尾市の概要	4
第1節 位置と地勢	4
第2節 沿革	5
第3節 人口	6
第4節 財政	9
第3章 計画策定のための各種調査結果	11
第1節 調査等の概要	11
第2節 主な市民意見	14

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	24
第2章 将来の目指す姿	25
第1節 将来都市像	25
第2節 将来人口	26
第3節 将来都市構造	28
第3章 まちづくりの基本方向	29

第3編 後期基本計画

■施策体系図	34
■SDGsと各施策の関係表	38
■各テーマの構成と見方	40
■SDGsの17のゴール	42
まちづくりの基本方向1 明日を担う人が育つまちづくり	43
テーマ1 結婚・出産・子育て支援	44
テーマ2 教育	48
テーマ3 青少年	52
まちづくりの基本方向2 人生が楽しめるまちづくり	55
テーマ1 健康	56
テーマ2 学び・創造	59
まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり	61
テーマ1 生活福祉	62
テーマ2 高齢者福祉	63
テーマ3 障害者福祉	65

まちづくりの基本方向4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	67
テーマ1 人権・男女共同参画	68
テーマ2 多文化共生・平和	70
まちづくりの基本方向5 安全な暮らしを守るまちづくり	73
テーマ1 防災	74
テーマ2 防犯	77
テーマ3 交通	79
テーマ4 消防	81
まちづくりの基本方向6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	83
テーマ1 住環境	84
テーマ2 環境	86
テーマ3 道路・河川	89
テーマ4 上下水道	91
まちづくりの基本方向7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり	93
テーマ1 産業	94
テーマ2 労働環境	97
まちづくりの基本方向8 持続可能な都市経営	99
テーマ1 情報発信・公開	100
テーマ2 行政運営	102
テーマ3 財政運営	104
テーマ4 協働・コミュニティ	105
■計画推進に向けて	106

第4編 参考資料

計画の策定経過	108
計画の策定体制	109
上尾市総合計画審議会	110
上尾市総合計画策定委員会	114
第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム	116
関連計画一覧	118
用語解説	124
指標一覧	132

上尾市民憲章

—昭和63年7月15日制定—

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切にし、あたたかい上尾をつくります。
- 1 体をきたえ、活気ある上尾をつくります。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくります。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくります。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくります。

上尾市スポーツ健康都市宣言

—令和4年4月1日宣言—

都市と美しい自然とが調和するこのまちで、健康的にいきいきと暮らすことは、私たちの願いです。

私たち上尾市民は、スポーツや食を通じて健やかな心とからだをつくり、地域や人との絆を大切にします。

いつまでも健康で活力に満ちた、みんなが輝き発展しつづけるまちを築くため、これまでのスポーツ都市宣言の理念を踏襲し、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 暮らしの中にスポーツを取り入れ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 自分に合ったスポーツに親しみ、毎日をいきいきと過ごしましょう。
- 1 スポーツとバランスのとれた食生活を実践し、健康寿命を延ばしましょう。
- 1 スポーツをすること、みること、ささえることでふれあいの輪を広げ、地域の絆を深めましょう。
- 1 スポーツや健康づくりを通じて、みんなが輝き発展しつづけるまちをつくりましょう。

※昭和51年5月2日に表明した「上尾市スポーツ都市宣言」に「健康」を取り入れ、令和4年4月1日より「上尾市スポーツ健康都市宣言」に改めました。

上尾市非核平和都市宣言

—昭和60年8月15日宣言—

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆40周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

上尾市人権尊重都市宣言

—平成7年10月3日宣言—

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

上尾市子ども憲章

—平成15年10月1日制定—

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

第1編 はじめに

第1章 計画策定の背景

第1節 策定の趣旨

これまで本市は、目指す将来都市像を掲げた総合計画を6次にわたって策定し、時代に対応した市政運営に総合的・計画的に取り組んできました。

令和3（2021）年3月に策定した「第6次上尾市総合計画」では、将来都市像を「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により市民生活に多大な影響が及ぼされる中、少子高齢化の進行をはじめとした大きな時代の変化に対応しつつ、“市民同士がつながりを持ち、協働でまちづくりに取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らすことができ、将来にわたり市民と地域が輝き続けるまち”を目指して、取組を進めてきました。この中で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」についても、地方創生の実現に資するものとして、SDGsの目標年次である令和12（2030）年の実現に向け、多様な主体と連携しながら取り組んできました。

このたび、「第6次上尾市総合計画」前期基本計画が令和7（2025）年度をもって計画期間を満了することから、令和8（2026）年度以降の新たなまちづくりの指針となる、後期基本計画を策定しました。

今後はこの後期基本計画に基づき、これまでのまちづくりの成果も踏まえつつ、目指す将来都市像の実現に向け、総合的・計画的に取組を展開していきます。

第2節 計画の構成と期間

「第6次上尾市総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。この計画は、「基本計画」のうちの後期基本計画にあたります。

(1) 基本構想

【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）】

市政運営の指針となる10年間の構想であり、将来のありたいまちの姿（将来都市像）を掲げ、まちづくりの方向性を定めます。

(2) 基本計画

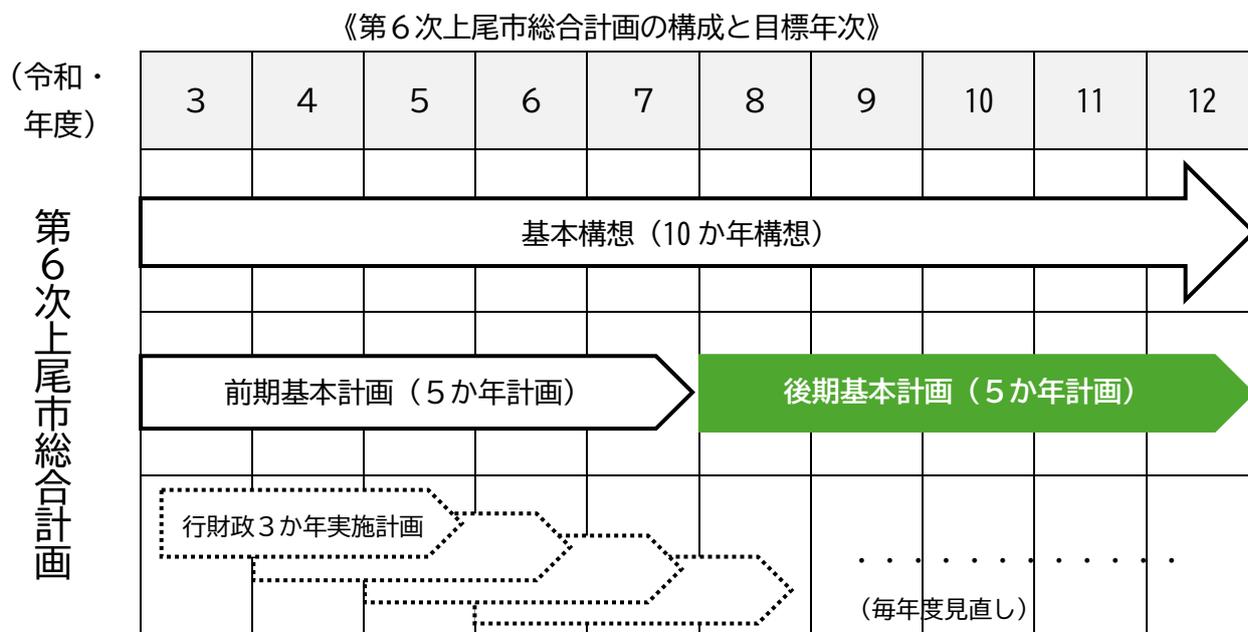
【前期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）】

後期：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）】

基本構想で掲げる将来都市像を実現するため、各分野における施策の目標や方向性などを示すものです。今回は後期基本計画を策定します。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた施策を推進するための具体的な事業を示します。計画期間は3年間とし、財政状況等と照らし合わせ毎年度見直ししながら、向こう3か年の計画を「行財政3か年実施計画」として定めていきます。



第2章 上尾市の概要

第1節 位置と地勢

本市は、埼玉県南東部、東京都心から35km圏内に位置する、総面積45.51km²の市です。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と接しています。

大宮台地のほぼ中央に位置する起伏の少ない地形で、市の中心部を鴨川と芝川が流れるほか、市の西境を荒川が、東境を原市沼川、綾瀬川が流れています。都市化により農地や緑地は減少していますが、市内の周辺部には武蔵野の面影を残す雑木林も残された、豊かな水辺と緑を有する地域です。

市内にはJR高崎線の上尾駅、北上尾駅があるほか、市東部には埼玉新都市交通（ニューシャトル）の原市駅、沼南駅があります。また、市内を貫通する国道17号の上尾道路が平成28（2016）年に開通し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）へのアクセスが大幅に向上するなど、交通利便性の高い地域となっています。

《上尾市の位置》



第2節 沿革

江戸時代、上尾地区は中山道にある69の宿場町の5番目の宿として、平方地区は荒川舟運の要衝として、原市地区は市場町として発展しました。

明治16(1883)年には、高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、中山道とともに市街地形成の基礎になりました。明治末期には近代工業の先駆けとして上尾町や平方村に製糸工場が建てられ、昭和期に入ると、機械・金物・食品工場が操業するなど工業都市としても発展しました。

昭和30(1955)年に上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町となり、3年後の昭和33(1958)年7月15日、市制施行により上尾市が誕生しました。

その後は、工場立地と宅地化の進展により田園都市から工業都市、住宅都市へと発展し、人口の急増や市街地の拡大に対応した都市基盤の整備や、市民の生活環境の整備などが進められてきました。令和5(2023)年には市制施行65周年を迎えています。

市制施行の際に約37,000人だった人口は、宅地化の進展により加速度的に増加し、昭和45(1970)年には10万人を、平成4(1992)年には20万人を突破し、令和7(2025)年10月1日現在では230,618人となっています。

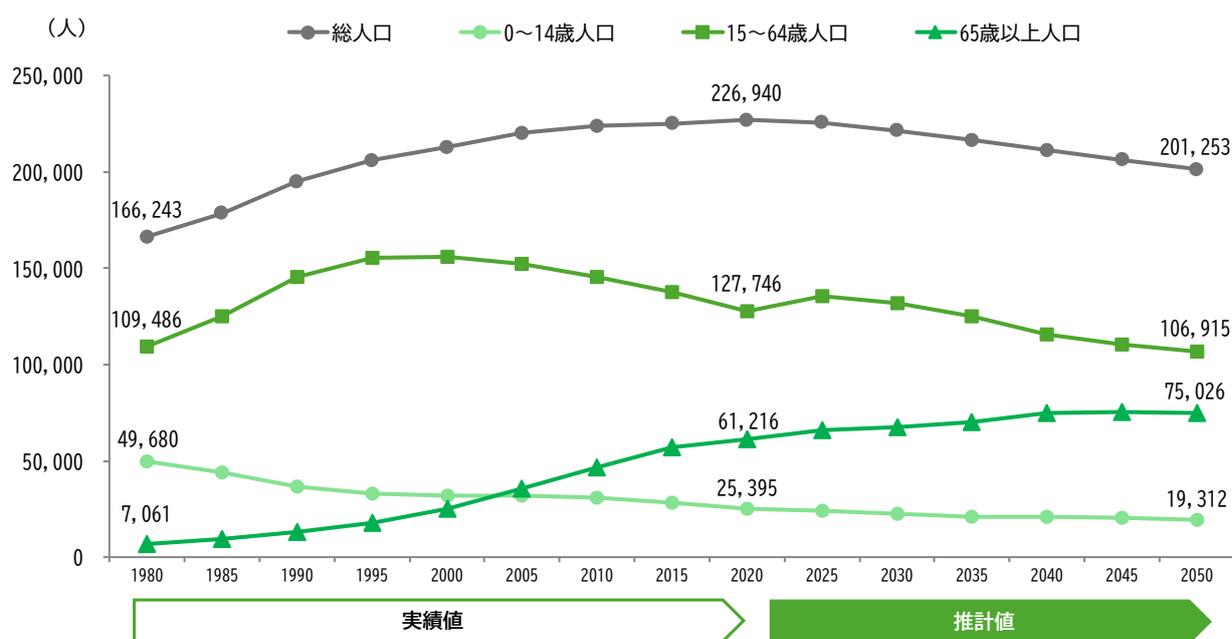
第3節 人口

(1) 人口の推移と推計

これまでの総人口（国勢調査人口）の推移を見ると、昭和55（1980）年に166,243人だった人口は、令和2（2020）年は226,940人と、順調に増加してきたことが分かります。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所（「社人研」）の推計によれば、総人口は今後減少に転じ、緩やかに減り続けて令和32（2050）年には201,253人になるとされています。年齢区分別で見ると、年少人口（0～14歳人口）と生産年齢人口（15～64歳人口）は減少傾向が続く一方で、老年人口（65歳以上人口）は令和32（2050）年まで概ね増加し続けると推計されています。

《人口の推移と社人研推計（国勢調査ベース）》



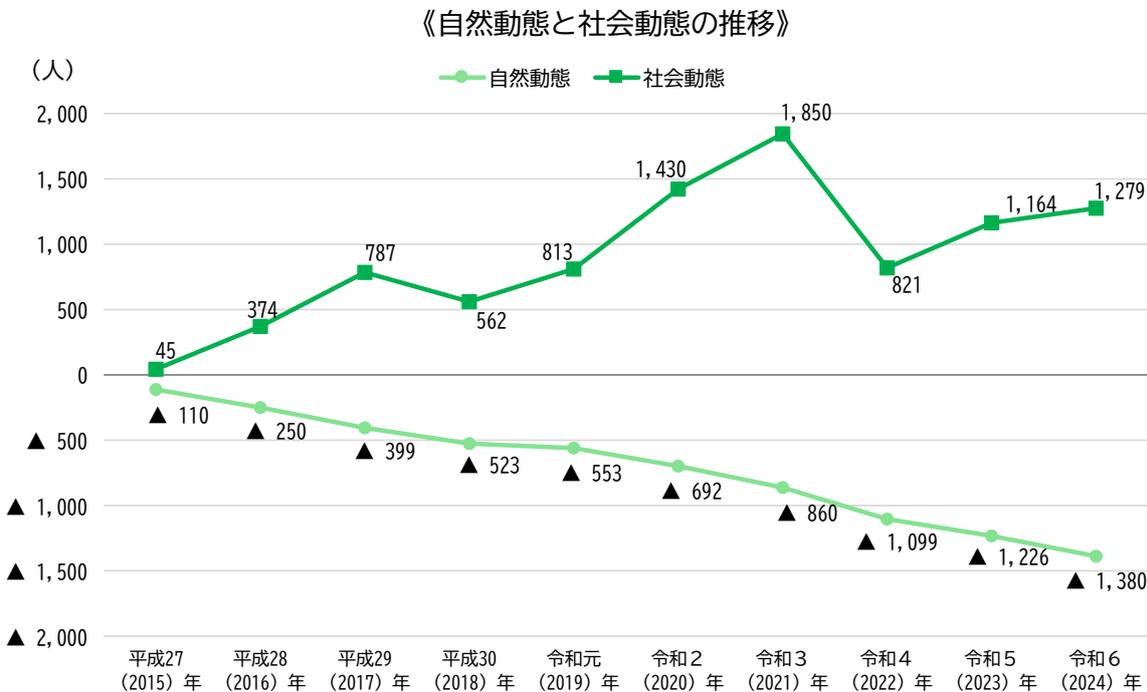
出典：総務省「国勢調査」令和2（2020）年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和5（2023）年

※令和7（2025）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値。
実績値の総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢3区分別人口の合計は総人口と一致しない。

(2) 人口動態

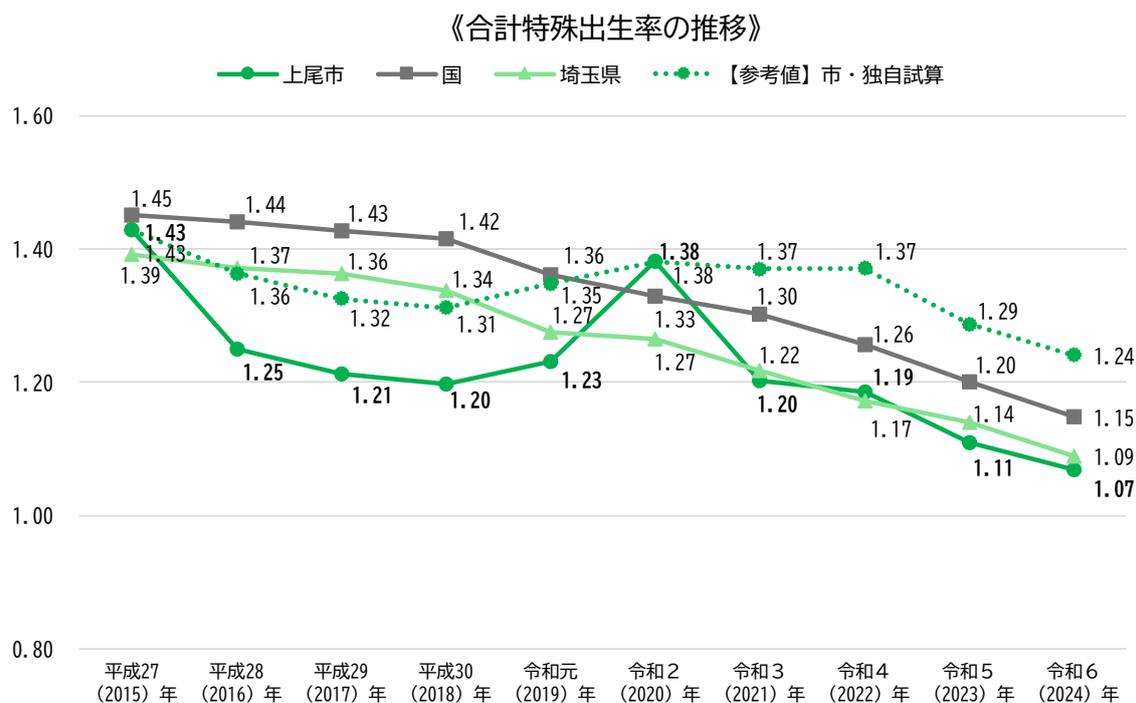
本市の自然動態については、平成27(2015)年以降は死亡者数が出生者数を上回る人口の自然減が続いていることがわかります。

他方、社会動態については、年によって人数に差異はあるものの、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。



資料：上尾市「統計あげお」（令和6年版）

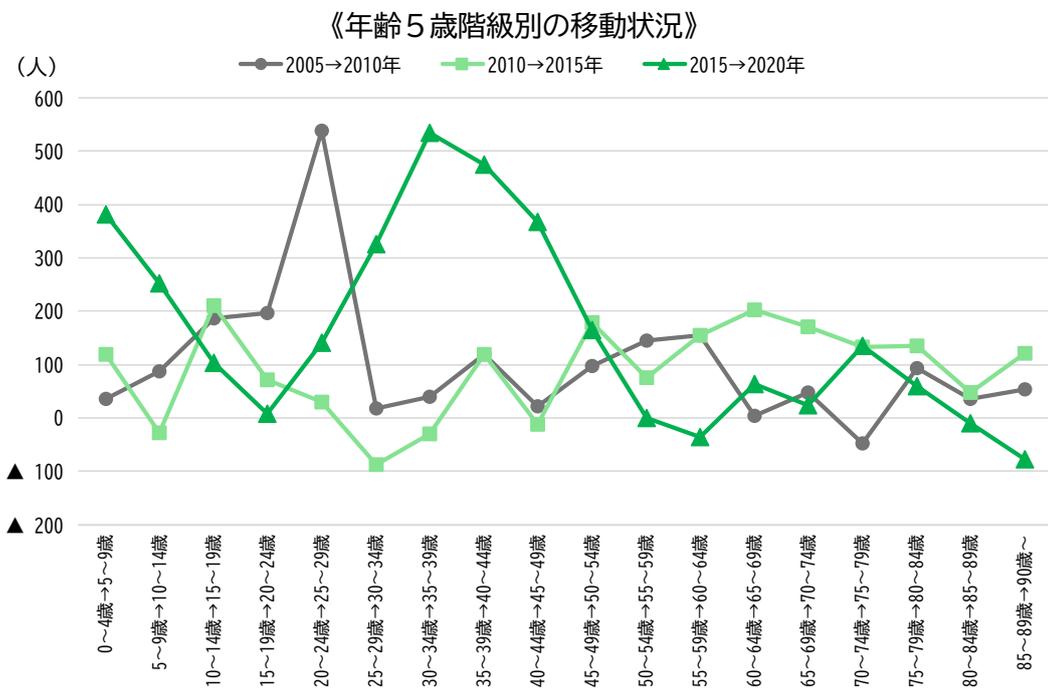
本市の合計特殊出生率を見ると、上昇した年もあるものの、長期的にみれば低下傾向にあることがわかります。



資料：埼玉県「埼玉県の合計特殊出生率」

※点線は市の独自試算（国勢調査実施年は総務省統計局「国勢調査人口」の日本人女性人口、国勢調査実施年以外は総務省統計局「国勢調査人口」の日本人女性人口に住民基本台帳人口の増減率を乗じて推計した女性人口を合計特殊出生率算出に用いた。）

また、本市の年齢5歳階級別の移動状況を純移動（転入者数－転出者数）で見ると、2005年から2010年には20歳代の転入超過が大きくなっていましたが、2015年から2020年には30から40歳代の転入超過が大きくなっているなど、傾向に変化が見られています。

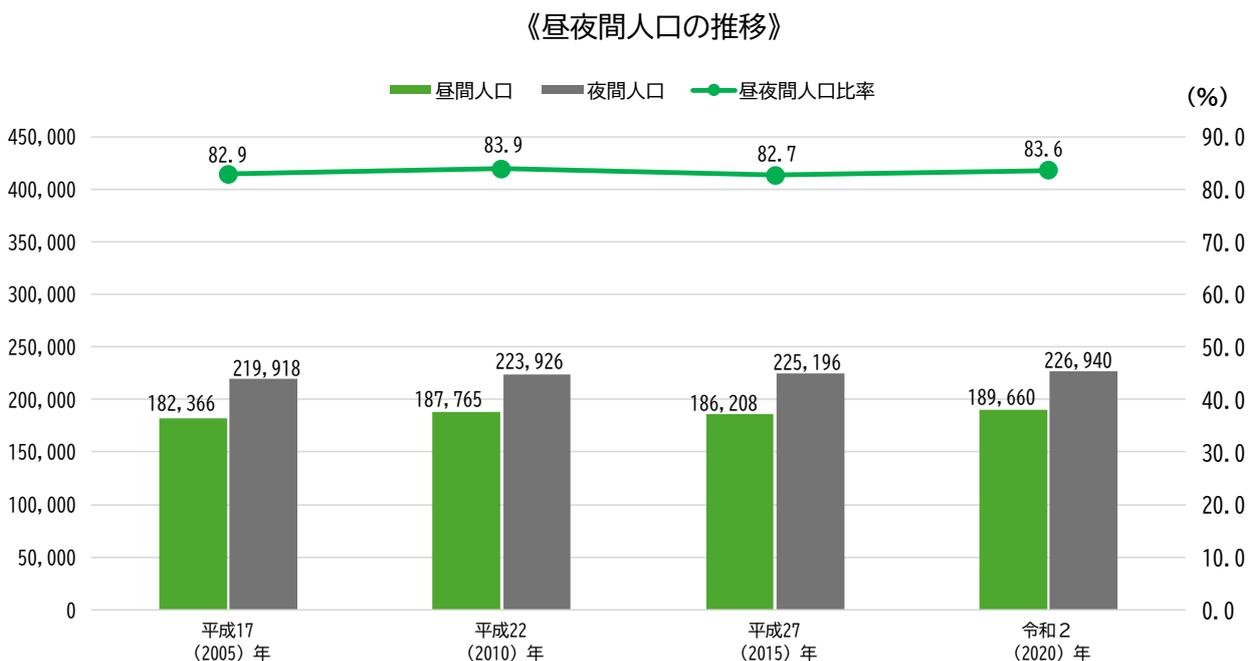


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日時点）

(3) 昼夜間人口

本市は、さいたま市や東京都等への通勤・通学者が多く、昼間人口が夜間人口を下回り、住宅都市としての性格が見られます。

昼夜間人口比率は82～83%台で推移し、令和2（2020）年は83.6%となっています。



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日時点）

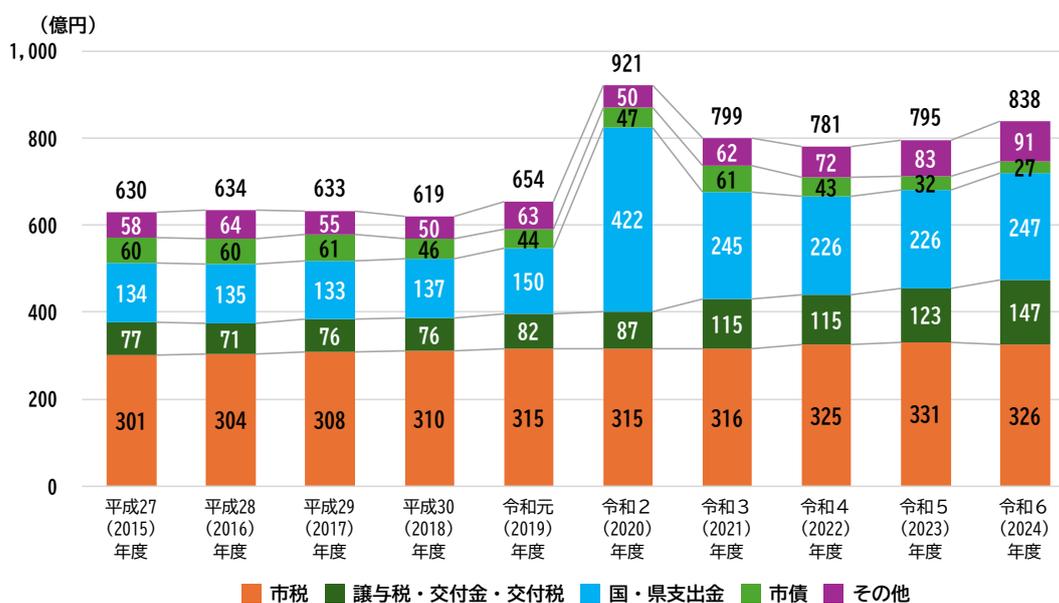
第4節 財政

(1) 歳入の推移

近年における本市の歳入（普通会計）の推移を見ると、平成30（2018）年度までは600億円程度でしたが、感染症対策等の国・県支出金の増加を主な要因として、令和2（2020）年度には一時的に900億円台となり、以降は約800億円で推移しています。

市税は概ね微増傾向にあり、また市債は令和3年度から減少傾向にあります。

《歳入（普通会計）の推移》



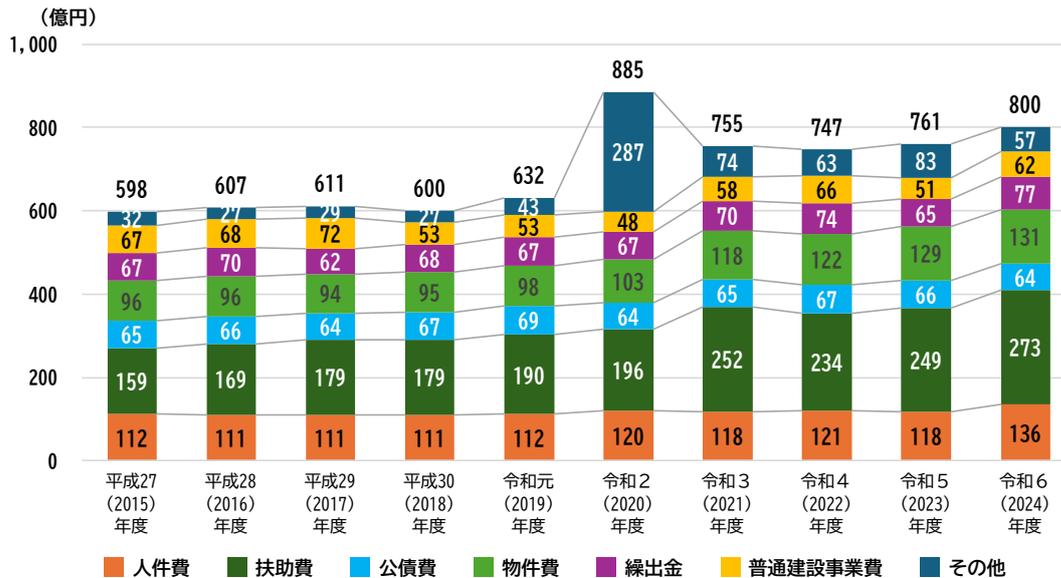
資料：埼玉県「財政状況資料集」市町村決算等

(2) 歳出の推移

近年における本市の歳出（普通会計）の推移を見ると、平成30（2018）年度までは歳入と同様に600億円前後でしたが、感染症対策を主な要因として、令和2（2020）年度には一時的に約900億円となり、以降は750億円前後で推移しています。

特に扶助費の増加が顕著であり、平成27（2015）年度の159億円から、令和6（2024）年度には273億円となっています。

《歳出（普通会計）の推移》



資料：埼玉県「財政状況資料集」市町村決算等

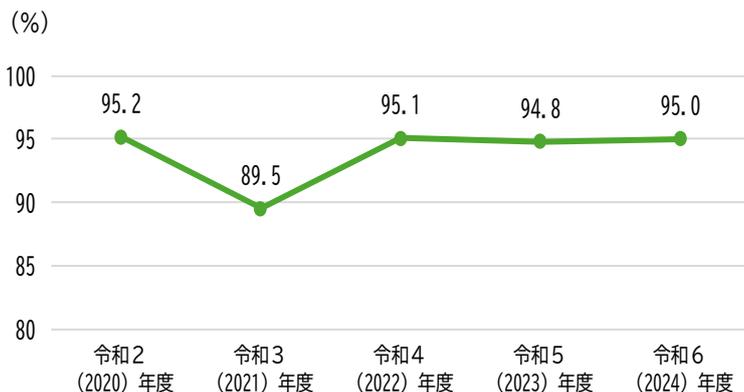
〈経常収支比率の推移〉

経常収支比率は、市税等の経費一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費にどの程度使われているかを示す比率で、この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを表します。

全国的に高齢化による扶助費の増加などにより、経常収支比率は上昇傾向となっています。本市の当該比率は、県内の類似団体と比べ、やや高めとなっています。

今後、令和6年度数値（95.0程度）の維持を目標とし、さらなる財政基盤の強化を図る必要があります。

$$\frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{経費一般財源収入総額} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$



経費一般財源

地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源。

経常的経費

人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費。

臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。通常収支の財源不足額を国と地方で折半し、地方公共団体が発行する。

類似団体

市町村を「人口」と「産業構造」で分類し、その類型により、大都市、特別区、中核市、施行時特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの。

第3章 計画策定のための各種調査結果

第1節 調査等の概要

(1) 市民意識調査

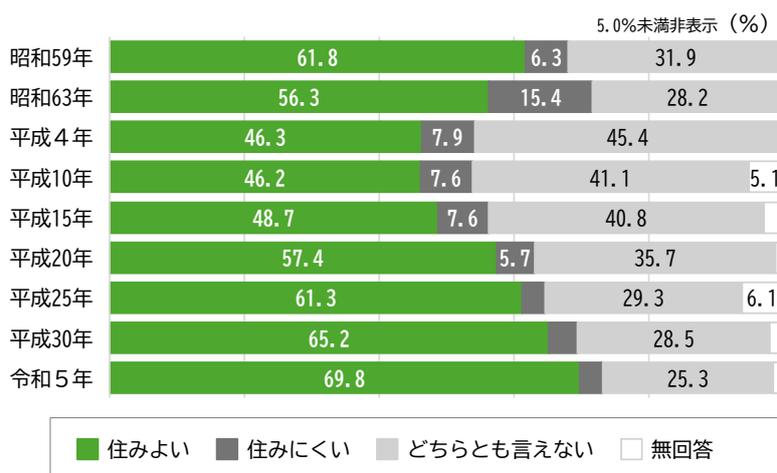
令和5（2023）年11月に実施した市民意識調査から、上尾市民の意識の主な特徴について、次のように読み取ることができます。

《市民意識調査の実施概要》

- ・調査対象 3,000人（無作為抽出による18歳以上の市民）
- ・調査期間 令和5（2023）年11月
- ・有効回答数 1,667票（回収率：55.6%）

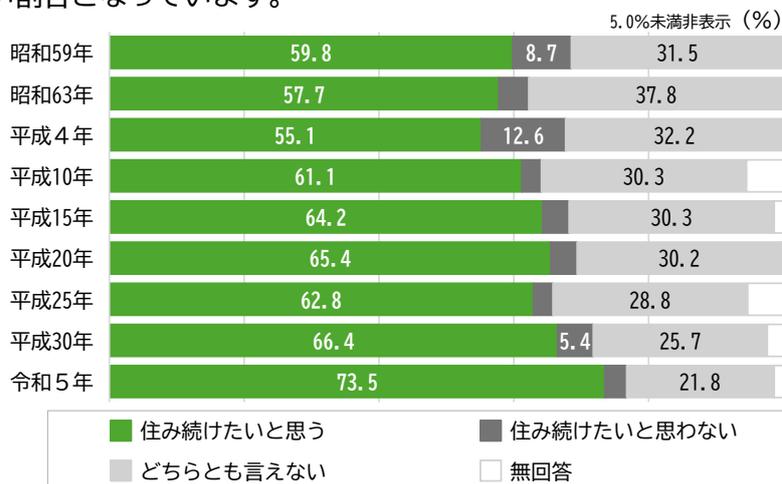
① 住み心地

「住みよい」が69.8%、「住みにくい」が3.4%で、昭和59（1984）年以降の調査結果と比較すると、「住みよい」の割合が平成10年調査以降増加傾向にあり、過去の調査結果の中で最も高い割合となっています。



② 定住意向

本市に今後も「住み続けたいと思う」が73.5%を占め、定住の意向は全体的に高く、昭和59（1984）年調査以降で最も高い割合となっています。



③暮らしの環境

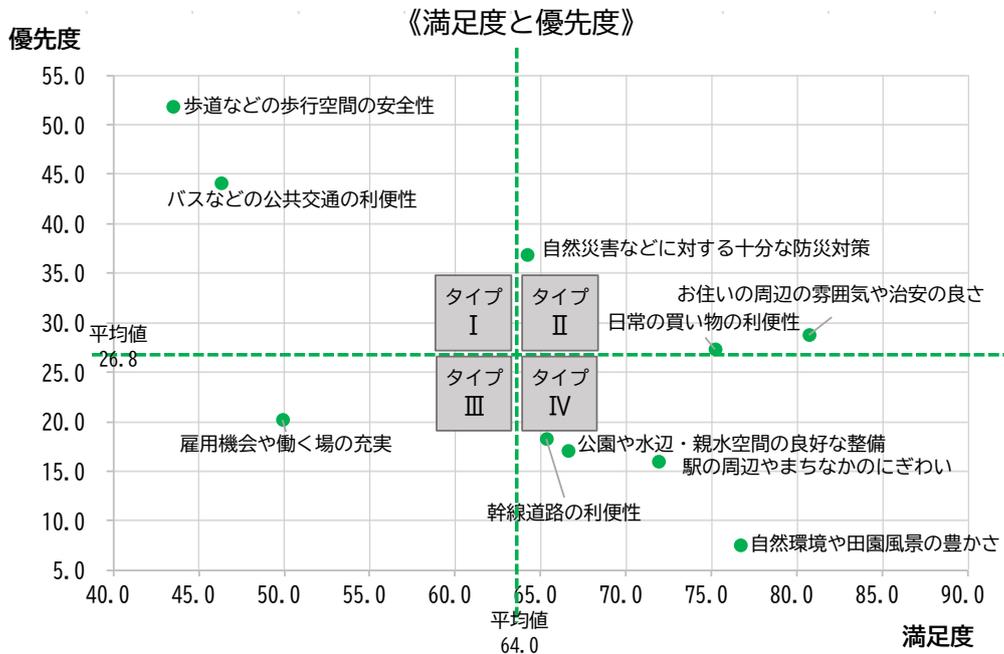
本市の住環境について、満足度と優先度の相関関係を示すと下の表と図のとおりとなります。図の横軸は、満足度（「満足」と「やや満足」割合の合計）、縦軸は優先度を表し、それぞれ全項目の平均値の位置を示しています。

タイプⅠは、今後力を入れて取り組むべきと考えられる項目で、「歩道などの歩行空間の安全性」、「バスなどの公共交通の利便性」が挙げられます。

タイプⅡは、現状維持を図るべきと考えられる項目で、「お住いの周辺の雰囲気や治安の良さ」などが挙げられます。

タイプⅢは、状況に応じて取り組むべきと考えられる項目で、「雇用機会や働く場の充実」が挙げられます。

タイプⅣは、既に充実している等市民からみた優先度は高くないと考えられる項目で、「自然環境や田園風景の豊かさ」などが挙げられます。



項目	満足度		優先度	
	R 5	H30(参考)	R 5	H30(参考)
駅の周辺やまちなかのにぎわい	71.9	69.7	16.0	15.7
日常の買い物の利便性	75.2	72.7	27.3	24.9
雇用機会や働く場の充実	49.9	43.9	20.2	22.8
お住いの周辺の雰囲気や治安の良さ	80.7	75.2	28.7	29.5
自然環境や田園風景の豊かさ	76.7	74.4	7.5	7.3
歩道などの歩行空間の安全性	43.5	39.6	51.8	52.0
幹線道路の利便性	65.3	65.0	18.3	17.8
バスなどの公共交通の利便性	46.3	44.1	44.1	42.9
公園や水辺・親水空間の良好な整備	66.6	66.4	17.0	14.1
自然災害などに対する十分な防災対策	64.2	53.0	36.8	45.7
平均値	64.0	60.4	26.8	27.3

(2) 市民ワークショップ

まちづくりに関する市民の意向を把握し、また本市のまちづくりを自分事として捉える市民を増やし、本市の未来について市民と話し合うために開催しました。

《市民ワークショップの実施概要》

- ・募集方法 上尾市在住の18歳以上の方から無作為に3,000人を抽出し、参加募集案内を送付
- ・開催日時 令和6(2024)年10月～11月 全4回
- ・各回参加者とテーマ テーマ別に上尾市のよいところ・改善が必要などころの共有

回数	日程	場所	テーマ
参加者数	時間：9時30分～12時30分		
第1回 29名	令和6年10月6日 (日)	上尾市役所本庁舎 行政棟7階大会議室	① 子育て・教育 ② にぎわい
第2回 32名	令和6年10月19日 (土)		① 福祉 ② 健康・生涯学習
第3回 25名	令和6年10月27日 (日)		① 人権・コミュニティ ② 環境
第4回 21名	令和6年11月16日 (土)	上尾市役所本庁舎 議会棟4階全員協議会室	① 安全・安心 ② 広報・行財政



(3) 若者会議

ふだん市役所と関わりの少ない10～20代の若者のニーズや提案をうかがうこと、また、若者が上尾市のまちづくりに関心を持つきっかけになることを目的に開催しました。

《若者会議の実施概要》

- ・募集方法 上尾市在住・在学の概ね25歳以下の高校生・大学生などに、参加募集案内を配布
- ・参加人数 18人

日程	場所	テーマ
令和6年11月24日(日) 9時30分～12時30分	上尾公民館 講座室 402	① あげおについて思うこと ② あげおの理想の状態



(4) こどもアンケート

総合計画策定の基礎資料とするために、小・中学生を対象にWebアンケートを行いました。

《こどもアンケートの実施概要》

- ・調査対象 小学3年生、小学5年生、中学2年生
- ・調査期間 令和6(2024)年9月20日(金)～10月15日(火)
- ・有効回答数 2,331票(回収率：43.0%)
- ・主な設問 上尾市の住みやすさ、定住意向、生活していてよいと感じるところと悪いと感じるところ、まちの中で将来に残したい好きな場所や風景

第2節 主な市民意見

各種調査等から得られた市民意見を、まちづくりの基本方向ごとに示します。

まちづくりの基本方向1 明日を担う人が育つまちづくり

市民意識調査

- ◆ 少子化対策や子育て支援のため、今後充実させた方がよいと思う取組〔上位3項目〕
 - ① 保育施設の整備 ② 困難を抱える子ども・若者の支援（ヤングケアラー、ひきこもりなど）
 - ③ こどもの居場所支援（子ども食堂、学習支援など）
- ◆ 持続可能な都市として存続するために、重点をおいて取り組むべき分野〔上位3項目〕
 - ① 子育て支援の充実 ② 高齢者福祉の充実 ③ 公共交通機関の充実

市民ワークショップ

【よいところ】

- ◆ こどもの城やアッピーランドがある
- ◆ 自然が多く田舎の雰囲気の中で子育てできる
- ◆ 給食がおいしい

【気になるところ】

- ◆ 保育園に空きが少ない
- ◆ 駅前や室内の遊び場がない
- ◆ 小中学校の建物が古い

若者会議

【よいところ】

- ◆ こども向けイベントがたくさんあることがよい
- ◆ 英語教育がよい

【気になるところ】

- ◆ 休日などに勉強できるスペースが少ない

こどもアンケート

【気になるところ】

- ◆ 暑い日や雨の日に屋内で遊べる場所がほしい
- ◆ ボールで遊べる場所が少ない
- ◆ 静かに勉強できる場所がない

まちづくりの基本方向2 人生が楽しめるまちづくり

市民意識調査

- ◆生涯にわたり主体的な健康づくりに取り組むため、スポーツや健康に関して行政に期待すること〔上位3項目〕
 - ①スポーツや健康活動が手軽に楽しめるための環境整備
 - ②イベントの充実
 - ③日常的な情報発信
- ◆生涯学習活動として学びたいこと〔上位3項目〕
 - ①パソコン、スマートフォンなど情報化社会に対応するための技能や知識に関するもの
 - ②水泳、剣道、健康体操やウォーキングなどスポーツ・健康に関するもの
 - ③音楽鑑賞、読書、園芸、DIYなど趣味に関するもの

市民ワークショップ

- 【よいところ】
- ◆運動イベントが多い（上尾シティハーフマラソンや地域イベントなど）
 - ◆スポーツ施設が多い（上尾運動公園、武道館、アイスアリーナ）
 - ◆アッピー体操がよい
- 【気になるところ】
- ◆地域の活動を知る方法が少ない
 - ◆現役世代でも参加しやすい時間帯での講座設定が必要

若者会議

- 【よいところ】
- ◆スポーツ施設が多い
- 【気になるところ】
- ◆埼玉上尾メディックスがあるのにバレーボールの知名度がない

こどもアンケート

- 【将来に残したいもの】
- ◆ささら獅子舞、どろいんきょを残したい
- 【気になるところ】
- ◆家の近くに図書館がほしい
 - ◆野球やサッカー、バスケットなどを自由にできる場所がほしい

まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

市民意識調査

- ◆ 持続可能な都市として存続するために、重点をおいて取り組むべき分野〔上位3項目〕
 - ①子育て支援の充実
 - ②高齢者福祉の充実
 - ③公共交通機関の充実
- ◆ 障害のある人と共生する上で必要だと思う取組〔上位3項目〕
 - ①障害のある人に対する理解促進
 - ②障害のある人に対する偏見や差別の解消
 - ③バリアフリーの推進

市民ワークショップ

【よいところ】

- ◆ 作業福祉事務所（働く場、コミュニティ）がある
- ◆ リハビリの介護施設がある
- ◆ 小中高に障害者向けの学級がある

【気になるところ】

- ◆ 福祉の人手不足
- ◆ 高齢者などの憩いや団らんの場が少ない
- ◆ 道路のバリアフリーが不十分で、ベビーカーや車イスにとっては道路が狭い

こどもアンケート

【気になるところ】

- ◆ 高齢者がバスの利用や買い物に不便している
- ◆ 近くにバス停があれば、高齢者、小さなこども連れ、障害のある人が便利になる

まちづくりの基本方向4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

市民意識調査

- ◆ あなた自身や家族・知人が、さまざまな人権について正しく理解をするために必要だと思うこと〔上位3項目〕
 - ①学校における人権教育の推進 ②社会的に弱い立場の人への支援救済策の充実
 - ③職場での理解・協力
- ◆ 多文化共生社会の実現に向け、力をいれるべき施策〔上位3項目〕
 - ①多言語による対応、情報発信の充実 ②日本語習得の支援
 - ③外国人市民のための相談窓口の充実

市民ワークショップ

【よいところ】

- ◆ PTA や市議会で女性が活躍している
- ◆ パートナーシップやファミリーシップの制度がある
- ◆ 外国人とのふれあいを通じて色々な言語が学べる
- ◆ 異文化交流行事、文化センターでのワールドフェアがある

【気になるところ】

- ◆ 言葉の壁があり、外国人の町会への参画が難しい
- ◆ 街中の案内板での外国語表記が少ない

こどもアンケート

【気になるところ】

- ◆ いじめや不登校の問題がある

まちづくりの基本方向5 安全な暮らしを守るまちづくり

市民意識調査

- ◆ 災害に強いまちにしていくために必要だと思う取組〔上位3項目〕
 - ①河川整備や雨水排水整備などの水害対策の強化
 - ②防災ガイドブックやハザードマップ等の周知 ③上・下水道などの耐震性の向上
- ◆ 地域の防犯対策で特に望むこと〔上位3項目〕
 - ①防犯カメラの増設などの防犯に関わる環境整備
 - ②防犯パトロールカーによるパトロールの強化 ③犯罪発生情報などの情報提供
- ◆ 電車やニューシャトル、バスなどの公共交通の利便性を高めるために必要だと思う取組〔上位3項目〕
 - ①市内循環バス「ぐるっとくん」の運行の充実 ②電車、ニューシャトルの運行本数の増加
 - ③民間路線バスの運行の充実
- ◆ 上尾市が持続可能な都市として存続するために重点をおいて取り組むべき分野〔上位3項目〕
 - ①子育て支援の充実 ②高齢者福祉の充実 ③公共交通機関の充実

市民ワークショップ

【よいところ】

- ◆ 地域の行事で防災が楽しく組み込まれている
- ◆ 登下校の見守りボランティア
- ◆ ぐるっとくんがある
- ◆ 地域ごとの消防団がある

【気になるところ】

- ◆ 防災無線が聞こえにくい ◆ 空き家の増加 ◆ 交通渋滞 ◆ バス本数の減少、利便性
- ◆ 地区の消防団の人手不足

若者会議

【よいところ】

- ◆ 大宮が近く、都心や地方にも行きやすい
- ◆ 交通面であまり不自由はない

【気になること】

- ◆ 災害の被害は軽微だが、荒川の氾濫は気になる

こどもアンケート

【よいところ】

- ◆ 旗振りをしてくださる方がいて安心

【気になるところ】

- ◆ 横断歩道が必要な場所がある
- ◆ ぐるっとくんがもう少し本数があると便利

まちづくりの基本方向6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

市民意識調査

- ◆ごみの減量化促進に向け、指定日にごみ集積所に資源物を排出する以外の資源物の排出手段〔上位3項目〕
 - ①自治会やPTAなどの地域リサイクルに排出している
 - ②スーパーマーケットなどの民間施設の資源回収ボックスに排出している
 - ③公共施設等の資源回収ボックスに排出している

市民ワークショップ

- 【よいところ】
 - ◆住宅地が整備されている
 - ◆市街地と自然のほどよいバランス
 - ◆上尾駅前の自転車道整備
- 【気になるところ】
 - ◆団地の老朽化や高齢化
 - ◆下水道管の老朽化、下水のない地区が多い

若者会議

- 【よいところ】
 - ◆公園が多い、大きい
- 【気になるところ】
 - ◆公園器具の老朽化が気になる
 - ◆道が暗く、ガタガタなところがある

こどもアンケート

- 【よいところ】
 - ◆丸山公園、上平公園、上尾運動公園がある
 - ◆ショッピングモールがある
 - ◆緑が多く自然豊か
- 【気になるところ】
 - ◆道にたばこがたくさん落ちている
 - ◆通学路の歩道が狭い
- 【残したい場所や風景】
 - ◆鴨川沿いの桜咲く土手

まちづくりの基本方向7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

市民意識調査

◆ 上尾市の産業（農業・商業・工業・観光）の発展のために、特に力を入れるべきこと
〔上位3項目〕

①商店街の活性化 ②農産物の地産地消の拡大 ③魅力ある食・お土産の充実

市民ワークショップ

【よいところ】

- ◆ 上尾夏まつりが栄えている
- ◆ 年間を通して色々な祭りがある
- ◆ 駅前など商業施設が多い
- ◆ 大きなショッピングモール、レジャー施設が多い
- ◆ 就業先が多い

【気になるところ】

- ◆ アッピー通り(商店街)が閑散
- ◆ 駅周辺以外がさびしい
- ◆ 観光スポットが少ない

若者会議

【よいところ】

- ◆ ショッピングモールが2つもある
- ◆ イルミネーションがきれい
- ◆ 飲食店が充実している

【気になるところ】

- ◆ 映画館やアミューズメント施設がない

こどもアンケート

【よいところ】

- ◆ コンビニやスーパーで買い物しやすい
- ◆ 上尾夏まつりがよい

【気になるところ】

- ◆ 映画を鑑賞する施設がない

【残したい場所や風景】

- ◆ あげお花火大会

まちづくりの基本方向8 持続可能な都市経営

市民意識調査

◆ 上尾市の行政情報などの入手のしかた〔上位3項目〕

①『広報あげお』 ②自治会の回覧や掲示板 ③『あげお議会だより』

◆ 地域活動やボランティア活動について、今後行いたいと思う活動〔上位3項目〕

①特技や趣味を生かした交流活動（手芸、農作業、スポーツ、外国語、パソコンなど）
②周辺環境を整備する活動（道路・公園の清掃、リサイクルなど）
③高齢者を支援する活動（家事援助、話し相手、見守り、外出付き添いなど）

市民ワークショップ

【よいところ】

◆ あげおほっと便（メールマガジン）が役立つ
◆ コンビニで各種証明が取れる
◆ 自治会が環境整備やまつりをしている

【気になるところ】

◆ イベント告知が広報紙だけでもったいない
◆ 市の経営状況の見える化
◆ どういう団体やボランティアがあるか分からない

若者会議

【よいところ】

◆ さまざまな世代に向けたイベントがある

【気になるところ】

◆ 特産品の知名度が低い

こどもアンケート

【よいところ】

◆ 近所の人が優しく話しかけてくれたり、あいさつを返してくれたりする

【気になるところ】

◆ よい市なのにアピール不足

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料

第2編 基本構想

令和3年3月議決（制定）

令和6年9月議決（変更）

令和8年1月議決（変更）

第1章 まちづくりの基本理念

本市が今後、まちづくりを進める上での基本的な姿勢である「基本理念」を次のとおり示します。

安心・安全な暮らし

感染症や、毎年のように大きな被害をもたらす自然災害などから、私たちの生活を守るため、市民の安心・安全を根幹に据えたまちづくりを進めます。

誰もが自分らしく

ノーマライゼーションの考えのもと、誰もが自分らしく暮らすことができ、世代を超えそれぞれが尊重し合えるまちを目指します。

人とつながりのあるまちへ

市民・事業者・大学・行政など多様な主体がつながり、協働でまちづくりに取り組むことで、複雑化・多様化している課題を解消し、さらには、「人」と「まち」が一緒に育つことで、愛着あるまちづくりを進めます。

持続可能な未来への責任

次世代を担うこどもたちのため、良好な環境を守りつつ、あらゆる資源を限りあるものとして捉え、未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めます。

第2章 将来の目指す姿

第1節 将来都市像

基本理念のもとで、重点課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が誇りを持ち安心して暮らせる都市を目指すこととし、10年後の「将来都市像」を、次のとおり示します。

みんなでつくる みんなが輝くまち あげお

市民同士がつながりを持ち、事業者・大学・行政など多様な主体が協働でまちづくりに取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らすことができ、将来にわたり市民と地域が輝き続けるまち

第2節 将来人口

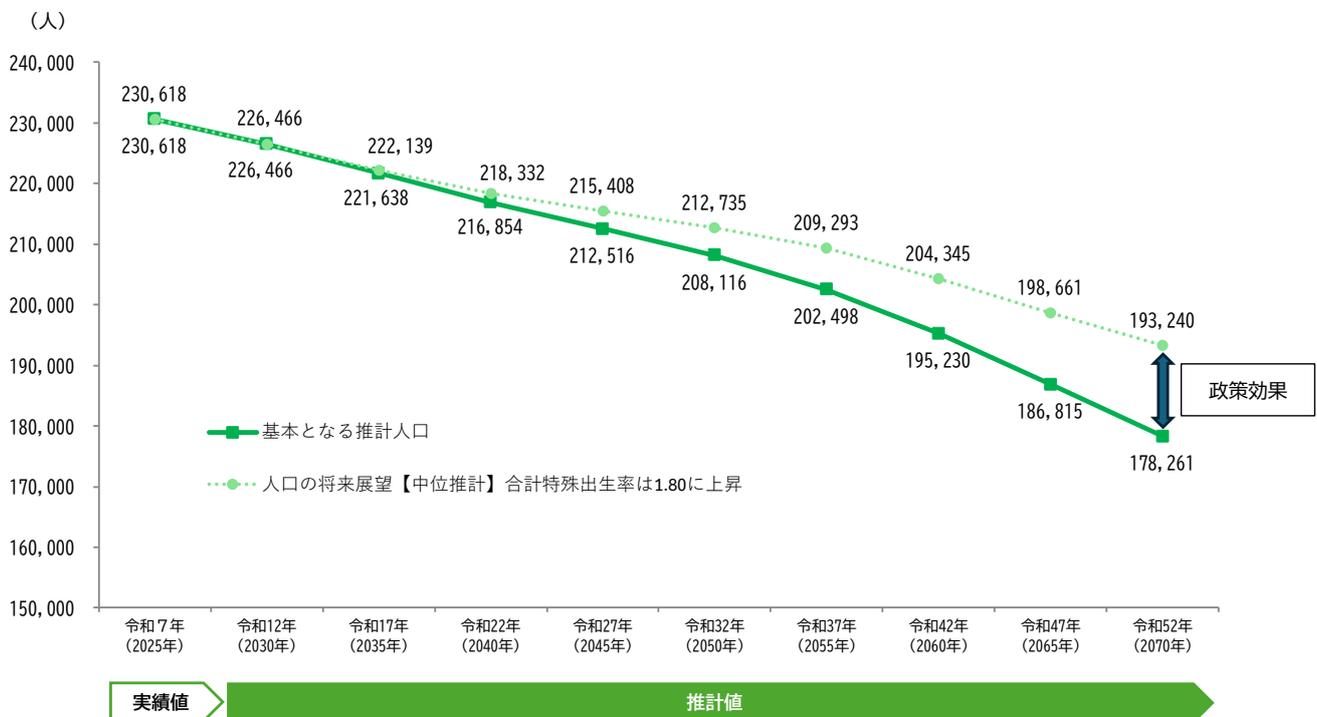
まちづくりの基礎となる人口について、国立社会保障・人口問題研究所（「社人研」）が推計した結果を、住民基本台帳人口ベースで再推計（以下「基本となる推計人口」）し、今後の施策展開による効果などを考慮し将来展望人口とした上で、以下のように推計します。

（※）この際、「第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略」（令和7（2025）年度策定）における将来人口推計と整合を図ります。

※ 公表されている国勢調査結果の最新値が令和2（2020）年実施のものとなるため、将来人口は令和7（2025）年10月1日の住民基本台帳人口を基準人口としています。

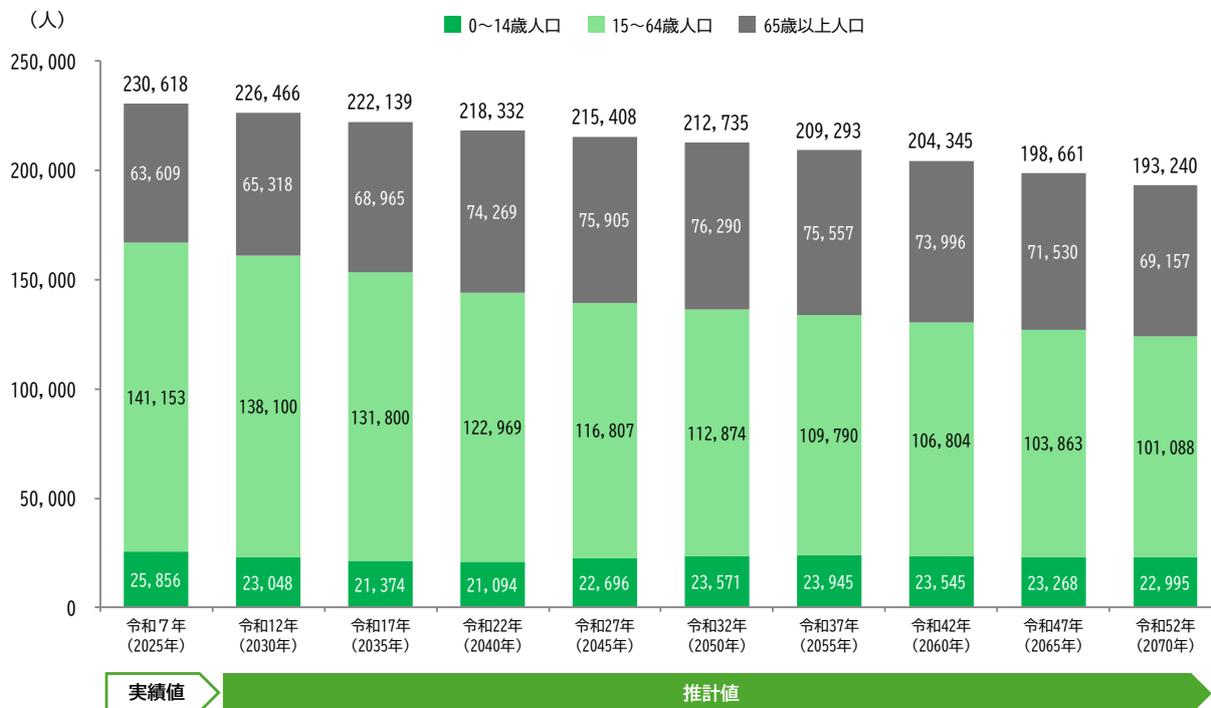
第6次上尾市総合計画の計画期間における将来展望人口は、令和12（2030）年に226,466人と推計します。また、令和52（2070）年時点における将来展望人口は193,240人とします。基本となる推計人口（令和52（2070）年時点で178,261人）と比較して、施策展開による効果を約1.5万人と見込みます。

《上尾市の将来展望人口（住民基本台帳人口ベース）》



総人口が減少していく中、生産年齢人口（15～64 歳人口）は一貫して減少傾向となります。また、老年人口（65 歳以上人口）は令和 32（2050）年をピークとして減少しますが、年少人口（0～14 歳人口）は令和 22（2040）年を底として増加に転じると推計します。

《年齢3区分別の将来展望人口（住民基本台帳人口ベース）》



《人口を推計するにあたっての仮定値等の設定》

	①基準人口	②合計特殊出生率	③純移動率
基本となる推計人口	令和 7 (2025) 年 10月1日 住民基本台帳	令和 6 (2024) 年実績値の 1.07 が、社人研仮定値 (令和 5 (2023) 3月推計) のとおり令和 27 (2045) 年に 1.30 に上昇し、その後は社人研仮定値 のとおり 1.30 程度で推移すると仮定	社人研仮定値 (令和 5 (2023) 3月推計) を採用
将来展望人口		令和 6 (2024) 年実績値の 1.07 が、令和 32 (2050) 年に 1.80 に上昇し、その後は変動しないと仮定	同上

《各推計人口に用いた合計特殊出生率》

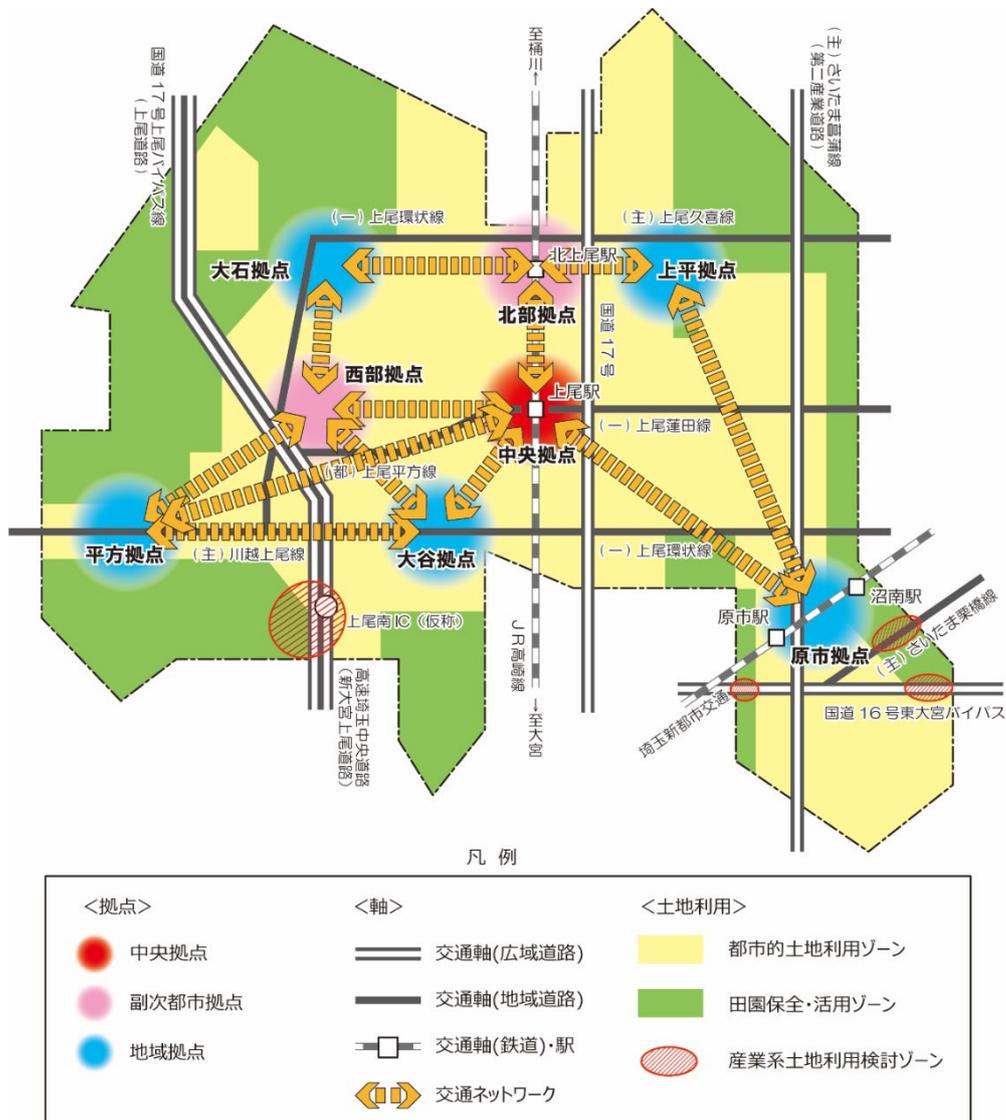
	令和 12 年 (2030)	令和 32 年 (2050)	令和 52 年 (2070)
基本となる推計人口	1.13	1.34	1.33
将来展望人口	1.22	1.80	1.80

第3節 将来都市構造

将来都市構造は、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、市の拠点となる場所や、都市の骨格を形成する軸の配置、土地利用の区分といった、目指すべき都市のあり方を示すものです。

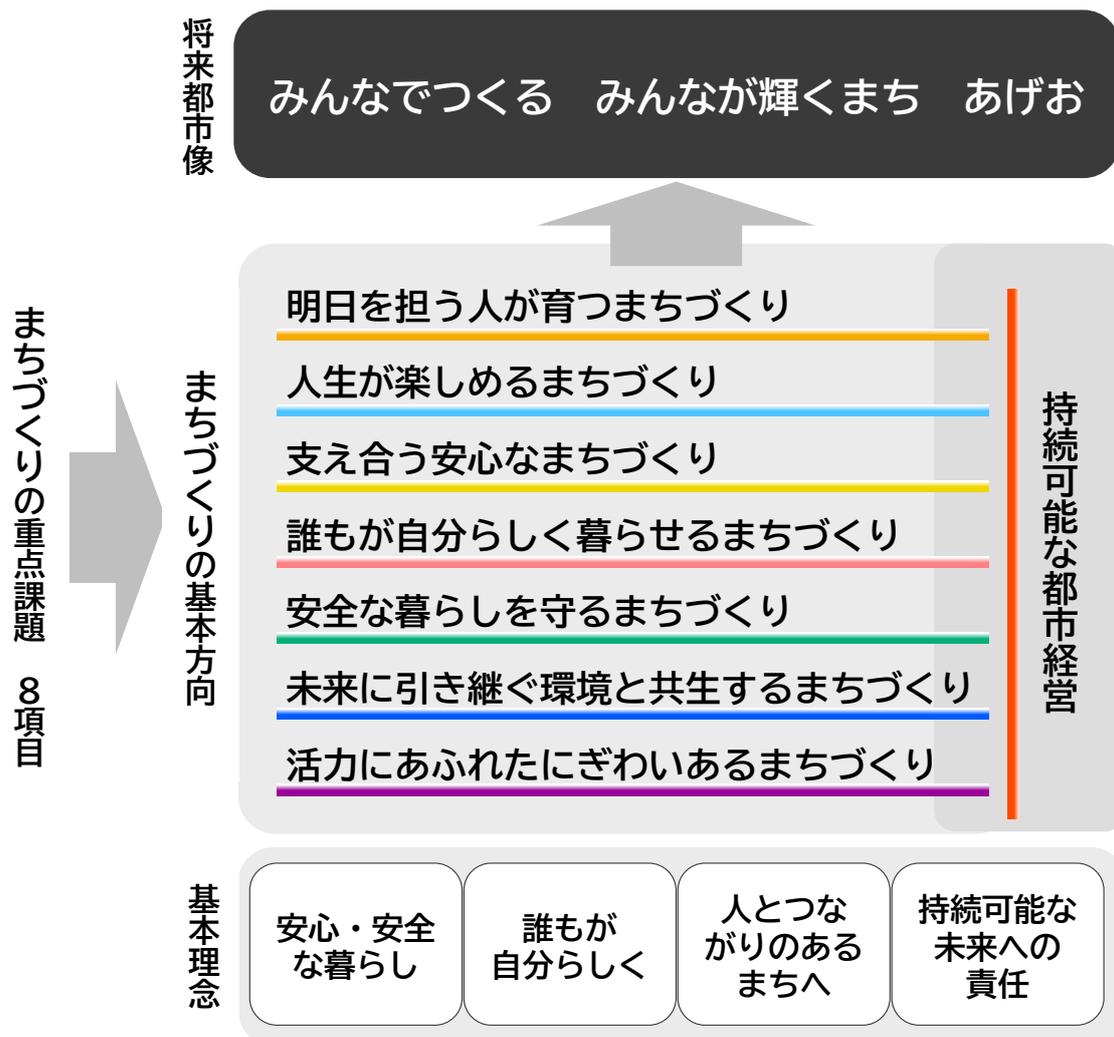
将来都市構造は、将来都市像である「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するために、暮らしの場の近くにさまざまな都市機能や働く場が適切に立地し、それらが道路・公共交通のネットワークによって有機的に結びついた「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造とします。

《本市の将来都市構造》



第3章 まちづくりの基本方向

本市のまちづくりの重点課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めます。



1 明日を担う人が育つまちづくり

安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子どもたち一人一人が柔軟かつ主体的に未来を切り開いていくのに必要な能力の育成に向けた教育の充実を図ります。

2 人生が楽しめるまちづくり

誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、市民が日頃からこころやからだの健康づくりに取り組める環境づくりを進めるとともに、年齢に関わらず学びたいときに学べる機会の充実を図ることで、人生100年時代にふさわしいまちづくりを進めます。

3 支え合う安心なまちづくり

誰一人取り残さない社会の実現に向けて、高齢者、障害児・者など支援を必要とする人が適切な支援を受けられるほか、介護で悩んでいる人や生活に困っている人への相談体制の充実や地域全体で支え合う仕組みづくりを進めるなど、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めます。

4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

国籍、性別などに関わらずお互いを尊重できるまちを目指して、職場や学校、家庭や地域で起こる差別の解消に向けた取組を進めるとともに、あらゆる世代が市民活動に参加することができ、国籍や文化的背景の違いに関わらず、誰もが社会の一員として活躍し、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

5 安全な暮らしを守るまちづくり

地震や風水害などの大規模災害に対する対策を進め、地域全体のレジリエンス（回復力、復元力、しなやかさ）を高めるほか、交通事故や犯罪、火災による被害を防ぎ、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

本市の未来を担う子どもたちに豊かな自然環境を残すため、環境保全に向けた取組を進めるとともに、道路や河川、上下水道の整備・維持管理に継続的に取り組むことで、将来にわたって安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

本市の産業立地上の優位性を生かし、地域全体の産業競争力を向上させるとともに、特産品等を積極的にPRするなど、にぎわいを創出する取組を進めます。また、働き方の多様化による労働力の確保や労働環境の向上、情報技術の活用を推進することで、活力あるまちづくりを進めます。

8 持続可能な都市経営

経営資源が限られ、人口減少や高齢化が進む中であっても、市民サービスを維持・向上させるため、ICTを活用したスマート自治体への転換や公共施設マネジメントに基づく施設の質・量の最適化を図るとともに、さらなる財政健全化の実現に向けた取組を推進します。

また、市民・事業者・大学・行政など多様な主体が協働して地域の課題解決に取り組むなど、オール上尾で持続可能なまちづくりを進めます。

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料

第3編 後期基本計画

■施策体系図

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
1 明日を担う人が育つ まちづくり	1 結婚・出産・ 子育て支援	1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
		2 地域における子育て支援の強化
		3 就学前保育・幼児教育の充実
		4 こどもの遊び場・居場所づくり
		5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援
		6 児童虐待の防止
	2 教育	1 知・徳・体の育成・自立する力の育成
		2 多様なニーズに対応した教育の推進
		3 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進
		4 家庭・地域の教育力の向上
	3 青少年	1 青少年健全育成の推進
		2 ニート・ひきこもり対策、ヤングケアラー支援
2 人生が楽しめる まちづくり	1 健康	1 病気の予防・早期受診
		2 感染症対策の継続的な実施
		3 こころの健康づくりの推進
		4 介護予防事業の推進及び健康づくり
		5 スポーツ・レクリエーションの充実
	2 学び・創造	1 生涯学習活動の推進
		2 文化・芸術活動の支援
		3 文化財の継承

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
3 支え合う安心な まちづくり	1 生活福祉	1 地域福祉活動の推進
		2 生活困窮者等への支援
	2 高齢者福祉	1 地域包括ケアシステムの推進
		2 介護保険サービスの充実
		3 高齢者の社会参加の促進
	3 障害者福祉	1 療育支援の充実
		2 障害者の自立支援の充実
		3 障害者の就労の支援

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
4 誰もが自分らしく 暮らせるまちづくり	1 人権・男女共同 参画	1 人権の擁護
		2 男女共同参画の推進
	2 多文化共生 ・平和	1 多文化共生・人の交流の推進
		2 平和への取組

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
5 安全な暮らしを守る まちづくり	1 防災	1 地域防災力の向上 2 防災体制の強化 3 災害援助・復旧体制の確立 4 減災対策の推進
	2 防犯	1 防犯活動の推進 2 空家等対策の推進 3 消費者相談体制の充実
	3 交通	1 交通手段の充実・自転車施策の推進 2 交通安全の確保
	4 消防	1 消防体制の充実 2 地域の防火意識の向上 3 救急体制の充実

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
6 未来に引き継ぐ環境と 共生するまちづくり	1 住環境	1 良好なまちづくりの推進 2 地域の憩いの場の確保 3 衛生的な生活環境の維持
	2 環境	1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理 2 自然環境保全 3 地球温暖化対策等の促進
	3 道路・河川	1 道路の適切な維持管理 2 道路の計画的な整備 3 河川の整備と適切な維持管理
	4 上下水道	1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持 2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営 3 都市下水路の整備と適切な維持管理

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
7 活力にあふれた にぎわいあるまちづくり	1 産業	1 農業者への支援 2 商業者への支援 3 工業者への支援 4 企業立地 5 観光の振興
	2 労働環境	1 勤労者・就労支援

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
8 持続可能な都市経営	1 情報発信・公開	1 情報の発信・公開 2 広聴活動
	2 行政運営	1 経営的な行政運営 2 DXの推進・情報技術の活用 3 合理的な組織運営 4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進
	3 財政運営	1 健全な財政運営
	4 協働 ・コミュニティ	1 協働のまちづくりの推進 2 コミュニティ活動への支援

■SDGs と各施策の関係表

まちづくりの基本方向 (大項目)		1	2	3	4	5	6
テーマ (中項目)		1 貧困 貧困をなくそう	2 飢餓 飢餓をゼロに	3 健康福祉 すべての人に健康と福祉を	4 教育 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー ジェンダー平等を実現しよう	6 水・衛生 安全な水とトイレを世界中に
1 明日を担う人が育つまちづくり	1 結婚・出産・子育て支援	●	●	●	●		
	2 教育			●	●		
	3 青少年	●		●	●		
2 人生が楽しめるまちづくり	1 健康		●	●			
	2 学び・創造				●		
3 支え合う安心なまちづくり	1 生活福祉	●	●	●			
	2 高齢者福祉	●		●			
	3 障害者福祉	●		●	●		
4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	1 人権・男女共同参画				●	●	
	2 多文化共生・平和						
5 安全な暮らしを守るまちづくり	1 防災	●					
	2 防犯					●	
	3 交通			●			
	4 消防						
6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	1 住環境			●			●
	2 環境						●
	3 道路・河川						
	4 上下水道						●
7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり	1 産業		●		●		
	2 労働環境	●					
8 持続可能な都市経営	1 情報発信・公開						
	2 行政運営						
	3 財政運営						
	4 協働・コミュニティ						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
エネルギー	経済成長 雇用	産業基盤	平等	持続可能 都市	消費生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和公正	パートナ ーシップ
									●	
	●		●							
	●		●							
			●							
				●						
	●		●							●
			●							●
	●		●	●						●
			●						●	
			●						●	●
				●		●				
				●		●				
●				●	●	●	●	●		
		●		●		●				
	●	●								
	●									
									●	
					●				●	●
			●							●
									●	●

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料

■各テーマの構成と見方

8つのまちづくりの基本方向の下に分類される各施策については、以下のとおりの構成で記載しています。

① 関連する SDGs の目標



テーマ1 結婚・出産・子育て支援

② 目指す姿

目指す姿 子どもを安心して産み育てることができ、子どもが伸びやかに育つ

③ テーマをめぐる社会的な状況

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国では、出生数が減少している一方、核家族化の進行や就労形態の多様化などにより、子育てに対するニーズは高まっています。
- 子育て家庭の孤立や子どもの貧困が問題となっており、妊娠期からの切れ目のない支援や、安心して生み育てることができる環境づくりが求められています。また、子ども自身が安心して過ごせる居場所づくりも重要となっています。

説明

① 関連する SDGs の目標	SDGs の 17 の目標のうち、テーマに関連の深い目標を示しています（掲載しているアイコンは特に関係が深いもの）。
② 目指す姿	基本方向の各施策を実施したまちの姿を、イメージしやすい言葉で記しています。
③ テーマをめぐる社会的な状況	各施策を推進するにあたり、踏まえておくべきテーマごとの社会全体の状況と課題を記しています。

施策1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないため、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が課題となっています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff;">主な指標</th> <th style="background-color: #fff;">現状値</th> <th style="background-color: #fff;">目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fff;">アップー子育て応援ナビの0歳児の登録割合</td> <td style="background-color: #fff;">73.9%</td> <td style="background-color: #fff;">増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 主な指標 ⑧ 現状値 ⑨ 目指す方向</p>	主な指標	現状値	目指す方向	アップー子育て応援ナビの0歳児の登録割合	73.9%	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援（あげお版ネウボラ）を推進するとともに、子育てをしやすい環境づくりを進めます。（こども支援課・子育て支援センター・こども家庭保健課） ● 乳幼児の健やかな発育・発達に向け支援するとともに、保護者の不安の軽減を図ります。（こども支援課・子育て支援センター・こども家庭保健課・こども発達センター） ● 育児、家族関係、貧困など子育てについての複合的な悩みを一体的に支援します。（こども家庭保健課） ● 出会いから交際、結婚までの支援に努めます。（こども支援課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● プレコンセプションケア事業の実施 ● 妊娠中の健康管理・伴走型相談支援の実施 ● 産後ケア事業 ● オンライン子育て支援事業 ● 多様な子育てに関する意識啓発 ● 不妊症及び不育症に関する支援 ● 乳幼児健診等の実施 ● 乳幼児健康相談・育児相談等の実施 ● 積極的な子育て支援情報の提供 ● 子育て家庭のための切れ目のない相談窓口の設置 ● 結婚を希望する人への支援 ● 結婚に伴う新生活への支援
主な指標	現状値	目指す方向						
アップー子育て応援ナビの0歳児の登録割合	73.9%	増加・拡大等						
<p>②結婚を望む市民に対する支援が求められます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff;">主な指標</th> <th style="background-color: #fff;">現状値</th> <th style="background-color: #fff;">目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fff;">結婚新生活支援事業補助金が経済的負担の軽減に「役立った」と回答した割合</td> <td style="background-color: #fff;">97%</td> <td style="background-color: #fff;">維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	結婚新生活支援事業補助金が経済的負担の軽減に「役立った」と回答した割合	97%	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 出会いから交際、結婚までの支援に努めます。（こども支援課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚を希望する人への支援 ● 結婚に伴う新生活への支援
主な指標	現状値	目指す方向						
結婚新生活支援事業補助金が経済的負担の軽減に「役立った」と回答した割合	97%	維持						

④ 現況と課題

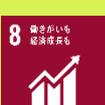
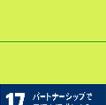
⑤ 取組の方向

⑥ 主な事業・取組

説明

④現況と課題	施策を推進するにあたり、踏まえておくべき本市の現況と課題を記しています。
⑤取組の方向	施策の現況と課題を解決するために、実施する取組の方向性を記しています。
⑥主な事業・取組	取組の方向を踏まえた、主な事業・取組を記しています。
⑦主な指標	「現況と課題」に紐づく「主な事業・取組」に設定した指標のうち、主なものを例示しています。
⑧現状値	指標の経年変化を見ていくにあたっての比較対象となる値です。原則として令和6年度の実績値を記していますが、特段の説明が必要な場合には個別に注記しています。
⑨目指す方向	指標に設定した値が将来的にどのようなようになっていくことが望ましいかの方向を、「増加・拡大等」「維持」「減少・縮小等」の3区分で記しています。

■SDGsの17のゴール

	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>		<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>		<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>		<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

まちづくりの基本方向 1

明日を担う人が育つまちづくり

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

現在、本市においても少子化が進行しており、合計特殊出生率についても、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っているのが現状です。今後も本市が活気あるまちとして発展していくためには、地域全体で子育て支援や子育てと仕事の両立支援などを進め、こどもが健やかに育つ環境づくりに一層取り組む必要があります。

また、情報技術の飛躍的な進化やグローバル化のさらなる進展など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、こどもたち一人一人が柔軟かつ主体的に未来を切り開いていくのに必要な資質・能力の育成がこれまで以上に重要になっています。

さらに、不登校やひきこもり状態の長期化により、本人や家族が周囲に相談できない状況も増えています。未来ある若者が社会に関わることができる取組を進めることも求められています。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
1 明日を担う人が育つまちづくり	1 結婚・出産・子育て支援	1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
		2 地域における子育て支援の強化
		3 就学前保育・幼児教育の充実
		4 こどもの遊び場・居場所づくり
		5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援
		6 児童虐待の防止
	2 教育	1 知・徳・体の育成・自立する力の育成
		2 多様なニーズに対応した教育の推進
		3 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進
3 青少年	4 家庭・地域の教育力の向上	
	1 青少年健全育成の推進	
		2 ニート・ひきこもり対策、ヤングケアラー支援



テーマ1 結婚・出産・子育て支援

目指す姿 子どもを安心して産み育てることができ、子どもが伸びやかに育つ

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国では、出生数が減少している一方、核家族化の進行や就労形態の多様化などにより、子育てに対するニーズは高まっています。
- 子育て家庭の孤立や子どもの貧困が問題となっており、妊娠期からの切れ目のない支援や、安心して生み育てることができる環境づくりが求められています。また、子ども自身が安心して過ごせる居場所づくりも重要となっています。

施策1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないため、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が課題となっています。			● 妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援（あげお版ネウボラ）を推進するとともに、子育てをしやすい環境づくりを進めます。（子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭保健課） ● 乳幼児の健やかな発育・発達に向け支援するとともに、保護者の不安の軽減を図ります。（子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭保健課・子ども発達センター） ● 育児、家族関係、貧困など子育てについての複合的な悩みを一体的に支援します。（子ども家庭保健課）	● プレコンセプションケア事業の実施 ● 妊娠中の健康管理・伴走型相談支援の実施 ● 産後ケア事業 ● オンライン子育て支援事業 ● 多様な子育てに関する意識啓発 ● 不妊症及び不育症に関する支援 ● 乳幼児健診等の実施 ● 乳幼児健康相談・育児相談等の実施 ● 積極的な子育て支援情報の提供
主な指標 アッピー子育て応援ナビの0歳児の登録割合	現状値 73.9%	目指す方向 増加・拡大等		
②結婚を望む市民に対する支援が求められます。			● 出会いから交際、結婚までの支援に努めます。（子ども支援課）	● 結婚を希望する人への支援 ● 結婚に伴う新生活への支援
主な指標 結婚新生活支援事業補助金が経済的負担の軽減に「役立った」と回答した割合	現状値 97%	目指す方向 維持		

施策2 地域における子育て支援の強化

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①近所付き合いなど地域の人のつながりが希薄化しており、子育て家庭が孤立することもあることから、地域の中で子育てに関する不安や悩みを相談したり、楽しさを共有したりすることができる人や場所が求められています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>地域子育て支援拠点の利用人数</td> <td>現状値 38,019人</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	地域子育て支援拠点の利用人数	現状値 38,019人	目指す方向 増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の育児不安の解消を図るとともに、社会的支援が必要なことにも対する支援に努めます。(こども支援課・子育て支援センター・こども家庭保健課・青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援拠点や子育てサロンによる子育て家庭の支援 ●関係機関・地域組織と連携した子育てに関する講座や相談等の実施 ●児童館における子育て相談の実施
地域子育て支援拠点の利用人数	現状値 38,019人	目指す方向 増加・拡大等			

施策3 就学前保育・幼児教育の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①共働きの家庭が増えており、保護者が安心して子どもを預けられる環境の整備が求められています。また、令和8年度から保護者の就労状況に関わらず、未就園児が保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」が実施されるため、保護者が安心して子どもを預けられる環境の整備が求められます。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>保育所等待機児童数</td> <td>現状値 0人</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	保育所等待機児童数	現状値 0人	目指す方向 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●公立・民間を含めた市全体での保育の供給体制を計画的に推進し、こどもにとって安心・安全な保育環境を目指します。また、「こども誰でも通園制度」の需要を把握した上で、必要な預け先の環境整備に取り組みます。(保育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを預けられる環境の整備・充実 ●おむつのサブスクの実施
保育所等待機児童数	現状値 0人	目指す方向 維持			
<p>②保育士の資質向上による保育内容の充実と多様なニーズに対応するための保育士等の確保が必要となっています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>保育士全体研修の実施回数</td> <td>現状値 1回</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	保育士全体研修の実施回数	現状値 1回	目指す方向 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●質の高い保育を提供します。(保育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士研修の実施 ●保育士等就職説明会の開催 ●保育士就労支援事業の実施
保育士全体研修の実施回数	現状値 1回	目指す方向 維持			
<p>③交流保育の充実、医療的ケア児の受入、発達の特異性や障害に応じた切れ目のない支援が求められます。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>保育所とつくし学園の児童が交流保育を実施した回数</td> <td>現状値 49回</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	保育所とつくし学園の児童が交流保育を実施した回数	現状値 49回	目指す方向 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所とつくし学園、こども発達センターが連携し、こどもの発達を支援します。(保育課・こども発達センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●つくし学園と保育所が日々の保育や季節行事の中で交流保育を実施
保育所とつくし学園の児童が交流保育を実施した回数	現状値 49回	目指す方向 維持			
<p>④人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期の教育について、幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校などとの連携を支援する必要があります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>幼保小合同研修の実施回数</td> <td>現状値 2件</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	幼保小合同研修の実施回数	現状値 2件	目指す方向 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育関係者が連携して効果的な取組ができるよう支援します。(保育課・指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育関係者による情報交換や調査・研究及び合同研修会の実施
幼保小合同研修の実施回数	現状値 2件	目指す方向 維持			

施策4 こどもの遊び場・居場所づくり

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、好きな遊び・体験活動をしている時間や信頼できる他者とのつながりがあることが大切なことから、こどもたちにとって多様な居場所が求められています。			<ul style="list-style-type: none"> ●全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう、こどもの居場所を増やしていきます。(こども支援課・全庁) ●子育て中の親子が集い、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場を提供します。(こども支援課・子育て支援センター・青少年課) ●児童館の講座や事業の内容の充実に努めます。(青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの居場所の提供 ●子育て支援事業の実施
主な指標 ホームページにおける居場所の掲載数	現状値 11 か所	目指す方向 増加・拡大等		
②共働きの保護者が増えており、保護者が安心してこどもを預けられる環境が必要です。また、放課後子ども教室など多様な居場所の充実が求められています。			<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供します。(青少年課) ●保育面積の確保を図ります。(青少年課) ●公民館だけでなく小学校内の施設を活用した体験活動などを行い、こどもの放課後の居場所づくりを進めます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童保育所の実施・支援 ●放課後子ども教室の実施
主な指標 学童保育所待機児童数	現状値 0 人	目指す方向 維持		

施策5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①保育や教育、医療をはじめ子育てで生じる経済的な負担を軽減するための支援が必要になっています。			<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の経済的な負担を軽減するための支援をします。(こども支援課・保育課・教育総務課・学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当の支給や医療費の助成 ●幼児教育・保育の無償化 ●学用品費などの援助 ●入学準備金の貸付等
主な指標 ひとり親家庭向け就労相談会の実施回数	現状値 8 回	目指す方向 維持		
②ひとり親家庭の経済的自立への支援が求められません。			<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭が安定した生活を送るための支援をします。(こども支援課・こども家庭保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給や医療費の助成 ●就業のための教育訓練等への助成 ●ひとり親家庭に関する相談の実施
主な指標 学習支援教室の開催数	現状値 273 回	目指す方向 維持		
③こどもが生まれ育った環境に左右されることがなく、心身ともに健やかに育成され、こども一人一人が夢や希望を持てるようにすることが求められています。			<ul style="list-style-type: none"> ●家庭環境や経済状況に影響されず、質の高い教育や生活習慣を身に付けられるよう支援します。(こども支援課・生活支援課) ●社会的な孤立に陥ることのないように、地域のこどもたちに食事、食材、交流等の場を提供する取組を支援します。(こども支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業 ●こども食堂などへの活動支援

施策6 児童虐待の防止

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
<p>①子育て中の保護者が孤立することで、虐待につながるおそれもあることから、保護者の悩みの軽減、関係機関・団体等と連携した虐待の予防や早期発見が必要です。</p> <p>保護者の適切な養育が受けられない、社会的養護を必要とするこどもに対する支援が必要です。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健機能と児童福祉機能による一体的な支援を行います。(こども家庭保健課) ●児童虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止を図ります。(こども家庭保健課) ●養育に困難を抱える家庭への支援に努めます。(こども家庭保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠届出時からの伴走型相談支援の実施 ●こども支援ネットワーク内の連携強化 ●こどもや保護者などからの相談窓口(面談、電話等) ●児童虐待の防止のための地域での見守りについての周知 ●こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者への講座等の実施
<p>主な指標</p> <p>こどもへのかかわり方などに関する講座の開催数</p>	<p>現状値</p> <p>2回</p>	<p>目指す方向</p> <p>維持</p>		



テーマ2 教育

目指す姿 人とのつながりのもとで、未来を創る力と豊かな心が育つ

テーマをめぐる社会的な状況

- 変化が激しい未来を生き抜くためには、確かな学力を基礎として、自ら問いを立て、解決する力とともに、他者を尊重し協力することで社会の一員としてたくましく生きていく力を育むことが求められています。そのためには、教育環境の整備や教職員の資質向上、地域との連携が重要です。
- 近年、不登校やいじめの問題への対応が課題となっています。また、こどもの特性や家庭の状況に応じた多様なニーズに対応し、一人一人の可能性を伸ばしていくことが必要です。

施策1 知・徳・体の育成・自立する力の育成

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①こどもたちを取り巻く社会や環境が変化する中、こどもたち一人一人の「生きる力」を支える確かな学力や、変化に柔軟に対応できる自立する力、課題を発見・解決する力を育成する必要があります。			<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒一人一人の確かな学力の定着を図ります。(指導課) ● きめ細やかな教育を行います。(学務課・指導課) ● ICTの著しい発展など、社会の変化が加速化、複雑化するこれからの時代に必要となる基礎的な学力、論理的思考力の育成に努めます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校ごとの学力向上プランの作成・実践 ● 個に応じた学習支援 ● アップピースマイルサポーターの配置 ● ICTを活用した分かりやすい授業の展開 ● 論理的思考力の育成のためのプログラミング教育
主な指標 学力向上プラン作成校の割合	現状値 100% (全33校)	目指す方向 維持		
②いじめによる被害や、ネット依存からの昼夜逆転生活等により、不登校の児童生徒が増加しており、個別の原因に対応した相談支援体制を強化する必要があります。			<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校・いじめ・発達等に課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担の軽減を図り、社会的自立に向けた支援を行います。(教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● スクール・ソーシャルワーカーによるアウトリーチ型支援の充実 ● 教育センターでの教育相談 ● 学校適応指導教室での指導
主な指標 スクール・ソーシャルワーカーについて、保護者及び学校へ周知する回数	現状値 3回	目指す方向 維持		
③公共の精神、多様性を尊重し他者を思いやる気持ちや、感謝などの豊かな心も求められています。			<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒に社会性や道徳性を身に付けさせるとともに、多様性を尊重し他者を思いやる心など豊かな心を育む活動の推進を図ります。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の推進
主な指標 人権作文・人権標語の作成校の割合	現状値 100% (全33校)	目指す方向 維持		

<p>④運動をすることもとしないこどもの二極化の進行や、少子化に伴う運動部活動数の減少等により、児童生徒の運動が習慣的に行われていません。そのため、学校教育だけでなく社会体育の面からも、子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="151 353 678 465"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新体力テストの結果分析の個票作成校の割合</td> <td>100% (全33校)</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	新体力テストの結果分析の個票作成校の割合	100% (全33校)	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●心身ともに健やかでたくましい児童生徒を育成するため、健康の保持・増進を図るとともに、体力向上を図ります。(指導課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常の健康観察、定期健康診断の実施 ●新体力テストの分析結果を活用した体育授業の工夫
主な指標	現状値	目指す方向						
新体力テストの結果分析の個票作成校の割合	100% (全33校)	維持						
<p>⑤社会の変化に伴い子どもたちの食生活も多様化し、生活リズムの乱れや生活習慣病等の健康問題の増加につながっているとされることから、望ましい食生活の習慣化や「食」に対する正しい知識を身に付けることが大切であり、特に子どもたちの食育の充実を図ることが重要です。</p> <table border="1" data-bbox="151 689 678 801"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養教諭の年間平均授業実施回数</td> <td>68回</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	栄養教諭の年間平均授業実施回数	68回	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の「食」に対する正しい知識と理解を促進します。(学校保健課・中学校給食共同調理場) ●学校給食の充実を図ります。(学校保健課・中学校給食共同調理場) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「食」に関する指導の充実及び機会の拡大 ●品質・安全性を考慮した食材や地場産食材の利用
主な指標	現状値	目指す方向						
栄養教諭の年間平均授業実施回数	68回	維持						
<p>⑥現在、産業構造や就業構造、既存の職業に対する社会の急激な変化から、子どもたちの職業意識・職業観の希薄化などの課題があります。そのため、家庭や地域と連携して課題に取り組み、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることが重要です。</p> <table border="1" data-bbox="151 1025 678 1135"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職場体験活動の実施校の割合</td> <td>100% (全11校)</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	職場体験活動の実施校の割合	100% (全11校)	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●時代や環境に対応した適切な進路指導、発達段階に応じた教育を推進します。(指導課) ●家庭や地域、関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。(青少年課・指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育の実施や職場体験活動の実施 ●家庭・地域・関係機関と連携した生徒指導 ●教育相談の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
職場体験活動の実施校の割合	100% (全11校)	維持						

施策2 多様なニーズに対応した教育の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①グローバル化が進む中、自国の文化に誇りを持つとともに、異なる文化・背景の人達と協力しながら国際社会で活躍できる力が必要とされています。</p> <table border="1" data-bbox="151 1417 678 1552"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ALTの配置校の割合</td> <td>100% (全33校)</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	ALTの配置校の割合	100% (全33校)	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的に英語に慣れ親しむ環境づくりや「聞く・読む・話す・書く」の4技能についてバランスのよい育成に努めます。(指導課) ●「持続可能な社会の創り手」として、新しい時代を切り開いていくために必要な資質・能力の育成に努めます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●英語教育の推進 ●シティズンシップ教育の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
ALTの配置校の割合	100% (全33校)	維持						
<p>②特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を推進する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="151 1686 678 1821"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級補助員を配置している学校の割合</td> <td>100% (全22校)</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	特別支援学級補助員を配置している学校の割合	100% (全22校)	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べるよう、インクルーシブ教育の理念に基づく教育の推進と学習環境の整備を行います。(学務課・指導課・教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の特性に応じたきめ細やかな指導 ●特別支援学級や通常の学級への補助員・支援員の配置
主な指標	現状値	目指す方向						
特別支援学級補助員を配置している学校の割合	100% (全22校)	維持						
<p>③日本語が十分理解できない児童生徒に対する学習の支援が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="151 1955 678 2047"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語指導員派遣依頼に対する派遣対応割合</td> <td>100%</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	日本語指導員派遣依頼に対する派遣対応割合	100%	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人児童生徒の就学機会を確保し、学校生活に対応するための日本語の習得や、日本の生活文化への適応を支援します。(学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語指導職員の配置
主な指標	現状値	目指す方向						
日本語指導員派遣依頼に対する派遣対応割合	100%	維持						

<p>④現代社会の変化の中、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。さまざまな悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するためには、家庭での役割を再確認するとともに、学校をはじめ、多様な専門家の支援による相談体制をつくっていくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が相談したいと思うタイミングを逸することなく相談できるように、相談機関や相談方法の選択肢を複数用意し、多様な視点できめ細かくこどもを見守ることができるような相談体制を構築します。(教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談の実施 ●複数の相談窓口の設置
<p>主な指標</p>	<p>現状値</p>	<p>目指す方向</p>
<p>教育相談の件数</p>	<p>約 9,000件</p>	<p>維持</p>

施策3 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①質の高い学校教育を推進するためには、常に研究・実践を重ねて指導方法の工夫・改善を図ることが求められています。 教職員の働き方改革を進め、教職員の資質・指導力及び学校の教育力を高めることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の資質・指導力を高めるため、研修の充実及び委嘱研究の推進を図ります。(指導課) ●ICTの活用や事務作業の効率化により、教職員の業務負担の軽減を図り、教職員が能力を存分に発揮できる勤務環境を整備します。(教育総務課・学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTに関する研修など、分野別・年代別研修の実施 ●学校の経営方針や教育指導の重点・努力事項の明確化 ●教育研究の推進 ●校務用パソコンの整備 ●校務支援システムによる支援の強化 ●スクールサポートスタッフの配置
<p>主な指標</p>	<p>現状値</p>	<p>目指す方向</p>
<p>ICTに関する各種研修の実施回数</p>	<p>5件</p>	<p>維持</p>
<p>②少子化や宅地開発等による地理的な状況の変化などにより、学校間の規模に差が生じており、規模の適正化を図ることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が適切な規模の教育環境で学べるよう、児童生徒数の適正化を図ります。(教育総務課・学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●上尾市学校施設更新計画に基づく、学校再編検討協議会の設置や、学校再編の検討 ●地域の実情を考慮した通学区域の設定
<p>③上尾市学校施設更新計画に基づき、学校施設の更新や維持管理を計画的に行い、教育環境の向上を図っていく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●上尾市学校施設更新計画に基づき「新しい時代の学びにふさわしい学校づくり」「計画的・効率的な学校施設の更新」を推進します。(教育総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設的环境整備、老朽化対策、計画的な施設配置
<p>④GIGAスクール構想に基づき、ICT環境の充実やICTを活用した学習活動の充実が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT機器の計画的な更新を行い、ICT環境の充実を図ります。(教育総務課) ●児童生徒一人一人の教育的ニーズ、理解度に応じた学習の推進と児童生徒の情報活用能力育成を図ります。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT端末を日常的に活用できる環境の整備 ●あげお学びのイノベーションの推進
<p>主な指標</p>	<p>現状値</p>	<p>目指す方向</p>
<p>児童生徒のICTの活用に取り組む学校の割合</p>	<p>100% (全33校)</p>	<p>維持</p>
<p>⑤登下校時や学校内での事故や犯罪被害防止、災害時における適切な行動を促す防災教育が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●登下校時や校内での児童生徒の安全を確保するため、交通安全や防犯について指導の徹底を図るとともに、地域や保護者と協力し防犯活動を推進します。(学校保健課) ●災害時に命を守る行動を自主的にとれるようにするとともに、助け合いの精神を育みます。(学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●青色防犯パトロールなどの見守り活動 ●メール等による防犯情報の発信 ●防災教育の推進
<p>主な指標</p>	<p>現状値</p>	<p>目指す方向</p>
<p>市内11か所に設置した青色防犯パトロールの平均活動回数(/月)</p>	<p>9.8回</p>	<p>維持</p>

<p>⑥生まれたときからデジタル技術が身近にあることもたちが、デジタル技術を適切に活用し、社会で活躍できるようになるために、デジタル環境での倫理的な判断や行動ができるようにすることが重要です。</p>	<p>●こどもたちがデジタル技術のリスクを理解し、安全に利用するなど、責任ある行動をとり、倫理的な判断や行動ができるような資質・能力を養います。(指導課)</p>	<p>●デジタルシティズンシップ教育の推進</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタルシティズンシップ教育実施校の割合</td> <td>100% (全33校)</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	デジタルシティズンシップ教育実施校の割合	100% (全33校)	維持		
主な指標	現状値	目指す方向						
デジタルシティズンシップ教育実施校の割合	100% (全33校)	維持						

施策4 家庭・地域の教育力の向上

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①魅力ある学校づくりのために、教育目標の実現に向けて経営方針等を明確にすることや、地域の特徴を生かし、家庭や地域、関係機関、地域内の学校等と連携・協力を図っていくことが求められています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校応援団の活用校の割合</td> <td>100% (全33校)</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	学校応援団の活用校の割合	100% (全33校)	維持	<p>●家庭や地域との連携、幼保小の連携、中学校区による小中一貫教育の推進を図るとともに、保護者や地域住民が参画しやすい学校づくりに努めます。(指導課)</p>	<p>●学校応援団の活用 ●地域人材との連携 ●家庭・地域・関係機関と連携した生徒指導</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
学校応援団の活用校の割合	100% (全33校)	維持						



テーマ3 青少年

目指す姿 健やかで自立した未来を担う人材が育つ

テーマをめぐる社会的な状況

- 情報化社会の進展や成年年齢の引き下げなどにより、家庭、学校、地域における青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、事件やトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。
- ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の増加やひきこもり期間の長期化、ヤングケアラーの支援が課題となっており、適切な支援につなげることが重要です。

施策1 青少年健全育成の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①行政、関係機関・団体、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に努めています。上尾市青少年育成連合会の基本理念である「地域の子どもは地域で育てる」を実践するため、関係する青少年育成団体の支援や連携の強化により、青少年の健全育成に取り組む必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>上尾市青少年育成連合会の構成組織が協力して実施した事業数</td> <td>6事業</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	上尾市青少年育成連合会の構成組織が協力して実施した事業数	6事業	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成関係団体間の連携強化を含めた活動の支援を行います。(青少年課) ● こどもや育成者の学び、家庭への啓発、地域とこどもの一体化など、主催事業を通じた取組を支援します。(青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成関係団体間の連携強化を含めた活動支援
主な指標	現状値	目指す方向						
上尾市青少年育成連合会の構成組織が協力して実施した事業数	6事業	維持						
<p>②県内の刑法犯全体に占める少年の割合は、減少から増加傾向(※)に転じています。青少年の非行防止に今後も継続して取り組む必要があります。 ※19.5% (H27)、9.0% (R3)、9.5% (R4)、12.5% (R5)、12.6% (R6)</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>街頭補導実施回数</td> <td>241回</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	街頭補導実施回数	241回	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等と連携しながら、こどもたちを温かく見守り、犯罪が起きにくい環境づくりに地域の大人たちが取り組むことで、非行の未然防止に努めます。(青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補導委員による街頭補導活動 ● 専門の相談員による電話や面談を通じた少年相談
主な指標	現状値	目指す方向						
街頭補導実施回数	241回	維持						

施策2 ニート・ひきこもり対策、ヤングケアラー支援

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
<p>①ニートやひきこもりの状態にある一人一人の事情を考慮し、本人や家族の悩みを軽減し、自立・自律に向けて支援することが必要です。</p> <p>②ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、表面化しにくく、周囲の関係機関・大人がヤングケアラーに気づき適切な関わりを続けることが必要です。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●ニートやひきこもりの子どもや若者、また、その家族の悩みの軽減を図ります。(子ども家庭保健課) ●ひきこもり状態などの子ども・若者の居場所をつくり、自立・自律に向けた支援を行います。(子ども家庭保健課) ●ヤングケアラー・若者ケアラーに関する啓発を進め、悩みや不安について相談しやすい支援の充実を図ります。(子ども家庭保健課) ●適切な機関につなぐための支援体制の強化に努めます。(子ども家庭保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門の相談員による相談 ●相談の内容に対応した関係機関への橋渡し ●ひきこもり状態などの子どもと若者のための居場所の設置 ●自立・自律に向けたプログラムや相談支援の実施 ●ヤングケアラーコーディネーターによる相談支援の実施 ●ヤングケアラー支援者研修の実施
<p>主な指標</p> <p>子ども・若者自立支援事業「ルームここから」開催回数</p>	<p>現状値</p> <p>99回</p>	<p>目指す方向</p> <p>増加・拡大等</p>		

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料

まちづくりの基本方向 2

人生が楽しめるまちづくり

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

老年人口（65歳以上）のさらなる増加が見込まれる中、何歳になってもいきいきと健康に暮らせるまちづくりを進めることが重要です。本市では、市民自らが、アッピー元気体操リーダーや食生活改善推進員（ヘルスマイト）として地域の健康づくりに主体的に取り組んできました。今後も引き続き、地域コミュニティの力を生かした健康づくりを促進するほか、医療環境の充実や生涯学習活動の推進、高齢者の移動手段の確保などに取り組み、学びやすい環境づくりを進めることが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集団による接触や外出が制限されることを経験しました。今後は、市民一人一人が学びたいときに学ぶことができ、健康づくりに取り組める環境づくりが課題となっています。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
2 人生が楽しめる まちづくり	1 健康	1 病気の予防・早期受診
		2 感染症対策の継続的な実施
		3 ところの健康づくりの推進
		4 介護予防事業の推進及び健康づくり
		5 スポーツ・レクリエーションの充実
	2 学び・創造	1 生涯学習活動の推進
		2 文化・芸術活動の支援
		3 文化財の継承

テーマ1 健康



目指す姿 何歳になっても誰もが健康に暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国の平均寿命は男女ともに延びている一方、健康寿命とは差があることから、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が重要となっています。幼少期から運動・食事・睡眠など望ましい生活習慣の確立や健診受診などにより、病気の予防や早期発見が大切です。
- 高齢化の進行に伴う医療需要の増加への備えが必要となっています。また、生命や健康を脅かす健康危機に対しては、迅速かつ適切に対策を講じる必要があります。

施策1 病気の予防・早期受診

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①地域の医療体制を維持しつつ、病気の早期発見に向けて受診を呼びかけていく必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>平日夜間及び休日急患診療所の開設日数</td> <td>315日</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	平日夜間及び休日急患診療所の開設日数	315日	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師会・歯科医師会等との連携のもとに、適切な医療体制を確保します。(健康増進課) ● 各種検診(健診)の実施により病気の予防や早期発見を図ります。(健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療体制の維持 ● 胃がん等の各種がん検診や骨粗しょう症等の各種検診、成人歯科等の健康診査の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
平日夜間及び休日急患診療所の開設日数	315日	維持						
<p>②生活習慣病は、本市の死亡原因の上位を占め、医療費にも大きな影響を及ぼしています。今後は、健康に無関心な人や働き盛りの人など、特に若い世代に対する健康維持・増進への働きかけを行い、生活習慣病予防及び重症化予防に取り組む必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>イベント運動講座事業への参加者数</td> <td>90人</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	イベント運動講座事業への参加者数	90人	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。(保険年金課) ● 市民の自主的な健康づくりを促すため、食生活改善推進員など地域の健康づくり団体と連携しつつ、市民の健康についての意識の向上を図ります。(健康増進課・保険年金課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診に関する情報の周知及び受診の促進 ● マイナポータル等を活用した各種情報提供サービスの周知 ● 健康相談や健康・食事・運動に関する講座などの開催 ● 啓発事業の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
イベント運動講座事業への参加者数	90人	維持						

施策2 感染症対策の継続的な実施

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①感染症の発生・拡大に対する迅速で的確な対応が求められます。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>予防接種可能医療機関数</td> <td>73機関</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	予防接種可能医療機関数	73機関	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種体制及び新たな感染症発生時の行動体制を整備します。(健康増進課) ● 感染症から市民の健康を守るため、市民への正確な情報提供に努めます。(健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種体制の確保 ● 感染症に関する市民への正確な情報発信 ● 国・県や関係機関と連携した情報収集・発信
主な指標	現状値	目指す方向						
予防接種可能医療機関数	73機関	維持						

施策3 こころの健康づくりの推進

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①こころに悩みや不安を抱えている市民が相談しやすい環境づくりに努め、安心して生活を送れるよう取組を進める必要があります。			<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康づくりのため、相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。(健康増進課) ●自殺予防の啓発活動に取り組みます。(健康増進課) ●思いつめる前にいつでも気持ちを吐き出せる環境の整備と、適切な支援につなげることができるような相談体制の充実を図ります。(健康増進課) ●こころの病気と付き合いながらも安心して生活を送れるよう支援します。(健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●精神科医師や臨床心理士、保健師、精神保健福祉士による各種相談 ●リーフレット、電子モニター等の活用 ●ゲートキーパーの育成 ●随時予約が可能な相談窓口の整備 ●オンラインによる相談 ●こころの病のある方の家族が情報交換等ができる場の提供
主な指標	現状値	目指す方向		
ゲートキーパー養成研修修了者数	94人	増加・拡大等		

施策4 介護予防事業の推進及び健康づくり

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①高齢者は複数の慢性疾患、認知機能の低下や社会とつながる機会の減少など、多様な問題を抱えています。こうした高齢者の特性を踏まえ、健康問題と生活機能の低下の双方に対応した一体的な介護予防事業の実施が課題となっています。			<ul style="list-style-type: none"> ●フレイル等、地域の健康課題を把握・分析し、高齢者の介護予防の推進や健康づくりを支えます。(高齢介護課・健康増進課・保険年金課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●フレイル予防講座等の事業の実施 ●介護予防事業の普及・啓発
主な指標	現状値	目指す方向		
フレイル予防講座等の開催回数	23回	増加・拡大等		
②長寿社会を心身ともに健康で元気に過ごす環境づくりが求められています。			<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人一人の健康意識の醸成を図ります。(健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●あげお健康ぶらすの普及・啓発
主な指標	現状値	目指す方向		
あげお健康ぶらす登録者数 ※健康ポイントアプリ	8,048人 (令和6年度末時点)	増加・拡大等		

施策5 スポーツ・レクリエーションの充実

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
<p>①国はスポーツ参画人口の拡大や共生社会の実現などに取り組んでいます。本市においても、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを次世代に引き継いで新たなスポーツの価値を生み出し、若年期から高齢期までのライフステージに応じて、誰もがスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●市民が個々の体力や適性に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむ場の提供に努めます。(みどり公園課・スポーツ振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民体育館や平塚サッカー場、戸崎公園パークゴルフ場等スポーツ関連施設の維持管理 ●既存施設の有効活用及び機能拡充
<p>主な指標</p>	<p>現状値</p>	<p>目指す方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。(スポーツ振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ関係団体への支援 ●団体の指導者やスポーツ推進委員の育成
<p>各種スポーツ大会、体験会等の参加者数</p>	<p>15,088人</p>	<p>維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ健康都市宣言に基づき、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。(スポーツ振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくり ●安心・安全に利用できるスポーツ施設の環境整備 ●各種スポーツ大会等の開催



テーマ2 学び・創造

目指す姿 誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域に還元する

テーマをめぐる社会的な状況

- 人生100年時代の到来や働き方改革の推進などに伴い、生涯にわたる学びを通じた自己実現や社会参画の重要性が高まっています。国は、生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を活用するための仕組みづくりなどを進めています。
- 文化芸術は市民が心豊かな生活を実現するために必要不可欠なものであることから、文化芸術に触れる機会や文化芸術活動への支援が求められています。また、急激な時代の流れの中、地域固有の伝統や文化財の維持・継承していくための取組も必要です。

施策1 生涯学習活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①いつでも、「つどい」「学び合う」市民の生涯学習活動を支援するため、さまざまな学習の機会の提供と学習の場が必要となっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>公民館利用団体の発表の場来場者の満足度</td> <td>—</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	公民館利用団体の発表の場来場者の満足度	—	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に関する課題を学べる機会や市民が生きがいを感じられるような多様な学習機会を提供します。(生涯学習課) ● 公民館活動サークルの学習成果の発表や、まなびすと指導者の活躍の機会を増やすなど、学習成果を還元できる環境を整備します。(生涯学習課) ● 市民が快適に学習を行うことができるよう、学習拠点の環境整備に努めるとともに、デジタル技術を活用したオンラインによる学習機会の創出に向けた検討を進めます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育機関・民間企業等と連携・協働した学習機会の提供 ● 公民館活動サークルの学習成果の発表の場の提供 ● まなびすと指導者の情報提供 ● 公民館等管理施設の設備の維持・管理 ● オンライン講座の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
公民館利用団体の発表の場来場者の満足度	—	増加・拡大等						
<p>②社会環境の変化や情報化の進展、多様化する市民ニーズに応えるため、図書館はこれまで担ってきた役割や機能の意義を尊重しながらも、電子図書館など非来館型サービスの充実や家庭でも職場・学校でもない第3の居場所（サードプレイス）としての空間づくりが必要となっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>図書館の来館者数</td> <td>674,375人</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	図書館の来館者数	674,375人	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なニーズに応える取組を継続するとともに、市民の課題解決に向けた取組の支援や、学びと活動の場の提供を進めます。(図書館) ● 市民が気軽に立ち寄り、身近で居心地のよい空間を構築します。(図書館) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書資料の収集など図書館の基本的機能の向上 ● 電子図書館の充実等多様なサービスの展開 ● 図書館本館の大規模改修及び上尾駅前周辺での拠点の整備
主な指標	現状値	目指す方向						
図書館の来館者数	674,375人	維持						

施策2 文化・芸術活動の支援

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
<p>①本市では、多くの市民・団体が文化・芸術活動に取り組んでいます。このような市民による活動成果を発表できる機会が継続的に確保されるよう支援するとともに、市民と協働し、文化あふれるまちづくりを進める必要があります。また、市民が気軽に文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化・芸術への理解を深める機会をつくる必要があります。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●市民の文化・芸術の活動成果の発表や鑑賞の機会を市民との協働により提供します。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●上尾市美術展覧会や市民音楽祭の開催
<p>主な指標</p> <p>市美術展覧会・市民音楽祭来場者の満足度</p>	<p>現状値</p> <p>—</p>	<p>目指す方向</p> <p>増加・拡大等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が美術展覧会などで作品を鑑賞する際に、文化・芸術への理解を深められるような取組を進めていきます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●美術作品の魅力の紹介

施策3 文化財の継承

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
<p>①文化財には埋蔵文化財、有形文化財、民俗文化財、記念物等があり、形態は多岐にわたります。そのいずれもが、上尾の歴史・文化を現代へと伝える貴重な財産であり、次世代へ継承していく必要があります。また、文化財を活用する取組を促進し、多くの人にその価値を広め、保護していくことが求められています。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●市内にある文化財を対象に、指定や登録を行うとともに、適正な保存・管理を進めます。(生涯学習課) ●市に関する古文書や歴史的公文書等を後世へ継承します。(生涯学習課) ●民俗芸能や民俗行事などの無形民俗文化財の自立した継承を促進します。(生涯学習課) ●文化財を適切に保存・管理するとともに、上尾の歴史・文化の価値を多くの世代へ周知していくため、情報発信をしていきます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の調査、指定や登録、文化財の保存・管理に必要な補助 ●歴史資料の収集・調査研究・保存 ●保持者・保持団体の活動の支援 ●文化財の展示・公開 ●市ホームページ(あげお文化遺産ガイド等)・SNS・刊行物による文化財の魅力発信 ●文化財専用の保存施設及び活用方針の検討
<p>主な指標</p> <p>文化財展来場者の満足度</p>	<p>現状値</p> <p>—</p>	<p>目指す方向</p> <p>増加・拡大等</p>		

まちづくりの基本方向 3

支え合う安心なまちづくり

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

家族や地域のつながりが希薄となり、地域などとの関わりから孤立させないための横断的な相談・支援体制を構築していくことが大きな課題となっています。このほか、介護や育児、障害の有無や年齢など、さまざまな理由で社会から孤立した状態にある人が増えてきています。この社会的孤立状態の解消に向けては、地域の人々や関係機関の協力が不可欠となります。「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
3 支え合う安心な まちづくり	1 生活福祉	1 地域福祉活動の推進
		2 生活困窮者等への支援
	2 高齢者福祉	1 地域包括ケアシステムの推進
		2 介護保険サービスの充実
		3 高齢者の社会参加の促進
	3 障害者福祉	1 療育支援の充実
		2 障害者の自立支援の充実
		3 障害者の就労の支援



テーマ1 生活福祉

目指す姿 誰もが地域とつながり、安心して暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、一人一人の抱える問題は複雑化・多様化しており、社会的な孤立や孤独を感じる人が増加しています。
- こども・高齢者・障害者などさまざまな理由により複合的な課題を抱えるケースや、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えて支え合う仕組みや活動の活発化が求められています。

施策1 地域福祉活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①一人一人の福祉ニーズに対応し、複合的・分野横断的な課題にも対応できるよう、制度ごとのサービス提供に限らず、重層的支援体制整備事業を含め、包括的な支援体制の構築が必要となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの適切な利用を推進するとともに、地域福祉を推進する事業を支援します。(福祉総務課) ● 民生委員・児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、研修や環境整備を進めます。(福祉総務課) ● 市民一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動への市民参加を促進することにより、人材の確保と育成を図ります。(福祉総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制づくりを含めた包括的な支援体制の整備 ● 民生委員・児童委員の活動支援 ● 地域福祉活動・ボランティア活動への参加を促進するための周知啓発及び関係機関と連携した担い手の育成 						
<table border="1"> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> <tr> <td>上尾市見守りネットワークの登録者数</td> <td>158 (令和6年度末時点)</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	上尾市見守りネットワークの登録者数	158 (令和6年度末時点)	増加・拡大等		
主な指標	現状値	目指す方向						
上尾市見守りネットワークの登録者数	158 (令和6年度末時点)	増加・拡大等						

施策2 生活困窮者等への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①さまざまな課題を抱え生活に困窮する人に対して、一人一人の状況に合わせた支援を行う必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護に至る可能性がある人の困りごとに係る相談に応じ、安定した生活に向けた支援を行います。(生活支援課) ● 生活保護受給者のそれぞれの実態に応じた支援を実施し、自立を促します。(生活支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事や住まいの確保の相談や支援の実施 ● 生活保護受給者に対する生活支援、就労支援、資格取得支援 						
<table border="1"> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> <tr> <td>住居確保給付金受給者のうち就職又は増収した者の割合</td> <td>67%</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	住居確保給付金受給者のうち就職又は増収した者の割合	67%	増加・拡大等		
主な指標	現状値	目指す方向						
住居確保給付金受給者のうち就職又は増収した者の割合	67%	増加・拡大等						

テーマ2 高齢者福祉



目指す姿 いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる

テーマをめぐる社会的な状況

- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、認知症高齢者の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。要介護状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に確保する地域包括ケアシステムの推進が重要となっています。
- QOL（生活の質）の観点から、心身の健康維持だけでなく、就労や地域活動への参加など、社会や地域とのつながりを保ち続けることが重要です。

施策1 地域包括ケアシステムの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①身近な地域で高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつながるとともに、継続的な支援が求められています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センターの相談件数（高齢者1万人あたり）</td> <td>10,169件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	地域包括支援センターの相談件数（高齢者1万人あたり）	10,169件	増加・拡大等	<p>●総合的な相談に応じる体制と、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。（福祉総務課・高齢介護課）</p>	<p>●地域包括支援センターの効果的な運営</p> <p>●地域ネットワークの強化と生活支援体制整備</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
地域包括支援センターの相談件数（高齢者1万人あたり）	10,169件	増加・拡大等						
<p>②在宅医療の充実と介護分野や地域のボランティア等の人材を確保・育成することが必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わたしのノート配布数</td> <td>832部</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	わたしのノート配布数	832部	維持	<p>●高齢者が適切な医療と介護を地域で受けられるように支援します。（高齢介護課）</p>	<p>●在宅医療・介護連携支援</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
わたしのノート配布数	832部	維持						
<p>③認知症の高齢者が安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域住民の認知症への理解を促す必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター養成講座の参加者数</td> <td>858人</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	認知症サポーター養成講座の参加者数	858人	維持	<p>●認知症予防を推進するとともに、認知症の早期発見・早期対応を促進します。（高齢介護課）</p> <p>●認知症を発症しても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。（高齢介護課）</p>	<p>●認知症の早期発見・早期対応</p> <p>●認知症に関する普及啓発</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
認知症サポーター養成講座の参加者数	858人	維持						
<p>④認知症、知的障害その他、精神上の障害のある人や、身寄りのない人等の権利擁護の取組が求められます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中核機関（成年後見センター）の相談件数</td> <td>1,099件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	中核機関（成年後見センター）の相談件数	1,099件	増加・拡大等	<p>●支援が必要な人が制度を利用できるよう権利擁護支援体制の構築に取り組みます。（障害福祉課・高齢介護課）</p>	<p>●成年後見制度の利用を促進するための中核機関の運営支援</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
中核機関（成年後見センター）の相談件数	1,099件	増加・拡大等						

施策2 介護保険サービスの充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
①高齢者が介護を必要とするようになって、地域で安心・安全に暮らし続けていくため、必要なサービスの基盤整備や支援体制の充実が求められています。	●介護を受ける高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護保険サービスの基盤整備を推進します。(高齢介護課)	●居宅介護の支援サービス事業所等の計画的な整備のための相談対応及び支援						
②現在の介護分野における人材不足は深刻であり、今後、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、高齢者を支える介護人材の確保が課題となっています。	●多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進します。(高齢介護課)	●介護入門的研修の開催						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護入門的研修の開催回数</td> <td>1回</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	介護入門的研修の開催回数	1回	維持		
主な指標	現状値	目指す方向						
介護入門的研修の開催回数	1回	維持						

施策3 高齢者の社会参加の促進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
①本市では今後、さらなる高齢化が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域づくりを進め、就労を含めた社会参加を促すことが求められます。	●何歳になってもいきいきと暮らせる地域づくりのため、気軽に集まることのできる場を支援します。(高齢介護課)	●通いの場(いきいきクラブ、だんらんの家など)への支援						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー人材センター会員数</td> <td>1,263人</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	シルバー人材センター会員数	1,263人	維持	●社会参加を希望する高齢者に活躍の場を提供します。(高齢介護課・市民活動支援センター・商工課)	●市民活動などへの参画支援 ●就労と社会奉仕の機会を提供するシルバー人材センターとの連携 ●高齢者の就労支援事業
主な指標	現状値	目指す方向						
シルバー人材センター会員数	1,263人	維持						

テーマ3 障害者福祉



目指す姿 障害のある人もない人も、共に生き、支え合う

テーマをめぐる社会的な状況

- 障害の重度化や高齢化が進行し、障害者やその家族には、親亡き後の将来の生活に対する不安が広がっています。
- ノーマライゼーションの考え方のもと、障害に対する理解を促すとともに、障害の有無に関わらず平等に社会のあらゆる分野に参加できるような配慮や、地域で安心して暮らし続けるための支援などが求められます。

施策1 療育支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①こどもの発達段階に応じた相談や訓練を、希望どおりに受けることができる機会を提供することが求められています。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>親子教室利用アンケートの満足、やや満足の割合</td> <td>98%</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	親子教室利用アンケートの満足、やや満足の割合	98%	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達や行動面に不安や課題のあるこどもの地域生活を支援します。(こども発達センター) ● こどもの発達段階に応じた支援を受けられる機会を提供します。(こども発達センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども発達センターでの専門員による個別の発達訓練・相談 ● 発達支援専門員による幼稚園・保育所等への巡回支援 ● 障害児が集団生活に適應するための専門員による支援 ● つくし学園での療育支援 ● こども発達センターでの専門員による発達相談
主な指標	現状値	目指す方向						
親子教室利用アンケートの満足、やや満足の割合	98%	維持						
<p>②医療的ケア児等やその家族へのきめ細やかな支援が求められています。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>未就学医療的ケア児の通所サービス利用率</td> <td>80%</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	未就学医療的ケア児の通所サービス利用率	80%	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児等の支援やその家族の負担軽減を図ります。(こども家庭保健課・保育課・こども発達センター・障害福祉課・指導課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児等の地域での保育や教育の受け入れ体制の充実 ● 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所給付 ● 子育て相談、心理的ケア等の親への支援の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
未就学医療的ケア児の通所サービス利用率	80%	増加・拡大等						

施策2 障害者の自立支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①障害者福祉の第一歩は障害について正しく理解することであり、市民の障害への理解を深め、差別や偏見を解消することが必要です。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>出前講座、手話研修の参加人数</td> <td>101人</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	出前講座、手話研修の参加人数	101人	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害について市民に正しい認識を持ってもらうための取組を行います。(障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● リーフレットの配布・研修や出前講座の実施 ● 障害者との交流を目的とした障害者手づくり市等の開催
主な指標	現状値	目指す方向						
出前講座、手話研修の参加人数	101人	維持						

<p>②障害者に関する相談は、ケースにより対応が異なることから、きめ細やかな相談支援体制が必要であり、相談支援を担う人材の育成が課題となっています。</p>	<p>●障害者とその家族が抱える問題を解決するため、地域の相談支援体制の質の向上を図ります。(障害福祉課)</p>	<p>●桶川市・伊奈町とともに共同設置した基幹相談支援センターの機能の充実 ●障害者生活支援センター、身体障害者・知的障害者相談員等との連携の強化</p>			
<p>主な指標</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>相談支援事業者への専門的助言数</td> <td>現状値 151件</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	相談支援事業者への専門的助言数	現状値 151件	目指す方向 維持		
相談支援事業者への専門的助言数	現状値 151件	目指す方向 維持			
<p>③障害者が地域で生活するための支援に対するニーズは幅が広いため、個々のニーズに応じたサービスを適切に提供する必要があります。</p>	<p>●障害者が地域において自立した生活を送るための支援をします。(障害福祉課)</p>	<p>●障害の特性やニーズに応じた自立支援給付・医療費の助成等の実施 ●地域生活支援事業等による障害福祉サービスの提供</p>			
<p>主な指標</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>福祉タクシー券助成事業利用率</td> <td>現状値 43%</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	福祉タクシー券助成事業利用率	現状値 43%	目指す方向 増加・拡大等		
福祉タクシー券助成事業利用率	現状値 43%	目指す方向 増加・拡大等			
<p>④障害者が安心して快適に移動するためには、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを考慮した環境の整備が課題となっています。</p>	<p>●誰もが安心して快適に生活できる環境づくりを推進します。(都市整備部)</p>	<p>●建築物や道路・公園など、市全体のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進</p>			

施策3 障害者の就労の支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①障害者の就労率や給料(工賃)の向上のほか、障害者の就職後の定着が課題となっています。</p>	<p>●障害者の就労を促進するための支援を行います。(障害福祉課)</p>	<p>●障害者就労支援センターによる就労を希望する障害者への相談支援や就労後の定着支援 ●障害者就労施設の製品の販売機会確保の支援 ●障害者優先調達法に基づく優先調達の推進</p>			
<p>主な指標</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>1年以上の就労定着率</td> <td>現状値 89.3%</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	1年以上の就労定着率	現状値 89.3%	目指す方向 維持		
1年以上の就労定着率	現状値 89.3%	目指す方向 維持			

まちづくりの基本方向 4

誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

社会の成熟化に伴い市民の価値観が多様化する中、お互いの個性を認め合う社会の実現が求められています。本市は多文化共生社会の実現に向けて外国人市民支援事業などの取組を進めてきました。外国人を労働力や地域の担い手として受け入れる社会に変化する中で、言語や文化の違いなどの課題を解決するという視点だけでなく、外国人市民も地域社会の一員として活躍できる社会を醸成することが必要です。今後も、引き続き多文化共生に向けた取組を促進するほか、市民の人権を守る意識の醸成や多様な世代の社会参画の促進など、お互いに認め合うまちづくりに取り組む必要があります。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	1 人権・男女共同参画	1 人権の擁護
		2 男女共同参画の推進
	2 多文化共生・平和	1 多文化共生・人の交流の推進
		2 平和への取組



テーマ1 人権・男女共同参画

目指す姿 誰もが個性や能力を発揮し、多様性を認め、尊重し合い生活できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 人権問題が複雑化・多様化している中、誰もが相互に尊重し、支え合うことが重要となっています。SNSを通じた人権侵害など新たな人権問題が顕在化しており、ダイバーシティ（多様性）やソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）のある社会の実現が求められています。
- 経済や政治分野での一層の女性活躍が期待される中、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っており、あらゆる場での男女共同参画に向けた取組が求められます。

施策1 人権の擁護

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①社会生活や家庭などで人権問題は依然として発生しており、市民一人一人の人権尊重意識の高揚を推進するため、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）やダイバーシティ（多様性）の尊重の理解に努め、学校や地域などで人権問題解決に向けた取組が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 性の多様性を尊重する社会を目指すため、多様な性のあり方についての正しい理解を広げていきます。（人権男女共同参画課） ● 新たな人権課題が発生した時には、その情報収集と啓発に取り組みます。（人権男女共同参画課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性自認や性的指向をめぐる偏見を解消するための啓発 ● パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度等による多様な性のあり方についての正しい理解の啓発 ● 新たな人権問題に関する適切な啓発活動の実施
<p>主な指標</p> <p>住民避難訓練における人権啓発ブース設置回数</p>	<p>現状値</p> <p>3回</p>	<p>目指す方向</p> <p>維持</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題の解決に向け、差別意識や偏見の解消と環境改善の課題に取り組みます。（人権男女共同参画課） ● 「上尾市人権尊重都市宣言」に基づき、人権問題への正しい理解と人権意識を高める取組を行います。（人権男女共同参画課、生涯学習課） ● 個性や考え方の違い等を認め合う意識を身に付けるための活動に取り組むとともに、いじめや差別をなくすための取組を推進します。（指導課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 差別意識や偏見を解消するための継続的な啓発の実施 ● イベント等人権啓発事業の実施 ● 人権研修の実施 ● 人権教育集会所における人権講座や地域との交流事業などの実施 ● 学校や地域などで人権について考える機会の充実 ● 教職員を対象とした人権研修会の実施 ● いじめ根絶対策事業の実施

施策2 男女共同参画の推進

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①配偶者などからの暴力(DV)や性被害、職場等におけるハラスメント、LGBTQに対する偏見など、性別や個性により受ける困難は多様化・複雑化しています。こうした問題の解決に向けて、相談体制の充実や被害者の保護・支援などの取組、就労環境の整備、意識啓発活動を進める必要があります。			<ul style="list-style-type: none"> ●性別による固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、性の多様性の理解の促進に取り組みます。(人権男女共同参画課) ●DV・性被害者や、困難な問題を抱える女性の安全確保と生活安定に努めるとともに、被害者の保護・支援を推進します。(人権男女共同参画課) ●DV・性被害などを防止し、誰もが自分と相手の「生・性」を大切にできるよう、成人及び児童生徒への意識啓発を行います。(人権男女共同参画課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講座の開催及びSNS等での周知啓発 ●DVや性被害、困難な問題を抱える女性の悩みに関する相談・情報提供の実施 ●県・市・民間団体とネットワークを構築し、困難な問題を抱える女性への連携支援を実施 ●講演会、性教育・DV防止講座の実施
主な指標 各種女性のための相談(DV相談含む)案内カード配布数	現状値 600枚	目指す方向 維持		
②男女が互いの人権を尊重し、自らの意思に基づき一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。			<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場における固定的性別役割分担の払拭や働きやすい職場づくりを推進します。(人権男女共同参画課・商工課) ●あらゆる分野における女性の参画促進のため、環境整備や意識改革を推進するとともに、女性自身が力を付け、能力を発揮することを支援します。(人権男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対する情報提供 ●国・県ほか、関係機関と連携した啓発活動 ●女性と女兒にエンパワーメントの機会の提供
主な指標 困難女性支援ネットワーク講演会回数	現状値 1回	目指す方向 維持		

テーマ2 多文化共生・平和



目指す姿 国籍を超えて交流し合い、誰もが平和に安心して暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- 外国人労働者が増加する中、国籍や民族等が異なる市民が、お互いの文化や習慣を尊重し合い、地域社会を共に担う多文化共生が重要となっています。また、外国人が地域で安心して生活できるよう支援することも求められています。
- わが国は戦後 80 年を経過しましたが、世界では依然として多くの地域で紛争が発生し、政治的・経済的分断への懸念が高まっており、平和の大切さを再認識しようとする動きが強くなっています。

施策1 多文化共生・人の交流の推進

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①多文化共生社会を実現するため、市民相互の理解を深める機会の創出や、コミュニケーション支援、生活支援が求められています。			<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民との共生を図るため、意識啓発や外国人市民が交流できるさまざまな事業を推進し、外国人市民との相互理解を深めます。(市民協働推進課) ●コミュニケーションをはじめとする生活上必要な支援を行うとともに、地域社会を支える担い手として、外国人市民の活躍を促進します。(市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●あげおワールドフェア等の交流事業の支援及び推進 ●上尾市国際交流協会等への支援
主な指標	現状値	目指す方向		
窓口での電話通訳等対応件数	243 件	維持		<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民向け相談窓口での相談対応 ●必要な情報を多言語で提供・やさしい日本語の普及 ●多文化共生の推進のために活躍できる人材の育成
②平成 16 (2004) 年に中国の杭州市、平成 26 (2014) 年にオーストラリアのロッキャーバレー市と友好都市協定を締結しました。 平成 25 (2013) 年に福島県の本宮市と友好都市協定を締結しました。			<ul style="list-style-type: none"> ●教育、文化、スポーツ、経済、観光等の交流とそれらの発展を目指します。(市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●協定締結都市との交流事業の実施
主な指標	現状値	目指す方向		
協定締結都市との交流事業の実施件数	9 件	維持		

施策2 平和への取組

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①戦後80年が経過し、戦争の記憶が風化していくおそれがあります。引き続き平和の尊さを啓発していく必要があります。			●「上尾市非核平和都市宣言」に基づき、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく取組を行います。(市民協働推進課)	●非核平和パネル展などの啓発活動
主な指標	現状値	目指す方向		
非核平和パネル展来場者数	981人	維持		

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料

まちづくりの基本方向 5

安全な暮らしを守るまちづくり

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

近年、各地で甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風で大きな被害を受けた本市においても、災害に強いまちづくりの重要性や市民の防災意識が高まっています。ハード・ソフトの両面から地震・風水害への対策を進めるほか、日頃から交通安全や防災・防犯への意識を高めることで、地域全体のレジリエンスを向上させていくことが求められます。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
5 安全な暮らしを守る まちづくり	1 防災	1 地域防災力の向上
		2 防災体制の強化
		3 災害援助・復旧体制の確立
		4 減災対策の推進
	2 防犯	1 防犯活動の推進
		2 空家等対策の推進
		3 消費者相談体制の充実
	3 交通	1 交通手段の充実・自転車施策の推進
		2 交通安全の確保
	4 消防	1 消防体制の充実
		2 地域の防火意識の向上
		3 救急体制の充実

テーマ1 防災



目指す姿 防災・減災の仕組みが整っている

テーマをめぐる社会的な状況

- 近年、わが国では令和6年能登半島地震をはじめ大規模な地震が頻発しているほか、首都直下地震についても、今後30年以内に約70%の確率で発生するとされています。また、台風の大型化やゲリラ豪雨の増加など、風水害のリスクも高まっています。
- こうした中、これまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」による地域防災力を高めるとともに、行政だけでなく、市民・事業者・団体など多様な主体が連携して災害対策に取り組むことが求められています。

施策1 地域防災力の向上

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①住宅都市という地域特性から、昼間の人口は夜間に比べて大きく減少するため、日中に災害が発生した場合の「共助」の担い手不足が懸念されています。また、災害時に共助や公助が行き届かないことも想定し、「自助」の観点から自ら防災意識を高めていくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の防災知識の習得や自主防災組織の防災行動力の向上を支援するとともに、地域防災の担い手の育成に努めます。(危機管理防災課) ● 地域における防災リーダーとなる「防災士」の育成支援、活動支援に努めます。(危機管理防災課) ● 市民の防災意識の向上を図り、地震や風水害等への家庭における備えや住宅の耐震化などを推進します。(危機管理防災課・建築安全課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練や避難所運営訓練等の実施 ● 自主防災組織育成支援 ● 防災士の育成 ● 防災活動団体への運営支援 ● 既存建築物の耐震化の促進 ● 防災啓発の実施
<p>主な指標</p> <p>指定避難所における訓練実施箇所数</p>	<p>現状値</p> <p>48か所</p>	<p>目指す方向</p> <p>維持</p>

施策2 防災体制の強化

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①全国各地で激甚化・頻発化する大規模災害に備えるため、災害時における全庁的・全市的な危機管理体制の充実が課題です。</p> <p>②高齢者、障害者、女性、LGBTQ、外国人等の視点も含め、防災訓練内容の充実を図るとともに、より実践的な訓練を実施する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令や上尾市地域防災計画、上尾市業務継続計画、上尾市受援計画等に基づき、災害対策本部をはじめとする有事の際の体制を整えます。(危機管理防災課・全庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画の更新 ● BCP(業務継続計画)の更新 ● 国土強靱化地域計画の更新 ● 災害対策本部の体制強化 ● 防災訓練の実施
<p>主な指標</p> <p>実践的な住民避難訓練等の実施回数</p>	<p>現状値</p> <p>6回</p>	<p>目指す方向</p> <p>維持</p>

<p>③災害時に市民が迅速に避難できるよう、的確な災害情報を提供することが求められます。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>情報伝達手段の数</td> <td>現状値 6個</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	情報伝達手段の数	現状値 6個	目指す方向 維持	<p>●災害時でも迅速に市民へ情報伝達ができるよう多様な情報伝達手段を活用し、周知に努めます。(危機管理防災課・建設管理課・道路河川課)</p>	<p>●防災行政無線や河川監視カメラ、市ホームページや SNS 等の情報伝達手段の維持・整備</p>
情報伝達手段の数	現状値 6個	目指す方向 維持			
<p>④災害発生後も安心して生活できる体制を確保するため、避難施設の整備や各種物資の備蓄を進めることが求められます。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>指定避難所避難者用食料の充足率(市・県合計3日分)</td> <td>現状値 100%</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	指定避難所避難者用食料の充足率(市・県合計3日分)	現状値 100%	目指す方向 維持	<p>●大地震が発生した場合、発災1日後では11,613人が指定避難所に避難すると想定されており、安心・安全に避難生活を送れるよう指定避難所の環境整備や各種物資の備蓄の整備を計画的に行うほか、電源や燃料の多重化を含む停電対策に努めます。(危機管理防災課・下水道施設課・教育総務課、施設所管課)</p>	<p>●学校体育館トイレの洋式化</p> <p>●災害用マンホールトイレの設置</p> <p>●食料や飲料水、生活必需品、各種資機材の指定避難所等への備蓄</p> <p>●太陽光発電や蓄電池等の整備</p>
指定避難所避難者用食料の充足率(市・県合計3日分)	現状値 100%	目指す方向 維持			

施策3 災害援助・復旧体制の確立

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①災害時には市単独での応急対策は難しいと予測されるため、県内外の市町村や民間事業者等との連携を進め、災害援助・復旧体制を確立する必要があります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>災害時応援協定の締結数</td> <td>現状値 151件</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	災害時応援協定の締結数	現状値 151件	目指す方向 増加・拡大等	<p>●災害時に備え他市町村や民間事業者、医療機関など、関係機関との連携強化を図ります。(危機管理防災課・全庁)</p>	<p>●災害時応援協定の締結</p>
災害時応援協定の締結数	現状値 151件	目指す方向 増加・拡大等			
<p>②今後想定される震災などによる最大規模の被害に備え、あらかじめ復興等の計画を策定しておくことが重要です。</p>	<p>●BCP(業務継続計画)に基づき、市役所(災害対策本部)機能の維持・復旧に努めます。(危機管理防災課)</p> <p>●埼玉県が平成26(2014)年に策定した「埼玉県震災都市復興の手引き」に基づき、災害があっても早期に復興するための準備に取り組みます。(都市計画課)</p>	<p>●BCP(業務継続計画)の更新</p> <p>●復興事前準備(復興体制や手順の検討)</p>			

施策4 減災対策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①災害時のインフラの確保や防災上有効な空地となる公園などのオープンスペースの確保などが課題です。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>防火・準防火地域面積</td> <td>現状値 199.6ha</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	防火・準防火地域面積	現状値 199.6ha	目指す方向 増加・拡大等	<p>●生活を支えるライフラインの整備・耐震化を計画的に実施します。(都市整備部・上下水道部)</p> <p>●市街地内の緑地・オープンスペースを維持・保全するとともに有効な空間の確保に努めます。(都市整備部)</p>	<p>●防火地域または準防火地域の指定区域拡大</p> <p>●緊急輸送道路等の幹線道路の整備</p> <p>●上下水道老朽管の更新</p> <p>●都市公園の維持管理</p> <p>●空闲地の適切な整備、維持管理</p>
防火・準防火地域面積	現状値 199.6ha	目指す方向 増加・拡大等			
<p>②大地震の際の建物倒壊を防ぐため、昭和56(1981)年以前の旧耐震基準の建築物の所有者・居住者に対して、引き続き耐震化の働きかけを行うことが必要です。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>補助交付件数</td> <td>現状値 診断5件 改修0件</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	補助交付件数	現状値 診断5件 改修0件	目指す方向 維持	<p>●民間建築物の耐震化を支援します。(建築安全課)</p>	<p>●耐震診断や耐震改修の助成</p>
補助交付件数	現状値 診断5件 改修0件	目指す方向 維持			

<p>③大地震等による盛土造成地の滑動崩落被害を防ぐため、宅地の防災対策が必要です。</p>	<p>●大規模盛土造成地の安全性の把握を計画的に推進します。(都市計画課)</p>	<p>●宅地における耐震化の推進</p>						
<p>④地域の浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制機能を持つ公園を整備・管理していく必要があります。</p>	<p>●住区基幹公園や総合公園等の整備・管理を計画的に進めます。(みどり公園課)</p>	<p>●都市公園等の整備・管理</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="151 376 391 421">主な指標</th> <th data-bbox="391 376 550 421">現状値</th> <th data-bbox="550 376 678 421">目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="151 421 391 499">公園数</td> <td data-bbox="391 421 550 499">145 公園</td> <td data-bbox="550 421 678 499">維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	公園数	145 公園	維持		
主な指標	現状値	目指す方向						
公園数	145 公園	維持						



テーマ2 防犯

目指す姿 市民が犯罪の不安を感じることなく安心して暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国の刑法犯認知件数は、令和3（2021）年までは減少傾向にありましたが、ここ数年は増加し、直近の令和5（2023）年には73万件超となっています。近年はインターネットを介した犯罪が問題となっており、サイバー犯罪や特殊詐欺など手口の多様化・複雑化・巧妙化が進み、またいわゆる「闇バイト」についても対策が求められています。
- 成年年齢の引き下げに伴い、若年者の消費者被害の拡大防止に向けた対策も引き続き求められます。

施策1 防犯活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①特殊詐欺をはじめとした被害の件数を増加させないよう、市民の防犯意識を向上させる必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会や防犯キャンペーンの実施回数</td> <td>1回</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	講演会や防犯キャンペーンの実施回数	1回	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の防犯意識の向上を図るため、周知・啓発事業を推進します。（交通防犯課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯情報の提供 ●講演会や防犯キャンペーンの実施
主な指標	現状値	目指す方向						
講演会や防犯キャンペーンの実施回数	1回	維持						
<p>②自主防犯ボランティア団体による、防犯活動を支援していくことも必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防犯ボランティア団体数</td> <td>99団体</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	自主防犯ボランティア団体数	99団体	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自主的な防犯活動を促すとともに、その担い手の育成に努めます。（交通防犯課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防犯ボランティアの育成・支援
主な指標	現状値	目指す方向						
自主防犯ボランティア団体数	99団体	維持						
<p>③市民の安全を守るため、継続した犯罪抑止の取組を行うとともに、犯罪被害者への対応も行っていく必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯カメラ付き自動販売機の設置台数</td> <td>4台 (令和6年度時点)</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	防犯カメラ付き自動販売機の設置台数	4台 (令和6年度時点)	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪抑止力の向上とともに、犯罪被害者支援を図ります。（交通防犯課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯カメラの設置 ●警察などの関係機関や防犯関係団体との連携促進
主な指標	現状値	目指す方向						
防犯カメラ付き自動販売機の設置台数	4台 (令和6年度時点)	増加・拡大等						

施策2 空家等対策の推進

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に影響を与えるケースが増加しており、対応が求められています。			●「上尾市空家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家等の所有者に対する働きかけや必要な支援を行います。(都市計画課)	●空き家所有者に対するセミナー等の開催 ●空家除却(解体)補助金の支給
主な指標 空家除却(解体)補助金の支給件数	現状値 11件	目指す方向 維持		

施策3 消費者相談体制の充実

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①消費者を取り巻く環境は高度情報化や取引の複雑化によって大きく変化しており、消費生活相談は年々多様化・深刻化しています。若年から高齢の世代まで幅広い消費生活相談の早期解決に向け、消費生活センターの利用を促進していく必要があります。			●市民の消費生活トラブルの解決や消費者被害の救済に努めます。(消費生活センター)	●消費者トラブルの種類や対象年代に応じた関係機関との連携による啓発活動等
主な指標 市政出前講座の開催件数	現状値 8件	目指す方向 維持		
②消費者被害に遭わない消費者の育成や、成年年齢引き下げを考慮した消費者教育を推進する必要があります。			●市民の消費者意識の向上を図るため、意識啓発を推進するほか、学習活動や自主的な活動の支援を行います。(消費生活センター)	●『広報あげお』や市ホームページ、SNS等による情報提供 ●福祉団体等との連携による見守り活動の実施 ●消費者の自立に向けた講座等の実施
主な指標 講座・講演会等の参加人数	現状値 1,536人	目指す方向 維持		



テーマ3 交通

目指す姿 市民が交通事故の不安を感じることなく安心して移動できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 公共交通は、人々の生活に不可欠な移動手段です。全国的に、路線バスによる地域の足の維持が困難となる中、コミュニティバスやタクシーの有効な活用が進んでいますが、運転者など公共交通の担い手が不足し、厳しい状況が続いています。
- わが国の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故死者数は増加しており、高齢者の交通事故防止は喫緊の課題となっています。

施策1 交通手段の充実・自転車施策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①市民の移動手段の確保や外出しやすい環境づくりのため、持続可能な公共交通網を構築する必要があります。また、本市は比較的平坦な地形であるため、公共交通を補完する交通手段として、自転車利用が適していることから、安心・安全な自転車利用ができるよう、マナー啓発や放置対策を行うことが求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な公共交通サービスの維持・充実を図ります。(交通防犯課) ●新たな公共交通システムの導入を推進します。(交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●上尾市地域公共交通活性化協議会における利便性の向上等に向けた協議
<p>主な指標</p> <p>現状値</p> <p>目指す方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「ぐるっとくん」の利用実態を把握し、効率的・効果的な運行に努め、利用者のサービス向上を図ります。(交通防犯課) ●安心・安全に自転車を利用できるよう、運転マナーの啓発に努めるとともに、放置自転車対策等を行います。(交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内循環バス「ぐるっとくん」の適切な運行管理と利便性向上の検討 ●交通安全教室の実施 ●放置自転車対策
<p>市内循環バス「ぐるっとくん」の利用者数</p>	<p>462,522人</p>	<p>増加・拡大等</p>

施策2 交通安全の確保

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①交通弱者といわれる子どもや高齢者をはじめとして、市民の生命や日常生活が交通事故により失われることのないよう、事故の発生を未然に防ぐことが求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故が多発する箇所や通学路の危険箇所改善に関する要望が多い箇所を中心に、交通安全施設の整備を推進します。(交通防犯課・道路河川課・学校保健課) ●警察などの関係機関や交通安全団体等と連携して市民の交通安全に関する意識向上を図ります。(交通防犯課) ●交通弱者といわれる子どもや高齢者を中心に、広く交通安全意識の普及・啓発を推進します。(交通防犯課) ●高齢ドライバーによる交通事故防止を推進します。(交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路照明灯や道路反射鏡、区画線標示などの整備 ●速度抑止対策や注意喚起の路面標示の実施 ●交通安全母の会や交通安全協会等と連携した交通安全に関する啓発活動 ●幼児や児童、高齢者等の交通弱者を対象にした交通安全教室の実施 ●運転免許証の自主返納者への支援
<p>主な指標</p> <p>現状値</p> <p>目指す方向</p>		
<p>交通安全施設の設置箇所数 (/年)</p>	<p>179か所</p>	<p>維持</p>

<p>②「上尾市自転車の安全な利用に関する条例」を定め、毎月10日を自転車安全利用の日としており、自転車による事故の加害者・被害者を増やさないようにすることが重要です。</p>	<p>●警察庁が提唱する「自転車安全利用五則」をはじめとする各種交通法規や交通ルールの周知を継続し、自転車の安全利用を促進します。(交通防犯課)</p>	<p>●自転車の安全利用に関する啓発活動 ●自転車用ヘルメット購入補助の実施</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="146 313 391 347">主な指標</th> <th data-bbox="391 313 550 347">現状値</th> <th data-bbox="550 313 678 347">目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="146 347 391 454">SNS等を利用した自転車安全利用の周知啓発回数</td> <td data-bbox="391 347 550 454">3回</td> <td data-bbox="550 347 678 454">維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	SNS等を利用した自転車安全利用の周知啓発回数	3回	維持		
主な指標	現状値	目指す方向						
SNS等を利用した自転車安全利用の周知啓発回数	3回	維持						



テーマ4 消防

目指す姿 市民の安全を守る消防力が整備されている

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国における過去 10 年間の出火件数と火災による死者数は減少傾向にありましたが、令和 3 (2021) 年から増加に転じています。近年火災による死者の多くは住宅火災により発生しており、対策が求められます。
- わが国における救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向を示しており、今後、高齢化の進行に伴う救急需要の増大に対応し、救命率の低下を防ぐための対策が求められます。

施策1 消防体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①多様化する災害への対応を可能とする施設・設備の充実とマンパワーの強化を図ることで大規模災害等にも迅速に対応できる体制を整えることが重要です。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>採用説明会参加人数</td> <td>37人</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	採用説明会参加人数	37人	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、常備消防力の強化に努め、災害現場到着までの時間短縮など、住民サービスの一層の向上を図ります。(消防総務課、警防課) ●迅速かつ確かな消防活動を可能とし、被害を最小限に抑えるため、消防指令システムを計画的に整備します。(指令課) ●消防のマンパワーの強化を図ります。(消防総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防施設や車両などの計画的な整備 ●職員の高度な専門知識の獲得 ●消防職員の安定的な確保や女性の積極的な採用
主な指標	現状値	目指す方向						
採用説明会参加人数	37人	増加・拡大等						
<p>②大規模な地震によるライフラインの寸断をにらんだ耐震性防火水槽の設置が課題です。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>消防水利の充足率</td> <td>87.9%</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	消防水利の充足率	87.9%	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●国が示す消防力の整備指針及び消防水利の基準との整合を図りつつ、消火栓や防火水槽などの消防水利施設の計画的な維持管理を図ります。(警防課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防水利整備事業
主な指標	現状値	目指す方向						
消防水利の充足率	87.9%	増加・拡大等						
<p>③大規模な地震の発生が予想される中、地域防災力の向上には、その中核となる消防団の強化が課題となっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>放水訓練実施回数、震災対応訓練実施回数</td> <td>20回</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	放水訓練実施回数、震災対応訓練実施回数	20回	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団の強化に向け、人員不足の解消、団員への教育、装備の充実などを図ります。(消防総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性をはじめ若者からシニア層まで多様な人材の入団促進 ●消防団員への研修・訓練の充実 ●消防団車両の更新、資機材の充実
主な指標	現状値	目指す方向						
放水訓練実施回数、震災対応訓練実施回数	20回	維持						

施策2 地域の防火意識の向上

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①火災による被害を軽減するため、防火指導等継続的に実施し、市民や事業者の防火意識を高めていく必要があります。			●市民や事業者に対し防火意識の向上を図り、火災が起こりにくいまちづくりを推進します。(予防課)	●住宅用火災警報器の設置・維持管理の啓発 ●事業所に対する立入検査の実施
主な指標	現状値	目指す方向		
市内の住警器自主点検実施率	42%	増加・拡大等		

施策3 救急体制の充実

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①救急需要が増加する中、救命率を向上させるためには、救急体制のさらなる強化が必要となります。			●救急資器材などの計画的な整備・維持に努めます。(管理課) ●救急救命士の教育と資質の向上に努めます。(警防課)	●救急救命士等が使用する資器材の整備 ●救急隊員教育訓練
主な指標	現状値	目指す方向		
指導救命士研修	15回	維持		
②年々増加する救急需要に対応し、限られた救急資源を有効活用するために、救急車の適正利用について広く周知していく必要があります。			●救急車の適正利用について、市民に呼びかけ、正しい知識を広めます。(警防課)	●救急車適正利用の広報活動
主な指標	現状値	目指す方向		
救急啓発チラシの配布数	26,900枚	増加・拡大等		
③救命講習会への市民の参加や、市内のコンビニエンスストアなどに設置しているAED(自動体外式除細動器)を誰もが使用できるような環境づくりが必要となっています。			●市民に対し応急手当に関する正しい知識を周知します。(管理課) ●コンビニエンスストアなどと連携し、AEDの使いやすい環境づくりを促進します。(警防課)	●救命講習会の開催 ●AED普及整備事業
主な指標	現状値	目指す方向		
救命講習会開催数	51回	維持		

まちづくりの基本方向 6

未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

日本国内では、高度経済成長期における大量生産・大量消費の時代を経て、東日本大震災を契機として、持続可能なエネルギーや自然と調和のとれた循環型社会への意識が高まっています。本市においても、温室効果ガスの排出量削減やリサイクルの促進など、持続可能なまちづくりのための取組が進んでいます。

また、昭和40年代から50年代に整備され、近い将来、一斉に更新時期を迎える都市基盤施設の計画的な管理に取り組む必要があります。次世代に安心・安全な暮らしを残すために、市民・事業者・行政が協働して持続可能なまちづくりに取り組む仕組みづくりが重要となります。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	1 住環境	1 良好なまちづくりの推進
		2 地域の憩いの場の確保
		3 衛生的な生活環境の維持
	2 環境	1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理
		2 自然環境保全
		3 地球温暖化対策等の促進
	3 道路・河川	1 道路の適切な維持管理
		2 道路の計画的な整備
		3 河川の整備と適切な維持管理
	4 上下水道	1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持
		2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営
		3 都市下水路の整備と適切な維持管理



テーマ1 住環境

目指す姿 高い利便性と豊かな自然のバランスが取れており、住み続けたい環境がある

テーマをめぐる社会的な状況

- 近年、コンパクトシティやスマートシティといった考えのもと、限りある土地や資源を有効に活用した、持続可能な都市づくりが進められています。少子高齢化・人口減少が進む中、都市機能を集約することで、利便性が高く活気のある中心市街地を整備するとともに、地域の特性を生かしながらも、効果的な土地利用への誘導が必要となっています。
- 日常生活の場となる暮らしの環境の重要性が高まり、自然との共生や良好な生活環境の維持など、快適で住みやすい環境が求められています。

施策1 良好なまちづくりの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
①自然環境などを保全し秩序ある土地利用を行うため、計画的・効率的な街づくりの取組が必要です。	●土地の開発と保全を計画的に行い、快適な都市環境と緑が共生する街づくりを進めます。(都市計画課)	●上尾市都市計画マスタープランの推進
	●開発行為について、良好な宅地水準と立地の適正性を確保するため、規制、誘導に努めます。(都市計画課)	●開発許可基準等の運用及び指導
	●市街地を計画的に開発して効率的な土地利用を図り、良好な宅地を提供します。(都市計画課)	●新たな市街地整備事業の検討
②社会情勢の変化に対応した良好な住環境の形成には、地区住民による街づくり活動が重要です。住民主体の取組を支援していく必要があります。	●地区内の住民等にとって良好な住環境を形成するため、上尾市街づくり推進条例に基づき、自発的・主体的に地域の街づくりを進めようとする団体等に対して支援を行います。(都市計画課)	●街づくり協議会の設立支援、街づくり協議会への支援、地区計画の策定支援
③建築物については、適法かつ適切な建築・維持管理を促していくことが必要です。	●適切な建築物の誘導に努めます。(建築安全課)	●建築確認及び指導
④建築協定等の締結は地区住民の主体的な取組が必要のため、地区全体の意思統一が図られるよう支援していく必要があります。	●良好な住環境の保全を図ろうとする地域に対する支援に努めます。(建築安全課)	●建築協定等の締結の推進及び締結地域の運営に関する支援
⑤市街地においては、人口構造・社会環境の変化や、地域の街づくりの計画の内容等を踏まえ、用途地域を見直すことが必要です。また、ゆとりある住宅地の提供を検討することも必要です。都市のスポンジ化が懸念され、インフラの老朽化が進む中、住民の利便性向上や効率的な維持管理を図ることが必要です。	●人口構造と時代の変化に対応して、都市機能が集約されたコンパクト・プラス・ネットワーク型の利便性の高い市街地を整備するために、市街化区域の秩序ある土地利用を図ります。(都市計画課)	●市の基準に基づく、必要に応じた有効な土地利用のための用途地域の見直し

⑥都市計画と異なる土地利用の例も見られ、市街化調整区域の農地や自然環境を保全するためには、市が秩序ある土地利用を規制・誘導していくことが必要です。	●適正な区域区分の検証を図ります。 (農政課・都市計画課)	●街づくり協議会の支援 ●農用地の保全
⑦老朽化し高齢世帯が多く入る大規模団地においては、耐震化やバリアフリー化のほか、若者などを呼び込む対策など、団地の再生が求められています。	●大規模な住宅団地の再生の取組に努めます。(都市計画課)	●県や関係事業者と連携した協力体制の構築

施策2 地域の憩いの場の確保

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
①地域の憩いの場の確保のため、地域の団体等と協力してまちづくりを進めていく必要があります。	●身近な緑の保全・創出を図るため、「緑の基本計画」に基づき、公園の適正な整備・管理に努めます。(みどり公園課)	●街区公園の整備						
<table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>公園協定を締結している団体数</td> <td>43 団体</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	公園協定を締結している団体数	43 団体	維持	●老朽化が進む公園施設の適切な管理や、市街化区域内の住宅密集地におけるオープンスペースに努めます。(みどり公園課)	●公園の適正な整備・管理 ●自治会やボランティア団体との公園管理協定の締結推進
主な指標	現状値	目指す方向						
公園協定を締結している団体数	43 団体	維持						
	●戸崎公園北側の公園用地について、関係部署と協議し、計画的に整備していきます。(みどり公園課)	●戸崎公園北側用地の整備						

施策3 衛生的な生活環境の維持

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
①公害を発生させないために継続した環境調査、監視・指導が必要です。	●水質・大気・土壌・地盤沈下・騒音・振動・悪臭等について継続した環境調査、監視・指導を実施します。(生活環境課)	●環境調査・測定事業 ●工場や事業場等への立入検査や指導						
<table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>工場、事業場排水等調査の事業所数</td> <td>47 事業所 (過去5年間の平均値)</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	工場、事業場排水等調査の事業所数	47 事業所 (過去5年間の平均値)	維持		
主な指標	現状値	目指す方向						
工場、事業場排水等調査の事業所数	47 事業所 (過去5年間の平均値)	維持						
②良好な生活環境の維持のため、身近なルールやマナーの遵守に向けた意識啓発が必要です。	●良好な生活環境を維持するため、市民生活に密着した取組を行います。(生活環境課)	●空き地等の樹木・雑草等の適正な維持管理の指導 ●指定区域内の路上喫煙対策 ●環境美化活動の推進						
<table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>クリーン上尾運動の参加人数</td> <td>15,439 人 (過去5年間の平均値)</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	クリーン上尾運動の参加人数	15,439 人 (過去5年間の平均値)	維持		
主な指標	現状値	目指す方向						
クリーン上尾運動の参加人数	15,439 人 (過去5年間の平均値)	維持						
③ペット(犬・猫・その他動物)の適正な飼育と人との共生に向けた取組が求められています。	●不幸な猫を生まないよう飼い主のいない猫の繁殖抑制に取り組めます。(生活環境課)	●猫の不妊・去勢手術支援						
<table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射の接種率</td> <td>86.77% (過去5年間の平均値)</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	狂犬病予防注射の接種率	86.77% (過去5年間の平均値)	維持	●犬や猫の飼い主への適正な飼育管理について、専門家や民間団体との協働を推進します。(生活環境課)	●動物愛護啓発イベントの実施と支援 ●狂犬病予防注射の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
狂犬病予防注射の接種率	86.77% (過去5年間の平均値)	維持						



テーマ2 環境

目指す姿 地球規模での環境問題を見据え、市民が主体的に環境保全に取り組む

テーマをめぐる社会的な状況

- 地球温暖化に伴う大規模な気候変動など、世界規模での環境問題が私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつあります。わが国では2020年のカーボンニュートラル宣言やクリーンエネルギーへの転換等を目指したGX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進などを通じ、気候変動対策を進めています。
- 持続可能な環境づくりに向け、国際機関や政府レベルの取組はもとより、地方自治体、事業所、さらに市民一人一人に至るまで、それぞれが主体的に取り組んでいくことが必要です。

施策1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①西貝塚環境センターの老朽化に伴い、安定したごみ処理を継続して行うため、焼却施設の計画的な維持・整備を行う必要があります。			<ul style="list-style-type: none"> ●西貝塚環境センターの老朽化対策を図ります。（西貝塚環境センター） ●上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書に基づき、伊奈町及び上尾伊奈資源循環組合とともにごみ広域処理施設建設に向けた取組を進めます。（環境政策課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●長寿命化計画に基づく施設延命化と維持・管理 ●基幹改良工事の実施 ●広域ごみ処理施設建設
主な指標	現状値	目指す方向		
他団体への処理委託量	0トン	維持		
②家庭ごみの分別・減量と事業系ごみの減量が課題となっています。			<ul style="list-style-type: none"> ●市民への啓発を推進し、家庭ごみの減量を図ります。（環境政策課・西貝塚環境センター） ●事業系ごみの減量を図ります。（西貝塚環境センター） ●地域における資源ごみのリサイクルや小型家電リサイクルを促進します。（環境政策課・西貝塚環境センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量に関する出前講座の開催 ●環境センター施設見学会の開催 ●家庭用生ごみ処理容器等の購入補助 ●搬入ごみの検査による産業廃棄物の混入や分別の確認・指導、事業所への啓発 ●リサイクル活動を行う団体支援 ●公共施設に回収ボックスの設置
主な指標	現状値	目指す方向		
1人1日あたりのごみ排出量（家庭部門）	623g （令和5年度実績）	減少・縮小等		
③粗大ごみへの対応やごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者への対応が課題です。			<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみの戸別収集や、ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者を対象に、安否確認を兼ねた戸別収集を実施します。（西貝塚環境センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみの戸別収集 ●ふれあい収集の実施
主な指標	現状値	目指す方向		
ふれあい収集の利用件数	434件	維持		

<p>④最終処分における環境への負荷や将来的な最終処分場の確保が問題となっています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>焼却灰の資源化施設への搬出量</td> <td>1,189トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	焼却灰の資源化施設への搬出量	1,189トン		維持	<p>●最終処分場に搬出する焼却灰の再利用を進めます。(西貝塚環境センター)</p> <p>●焼却灰のセメント原料化等の再利用の促進</p>
現状値	目指す方向						
焼却灰の資源化施設への搬出量	1,189トン						
	維持						
<p>⑤プラスチックごみが、地球環境に影響を与えることが世界的な問題となっており、プラスチック製の容器包装・製品のごみ削減の取組が求められています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>環境パネル展示回数</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	環境パネル展示回数	2回		維持	<p>●市民への環境学習や情報提供等の啓発に努め、プラスチックごみ削減を進めます。(環境政策課)</p> <p>●レジ袋有料化に伴うマイバッグ推奨</p> <p>●環境学習会、パネル展等の開催</p>
現状値	目指す方向						
環境パネル展示回数	2回						
	維持						

施策2 自然環境保全

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①本市では緑の維持に努めていますが、失われつつあるのが現状です。そのため、緑の維持に努めるとともに、市民・事業者などとの連携による新たな緑地の創出も必要です。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>緑地面積</td> <td>1,244.43ha (令和5年度実績)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	緑地面積	1,244.43ha (令和5年度実績)		増加・拡大等	<p>●新たな緑の創出や「ふるさとの緑の景観地」などの公共の緑の保全に努めます。(みどり公園課)</p>	<p>●開発行為に対して緑地の設置を指導</p> <p>●公共事業や開発等で創出された公共の緑の保全</p> <p>●公共の緑の地権者や市民団体との協体制の構築</p> <p>●森林環境譲与税基金を活用し、県内木材の活用の促進</p> <p>●「ふるさとの緑の景観地」の用地確保</p>
現状値	目指す方向							
緑地面積	1,244.43ha (令和5年度実績)							
	増加・拡大等							
<p>②荒川や綾瀬川、原市沼川などの水辺環境や、台地の緑、雑木林といった自然環境が残されていますが、都市化の進行に伴い、これらの自然環境やまちなかの緑の保全が課題となっています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>上尾市環境推進協議会等による保全活動の実施回数</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	上尾市環境推進協議会等による保全活動の実施回数	3回		維持	<p>●市街化区域内の農地を生産緑地として保全し、まちなかの緑の維持に努めます。(みどり公園課)</p> <p>●貴重な自然環境を保全するため、多様な生物の生息・生育環境の保全に取り組みます。(環境政策課)</p> <p>●こどもから大人まで参加できる環境教育や体験学習の充実を図るとともに、自然環境の保全活動を促進します。(環境政策課)</p>	<p>●特定生産緑地制度の適正な運用</p> <p>●環境保全団体などと連携した保全活動の支援</p> <p>●市民・団体・事業者との協働による環境保全活動</p>
現状値	目指す方向							
上尾市環境推進協議会等による保全活動の実施回数	3回							
	維持							

施策3 地球温暖化対策等の促進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①地球温暖化対策、カーボンニュートラルに向けた取組を行っていくことは、喫緊の課題であり、2030年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量の46%削減を市の目標として定めています。また、市も一事業者として、2014 年度比で温室効果ガス排出量の51%削減を目標として定め、環境負荷軽減のための環境配慮活動に積極的に取り組むとともに、市民や事業者の主体的な活動を促していく必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な指標</th> <th style="width: 30%;">現状値</th> <th style="width: 30%;">目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">市奨励金を利用した再エネ・省エネ設備導入件数</td> <td style="background-color: #ADD8E6; text-align: center;">481 件</td> <td style="background-color: #ADD8E6; text-align: center;">維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	市奨励金を利用した再エネ・省エネ設備導入件数	481 件	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●市が率先して環境に配慮した活動を推進します。(環境政策課) ●イベントをより参加しやすいものに工夫し、環境意識の向上を図るとともに、市民の主体的な取組を促します。(環境政策課) ●市民や事業者による環境負荷低減活動を行うとともに、再エネ・省エネ設備等の導入推進に取り組みます。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設における環境配慮型設備の導入や太陽光等新エネルギーの活用 ●環境学習会やセミナーの開催 ●再エネ・省エネ設備等の導入補助 ●国や県等の補助制度についての情報提供
主な指標	現状値	目指す方向						
市奨励金を利用した再エネ・省エネ設備導入件数	481 件	維持						
<p>②これまでは主に CO2 等の排出量の削減による緩和策が先行していましたが、地球温暖化が進みつつある中、温暖化に対処する適応策にも取り組んでいく必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な指標</th> <th style="width: 30%;">現状値</th> <th style="width: 30%;">目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">熱中症啓発チラシ、ポスターの配布数</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">チラシ 28,000 枚、 ポスター 630 枚</td> <td style="background-color: #ADD8E6; text-align: center;">維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	熱中症啓発チラシ、ポスターの配布数	チラシ 28,000 枚、 ポスター 630 枚	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化による気候変動がもたらすさまざまな影響から市民生活の安全を守るため、気候変動適応策に取り組みます。(健康増進課・環境政策課・道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●全庁的な連携による治水・豪雨対策 ●熱中症の予防啓発 ●冷却ミスト設備の設置
主な指標	現状値	目指す方向						
熱中症啓発チラシ、ポスターの配布数	チラシ 28,000 枚、 ポスター 630 枚	維持						



テーマ3 道路・河川

目指す姿 快適で安全な道路や河川が計画的に整備され、適切に維持管理されている

テーマをめぐる社会的な状況

- 道路は、人々の生活や経済活動に密着した身近な都市基盤であり、高齢化の中で安全性や快適性に配慮した整備が求められています。また、老朽化に伴う大規模な道路陥没事故が発生しており、計画的な維持管理が重要となっています。
- 河川については、多発する豪雨災害の対策として、治水機能の強化による安全性の向上が課題となっています。また、市民が水辺に親しむ空間として活用していくことも求められています。

施策1 道路の適切な維持管理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①本市の道路総延長は799.4km(※)に達し、市民生活と産業活動を支えています。しかしながら、近年では道路・橋りょうの老朽化が進んでおり、計画的な維持・管理が必要となっています。</p> <p>※令和6年3月末時点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設マネジメントの考え方に基づき、計画的かつ適切な維持管理と更新などを実施していきます。(建設管理課・道路河川課) ● 市民が安全かつ快適に道路を利用できるように努めます。(建設管理課・道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1・2級道路修繕事業の実施 ● 定期的な道路パトロールの実施 ● 法に基づく、5年に1回定期点検の実施及び計画的な修繕・更新等の実施 ● 道路占用等の適正な許可や違法占有物の撤去、街路樹の適正な管理 ● 街路管理事業の実施 			
<p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>道路パトロール実施回数</td> <td>現状値 38回</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	道路パトロール実施回数	現状値 38回	目指す方向 維持		
道路パトロール実施回数	現状値 38回	目指す方向 維持			

施策2 道路の計画的な整備

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①国が進める上尾道路については、一部の区間が暫定2車線で供用開始しています。また、県が進める第二産業道路については、県道上尾蓮田線までが暫定供用を開始し、以北の1.3km区間についても事業に着手しました。</p> <p>これら主要幹線道路をはじめとした、都市計画道路については、広域幹線道路ネットワークの構築のため、周辺環境に配慮した計画的な整備が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元住民との調整を図りつつ、国・県、首都高速道路株式会社に対して国道・県道等の早期完成を求めるとともに、整備に合わせた周辺道路の環境改善を進めます。(道路河川課) ● 長期未整備道路の見直しを進めつつ、都市計画道路の計画的かつ効率的な整備に努めます。(都市計画課・道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾道路建設促進事業の実施 ● 第二産業道路周辺整備事業の実施 ● 都市計画道路の見直し及び整備の実施 			
<p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>市内の都市計画道路の供用開始済延長(国道・県道・市道の合計)</td> <td>現状値 60.456km</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	市内の都市計画道路の供用開始済延長(国道・県道・市道の合計)	現状値 60.456km	目指す方向 増加・拡大等		
市内の都市計画道路の供用開始済延長(国道・県道・市道の合計)	現状値 60.456km	目指す方向 増加・拡大等			

<p>②生活道路については、各地区からの要望等を踏まえ、優先順位を付け、必要に応じた整備を進めていきます。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>400m</td> <td>維持</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	400m	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路については、優先路線を定めつつ、道路拡幅による狭隘道路の解消を図ります。(建設管理課・道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路後退用地公有化促進事業の実施 ●道路改良事業の実施
現状値	目指す方向					
400m	維持					
<p>③都市計画道路等の幹線ネットワーク道路や駅周辺の利用者の多い道路については、緊急性・重要性を考慮しながら、生産性向上と魅力ある都市空間の形成を図るため、街路整備を進める必要があります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>4,060m</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	4,060m	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●道路のバリアフリー化の推進を図ります。(都市計画課・道路河川課) ●緊急輸送道路などの主要な幹線道路について、無電柱化を進めます。(道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路・街路事業におけるバリアフリー整備の実施 ●電線共同溝整備の実施
現状値	目指す方向					
4,060m	増加・拡大等					

施策3 河川の整備と適切な維持管理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組				
<p>①市内には、荒川をはじめとする多くの河川があり、豪雨などに伴う急激な水位上昇による浸水被害が懸念されます。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>90.2%</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	90.2%	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県が管理する河川については、計画的な整備を要望していきます。また、市が管理する準用河川等については、治水機能の向上を図ります。(道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●準用河川等の護岸整備の実施
現状値	目指す方向					
90.2%	増加・拡大等					
<p>②河川の治水安全度を向上させるため、雨水排水施設等の適切な維持管理が求められています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>維持</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	2回	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水排水施設等を良好な状態に保つよう、維持管理に努めます。(道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●排水路の維持管理
現状値	目指す方向					
2回	維持					
<p>③雨水流出を抑制するために貯留施設、浸透施設の設置を推進する必要があります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>8件</td> <td>維持</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	8件	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●上尾市総合治水計画及び上尾市治水整備基本計画に基づき、市民・事業者などへの啓発を進めながら、雨水貯留施設等の設置を促進していきます。(建設管理課・道路河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水貯留施設(雨水タンク)設置の促進 ●貯留施設等の治水対策施設の整備
現状値	目指す方向					
8件	維持					
<p>④地域の治水安全度の向上を図るため国が実施している荒川堤防整備に合わせて、市民の憩いの場となる水辺空間をつくります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	現状値	目指す方向	1回	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●荒川堤防整備事業の進捗に合わせて、上尾市かわまちづくり計画(市民の憩いの場となる水辺空間の創出)を進めます。(建設管理課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●堤防整備完了後、堤防上部に市民が利活用できる施設を設置
現状値	目指す方向					
1回	増加・拡大等					

テーマ4 上下水道

目指す姿 安心・安全な上下水道が適切に管理されている

テーマをめぐる社会的な状況

- 上下水道は、人々の生活にとって最も基礎的な都市基盤の一つです。近年では施設の老朽化が進み、適切な維持管理が課題となっているほか、持続可能な上下水道に向けた経営改善も求められています。
- 近年多発する豪雨災害による都市の浸水被害が問題となっており、雨水排水能力の向上が重要となっています。

施策1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①本市の上水道は、50年以上にわたり、安定的に給水を行ってきました。今後も安心・安全な水を供給し続けることが重要です。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>年間水質検査回数</td> <td>12回</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	年間水質検査回数	12回	維持	<p>● 市民へ安心・安全な水を供給するため水質管理の徹底を図り、水道法に定められている水質基準に適合した水の供給を継続します。(水道施設課)</p>	<p>● 計画的な水質検査 ● 水質モニターによる24時間連続監視 ● 定期的な管洗浄</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
年間水質検査回数	12回	維持						
<p>②上水道は市民生活に欠くことができない最も重要なライフラインであり、地震や災害など非常時においても必要最小限の水を供給できるよう、耐震化を含めた管路や施設の更新を進める必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>重要施設管路耐震化率</td> <td>50%</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	重要施設管路耐震化率	50%	増加・拡大等	<p>● 施設の維持・修繕を適切に行い、地震や災害に強い管路の更新事業を継続し、配水池や浄水施設などについても耐震化を含めた更新を進めます。(水道施設課)</p>	<p>● 水道施設の維持修繕及び更新 ● 老朽管の更新</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
重要施設管路耐震化率	50%	増加・拡大等						
<p>③給水量は減少傾向にあり、それに伴い料金収入が減少しています。施設更新の財源を確保するため、より一層の効率的な事業運営に努める必要があります。アセットマネジメント(資産管理)により、中長期的な視点に立った持続可能な水道を実現する必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>水道事業における経常収支比率</td> <td>111.63%</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	水道事業における経常収支比率	111.63%	維持	<p>● 「上尾市水道事業ビジョン」に基づき、計画的かつ効率的な事業の実施に努めます。(経営総務課・業務課・水道施設課)</p>	<p>● 「上尾市水道事業経営戦略」に基づく健全な経営の維持</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
水道事業における経常収支比率	111.63%	維持						

施策2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①令和7（2025）年4月1日現在の対人口下水道普及率は86.4%であり、公共下水道計画区域内の未普及地区の污水管整備を進める必要があります。また、供用開始した公共下水道については、速やかな接続と利用が必要です。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>公共下水道（污水）普及率</td> <td>現状値 86.4%</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	公共下水道（污水）普及率	現状値 86.4%	目指す方向 増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道の污水管を計画的に整備します（下水道施設課） ●供用開始した公共下水道の速やかな利用を促進します。（業務課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道の污水管整備 ●公共下水道に接続する水洗便所への改造に対する無利子の貸付制度の周知
公共下水道（污水）普及率	現状値 86.4%	目指す方向 増加・拡大等			
<p>②近年、短時間かつ局地的な大雨の増加や都市化の進展に伴い、市街地における内水被害のリスクが増大しており、雨水対策の観点からも公共下水道の整備が求められています。整備と並行してリスク情報の事前周知も行っていく必要があります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>公共下水道（雨水）整備率</td> <td>現状値 35.0%</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	公共下水道（雨水）整備率	現状値 35.0%	目指す方向 増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地の浸水被害の軽減を図るため、下水道の雨水管の整備を進めるとともに、リスク情報の周知を行います。（下水道施設課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水管理総合計画に基づく公共下水道の雨水管整備 ●雨水出水浸水想定区域の公表
公共下水道（雨水）整備率	現状値 35.0%	目指す方向 増加・拡大等			
<p>③下水道管渠の総延長は約799km（※）に達し、その一部は標準耐用年数を迎えることから耐震化等の対策を踏まえた更新計画の検討が必要です。ライフサイクルコストの最小化・平準化を図りながら、公共下水道施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。</p> <p>※令和7年3月末時点</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>人孔の耐震化箇所数</td> <td>現状値 0か所</td> <td>目指す方向 増加・拡大等</td> </tr> </table>	人孔の耐震化箇所数	現状値 0か所	目指す方向 増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●地震などの災害時でも下水道の機能を維持できるように、耐震性が不足している人孔の対策を講じます。また、公共下水道施設の状態監視をしながら適切な維持管理に努めます。（下水道施設課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道施設の関連計画に基づく適切な維持管理と更新の実施
人孔の耐震化箇所数	現状値 0か所	目指す方向 増加・拡大等			
<p>④今後予測される老朽施設の更新や人口減少により、厳しい経営環境が想定されます。将来にわたって安定的に下水道サービスを維持していくため、中長期的な視点に立って計画的な経営を行うことが求められています。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>公共下水道事業における経常収支比率</td> <td>現状値 101.32%</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	公共下水道事業における経常収支比率	現状値 101.32%	目指す方向 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●将来の投資、財源を適切に設定して、計画的かつ効率的な事業運営に努めます。（経営総務課・業務課・下水道施設課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●上尾市公共下水道事業経営戦略に基づく健全な経営の維持
公共下水道事業における経常収支比率	現状値 101.32%	目指す方向 維持			

施策3 都市下水路の整備と適切な維持管理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組			
<p>①頻発する豪雨により、浸水被害が懸念されます。雨水を確実に排水するために、都市下水路の計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理が必要となります。</p> <p>主な指標</p> <table border="1"> <tr> <td>雑草刈払の回数</td> <td>現状値 2回</td> <td>目指す方向 維持</td> </tr> </table>	雑草刈払の回数	現状値 2回	目指す方向 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地の浸水被害を防ぐ取組を推進します。（道路河川課） ●都市下水路施設を適切な状態に保つよう、維持管理に努めます。（道路河川課） 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市下水路の改修 ●都市下水路の維持管理
雑草刈払の回数	現状値 2回	目指す方向 維持			

まちづくりの基本方向 7

活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

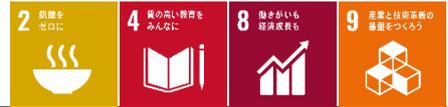
基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

埼玉県内でも有数の工業都市としての歴史を持つ本市では、数多くの中小企業が地域のものづくりを支えてきました。しかしながら、少子高齢化や市内で就職する人の減少により、市内の産業を支える担い手が不足しています。障害の有無や国籍に関わらず、多様な人々の雇用機会の創出や本市ならではの産業、観光資源の創出に取り組むことにより地域経済の活性化を図る必要があります。

また、先端技術の導入を促すことで、生産現場のデジタル化を進め、人材不足への対応や製品の質の向上につなげ、地域全体の産業競争力の底上げを実現していくことも課題となっています。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
7 活力にあふれた にぎわいあるまちづくり	1 産業	1 農業者への支援
		2 商業者への支援
		3 工業者への支援
		4 企業立地
		5 観光の振興
	2 労働環境	1 勤労者・就労支援

テーマ1 産業



目指す姿 人や地域に根差した産業振興に取り組む

テーマをめぐる社会的な状況

- 地域に根差した産業の重要性が高まっていることから、地域経済の中核的な役割を果たす企業の発掘・成長に対する重点的な支援などが求められています。地域の産業の競争力を高めるため、経営の多角化や企業の交流・連携が求められるほか、計画的な事業承継に向けた支援などが必要になっています。
- 地域の強みを生かした産業振興策として、農産物や特産品等の PR、観光情報の積極的な発信、企業立地などにより、さらなる地域経済の活性化が求められています。

施策1 農業者への支援

現況と課題			取組の方向	主な事業・取組
①高齢化に伴う農業者の減少などにより、農地の荒廃・遊休化・転用が進んでおり、後継者等農業の担い手不足が大きな課題となっています。			<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が農業に親しむ機会を増やし、新規就農のきっかけづくりを推進します。(農政課) ● 農地を借りたい農業者と農地所有者とを結び付ける取組を推進し、農地を維持します。(農政課) ● 後継者等農業の担い手が耕作しやすいよう農地を集団化させ、活用していくことを支援します。(農政課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業体験の支援 ● アグリサポーターの養成 ● 賃借権設定促進事業、農地中間管理事業 ● 地域計画の推進
主な指標	現状値	目指す方向		
農地利用集積面積	65ha	増加・拡大等		
②農業経営向上のため、地元の農産物の周知やブランド化など地産地消の推進が必要となっています。			<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が地元の農産物へ触れる機会を増やし、地元の農産物への理解を深め、地産地消を推進していきます。(農政課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● あげおアグリフェスタやあげお朝市、あげお夕市、軽トラファーマーズマーケットの開催 ● 農産物直売所・農産物自動販売機の運営支援
主な指標	現状値	目指す方向		
新規イベント開拓によるあげお軽トラファーマーズマーケットの開催数	4回	維持		

施策2 事業者への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①市内事業者の多くを占める中小・小規模事業者は、その数や売上額が年々減少し、また、高齢化や後継者不足、消費者ニーズの多様化などに直面しています。市内商業を活性化させるためには、新たな顧客の獲得に向けたサービス・付加価値の創出、空き店舗の活用、創業に対する支援が必要になります。</p> <p>地震や台風等の災害や感染症のまん延等の緊急事態に備えた対応が求められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の各中小企業等に対して、中小企業サポート事業の充実を図り、市内事業者の省力化や創業などの取組を支援します。(商工課) ●地域の商店街や商業グループは地域コミュニティの核としての取組が求められることから、地域商店間の連携を支援します。(商工課) ●災害時等における企業の事業継続や早期復旧を図る取組を支援します。(商工課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国や県、商工会議所等と連携したさまざまな施策の情報発信 ●業態転換や創業の支援 ●DX導入支援(事業のICT化を通じた経営や顧客サービスの向上等) ●商店街等が主体となっていく共同事業の支援 ●空き店舗の活用支援 ●商工会議所等と連携した市内企業等における事業継続計画(BCP)等の策定の促進
<p>主な指標</p> <p>創業支援事業を活用した創業者数</p>	<p>現状値</p> <p>40 (令和4～令和6年度の平均)</p>	<p>目指す方向</p> <p>維持</p>

施策3 工業者への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①本市の工業の多くは二次・三次加工の中小企業が多く、経済変動等の影響を受けやすいことから、企業の経営基盤の安定を図るため、稼ぐ力の強化に向けた取組への支援が必要となります。</p> <p>地震や台風等の災害や感染症のまん延等の緊急事態に備えた対応が求められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の各中小企業等に対して、中小企業サポート事業の充実を図り、産業競争力の強化を目指します。(商工課) ●災害時等における企業の事業継続や早期復旧を図る取組を支援します。(商工課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●融資の斡旋 ●補助金などの各種支援施策についての積極的な情報発信 ●商工会議所と連携し、専門家による個別企業訪問等の伴走型支援により、中小企業の事業継続と持続的発展を支援 ●相談支援体制の拡充 ●DX導入支援(事業のICT化を通じた業務プロセスの改善等) ●市内中小企業の情報発信支援 ●商工会議所等と連携した市内企業等における事業継続計画(BCP)等の策定の促進
<p>主な指標</p> <p>製造品出荷額等</p>	<p>現状値</p> <p>490,468 百万円 (令和5年度実績)</p>	<p>目指す方向</p> <p>維持</p>

施策4 企業立地

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①企業立地は、税収面や雇用面などにおいて重要ですが、企業が立地するための未利用地や空き地が不足しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●未利用地や企業跡地の情報を収集し、周辺環境などに沿いながら、活用地の把握に努めます。(商工課・都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●活用地の把握 ●企業立地のマッチング支援
<p>主な指標</p> <p>企業立地に関する情報提供を事業者が希望した件数</p>	<p>現状値</p> <p>3件</p>	<p>目指す方向</p> <p>増加・拡大等</p>

②上尾道路の圏央道接続など市内の交通基盤が強化されたことから、産業立地の優位性を生かした本市の土地利用の条件に見合う産業振興のあり方を検討するとともに、新規事業者立地はもとより既存事業者の市内移転や事業地の拡張に対応するために受け皿となる産業用地の創出や交通・生活インフラの整備に取り組む必要があります。	●農業との調和を図りながら地域の産業振興に向けた企業立地を推進します。(農政課・都市計画課)	●広域幹線道路沿いの土地利用を検討
	●新規事業者立地や事業地の移転・拡張のため、関係各課が情報共有をしながら連携し、企業立地支援体制の強化を図ります。(農政課・商工課・都市計画課)	●上尾市企業立地推進連絡会議による検討
主な指標 産業系土地利用検討ゾーンにおける新規企業立地数	現状値 —	目指す方向 増加・拡大等

施策5 観光の振興

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
①地域の観光情報を集約化し、ニーズに応じたさまざまな媒体や形態で、市内外に本市の魅力を発信していくなど、観光振興を通じた地域活性化が注目されています。	●本市の認知度の向上を図るため、農産物や特産品などのほか、イベントの開催情報や特色ある取組について積極的にPRします。(農政課・商工課)	●観光協会の運営支援
主な指標 観光入込客数	現状値 194,149人	目指す方向 維持



テーマ2 労働環境

目指す姿 多様な働き方を選択できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 少子高齢化による労働力人口の減少を背景に、女性、高齢者、障害者、外国人などの就労が進む中、働き方改革関連法（平成 31（2019）年）が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた取組が進められています。また、誰にとっても安心・安全で、働きがいのある職場環境づくりが課題となっています。

施策1 勤労者・就労支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①勤労者が安心して働けるよう、勤労者福祉の一層の推進や働きやすい労働環境を整備するための支援が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内従業者数</td> <td>40,179 人</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	市内従業者数	40,179 人	増加・拡大等	<p>●勤労者の労働環境の充実を図るとともに、事業者に対して多様な働き方の導入を働きかけます。（商工課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内勤労者の福利厚生事業をサポートする上尾市勤労者福祉サービスセンターの運営支援 ●国や県等と連携した情報提供や啓発活動 ●創業支援などによる市内雇用の創出
主な指標	現状値	目指す方向						
市内従業者数	40,179 人	増加・拡大等						
<p>②就労支援の対象（女性、障害者、外国人、若者、高齢者など）によって求められる支援が異なるため、関係機関や団体、関連部署が連携して幅広い対応を進めていく必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上の就労定着率</td> <td>89.3%</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	1年以上の就労定着率	89.3%	維持	<p>●希望する市民が就労できるよう、国や県の関係機関等と連携し、就労支援を行います。（障害福祉課・高齢介護課・商工課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職業相談、職業紹介、職業訓練等の情報提供やセミナーの開催 ●就労と社会奉仕の機会を提供するシルバー人材センターとの連携 ●障害者就労支援センターによる就労を希望する障害者への相談支援や就労後の定着支援
主な指標	現状値	目指す方向						
1年以上の就労定着率	89.3%	維持						

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料

まちづくりの基本方向 8

持続可能な都市経営

基本方向の考え方（まちづくりの重点課題）

持続可能な都市経営においては、ICT や AI など、最先端の技術の活用により事務の効率化を図り、市民サービスを迅速かつ正確に行うとともに、新型コロナウイルス感染症により、今後は、電子申請サービスなど新しい生活様式を踏まえた行政サービスへと転換していくことが重要になります。

また、本市では、市民活動支援センターの設置や市民ワークショップの開催など、市民との協働の素地を創ってきました。今後もこのような活動を継続するとともに、さらなる協働を推進するため、市民参加・交流機会を拡充しながら、市民とともに考え、歩んでいくまちづくりを推進する必要があります。

このほか、市民から一層の信頼を得るため、職員倫理条例に基づくコンプライアンスの推進などを図る必要があります。

まちづくりの基本方向 (大項目)	テーマ (中項目)	施策 (小項目)
8 持続可能な都市経営	1 情報発信・公開	1 情報の発信・公開
		2 広聴活動
	2 行政運営	1 経営的な行政運営
		2 DXの推進・情報技術の活用
		3 合理的な組織運営
		4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進
	3 財政運営	1 健全な財政運営
	4 協働 ・コミュニティ	1 協働のまちづくりの推進
		2 コミュニティ活動への支援



テーマ1 情報発信・公開

目指す姿 必要な情報が分かりやすく発信され、幅広い市民の声が市政に届く

テーマをめぐる社会的な状況

- 市政への関心を高め、協働のまちづくりを進めるためには、効果的な情報の発信・公開と市民の声の的確な把握が重要です。ソーシャルメディアなど多様な手段を活用し、情報の受け手側に応じた情報発信と幅広い市民意見の聴取が求められています。
- 全国の地方公共団体では、シティプロモーションの取組が広がっており、移住・定住促進、観光振興、市民協働などさまざまな目標の実現と併せ、効果的な情報発信を通じた市民のまちへの愛着醸成、まちのPRや知名度向上が図られています。

施策1 情報の発信・公開

現状と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①市や市政について広く理解と関心を持ってもらうためには、『広報あげお』や市ホームページに加え、時代に合った多様な媒体を活用していく必要があります。</p> <p>②近年増加傾向の外国人市民など、多様な市民の特性に応じた伝わりやすい広報の工夫が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SNSのフォロワー数</td> <td>28,750件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	SNSのフォロワー数	28,750件	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの人が市政への理解を深めるとともに関心を持ってもらえるよう、情報発信の目的やターゲットに合わせて内容を工夫し、誰にでも分かりやすい情報を発信します。(広報広聴課・市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ターゲットに応じた広報媒体の利活用
主な指標	現状値	目指す方向						
SNSのフォロワー数	28,750件	増加・拡大等						
<p>③人口減少社会においても持続可能な自治体であり続けるためには、定住人口だけでなく関係人口や交流人口といった、多様な形で本市と関わる人々を増やすようなシティプロモーションを推進していく必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレスリリースしたグッドニュースの新聞等への掲載件数</td> <td>95件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	プレスリリースしたグッドニュースの新聞等への掲載件数	95件	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に「住んで良かった」と感じてもらうことでシビックプライドを醸成し、さらには市民の生の声として本市の魅力を市外へ発信することにより、さまざまな人々の関心を高めていきます。(広報広聴課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市の地理的な優位性や地域資源、自慢できる取組等、市の魅力を市民・事業者と協働で発信
主な指標	現状値	目指す方向						
プレスリリースしたグッドニュースの新聞等への掲載件数	95件	増加・拡大等						
<p>④市の説明責任を果たし行政情報の有効活用を推進するため、行政文書の適正な管理・歴史公文書の適切な保存を行い、これを市民・事業者に対して公開することが求められています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定歴史公文書目録数</td> <td>3,160件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	特定歴史公文書目録数	3,160件	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加が充実するように努めます。(総務課) ●行政文書を適正に管理し、歴史公文書を適切に保存するとともに、市民が必要とする情報をデジタルで提供する仕組みを検討します。(総務課) ●行政が保有するデータを社会において効果的に活用できるように努めます。(IT推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報公開制度の適正かつ積極的な運用 ●行政文書及び歴史公文書の管理・保存 ●公文書館機能の充実、デジタルアーカイブなどウェブによる情報の提供を検討 ●オープンデータの推進
主な指標	現状値	目指す方向						
特定歴史公文書目録数	3,160件	増加・拡大等						

施策2 広聴活動

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①よりよいまちづくりを進めるためには、さまざまな手段で市民の声を的確に把握し、市政に反映することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市政に関する市民の提言や提案を把握するための取組を継続します。(広報広聴課・全庁) ●各施策の策定・推進に際して、こども・若者の意見を聴く適切な機会を設けるよう努めます。(こども支援課・全庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政への提言制度、市民コメント制度及び市民意識調査の実施 ●各施策の策定・推進におけるこども・若者からの意見聴取の実施

テーマ2 行政運営



目指す姿 経営視点から市民サービスを向上させ、信頼ある行政運営がなされている

テーマをめぐる社会的な状況

- 人口減少時代において、選ばれるまちになるためには、質の高い行政サービスを提供し市民の満足度を向上するとともに、限りある経営資源を効果的に活用しようとする経営視点を持った行政運営が必要とされています。
- 国は、令和3（2021）年9月にデジタル庁を設置し、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化社会の実現を目指しており、地方公共団体には、情報セキュリティ対策を強化しながら、市民サービス向上のためにデジタル技術を積極的に活用することが求められています。

施策1 経営的な行政運営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>① 今後は、生産年齢人口が減少し、税収の減少が見込まれるため、最少の経費で最大の効果を上げるよう、経営的な視点を持って、効率的・効果的な行政運営を行うことが必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政改革プラン取組項目の達成率</td> <td>52% (令和7年度見込み)</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	行政改革プラン取組項目の達成率	52% (令和7年度見込み)	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の課題を抽出し、実施方法等を見直すことで、限られた財源の有効活用を図り、行政運営の合理化に努めます。(行政経営課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政評価制度の実施 ● 行政改革プランの実施
主な指標	現状値	目指す方向						
行政改革プラン取組項目の達成率	52% (令和7年度見込み)	増加・拡大等						
<p>② SDGsの達成に向けて、地方公共団体は大きな役割を担っており、具体的な取組が求められます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SDGs 関連イベント・講座等の実施回数</td> <td>2回</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	SDGs 関連イベント・講座等の実施回数	2回	維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画をSDGsと関連させて策定し、地方公共団体としての役割の遂行に努めます。(行政経営課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● SDGs 関連事業の実施
主な指標	現状値	目指す方向						
SDGs 関連イベント・講座等の実施回数	2回	維持						

施策2 DXの推進・情報技術の活用

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>① 市民ニーズが多様化・高度化しており、来庁が不要な電子申請サービスをはじめ、ICTを活用した利便性の高いサービスの拡充が求められています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子申請可能手続き数</td> <td>221件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	電子申請可能手続き数	221件	増加・拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 「書かない窓口」「行かない窓口」の実現を目指し、ICTを積極的に活用した行政サービスを推進します。(行政経営課・IT推進課・市民課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写しや各種証明書のコンビニ交付サービスの実施 ● 電子申請サービスの拡充
主な指標	現状値	目指す方向						
電子申請可能手続き数	221件	増加・拡大等						

<p>②市民サービスを迅速かつ正確に行うため、デジタル技術の活用などによる行政事務の効率化が求められています。</p>	<p>●デジタル技術を活用し、業務の改善・効率化を図ります。(行政経営課・IT推進課)</p>	<p>●AI、RPAをはじめとしたデジタル技術の活用</p>
	<p>●不正アクセス等による破壊、窃取、改ざんや個人情報の漏えい、ウイルス感染などの脅威から市の情報資産を保護するため、情報セキュリティの強化を図ります。(IT推進課)</p>	<p>●職員研修の実施 ●セルフチェックの実施</p>
<p>主な指標</p> <p>AI-OCRやRPA導入課(所属)数</p>	<p>現状値</p> <p>4所属</p>	<p>目指す方向</p> <p>増加・拡大等</p>

施策3 合理的な組織運営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①適正な定員管理、人材の育成や活用、内部統制制度の運用などを通じて、合理的な組織運営を図ります。</p>	<p>●地方分権や県からの権限移譲、行政サービス需要の動向を踏まえ、引き続き適正な定員管理を行います。(行政経営課)</p>	<p>●定員管理計画による適正な定員管理</p>
<p>主な指標</p> <p>職員研修のコース数</p>	<p>●職員一人一人の能力と意欲を向上させるなど、人材の育成に努めます。また、職員の効率的かつ効果的な配置と活用を行います。(職員課)</p>	<p>●人事評価制度の活用 ●職員研修の充実</p>
<p>現状値</p> <p>32コース</p>	<p>●内部統制制度の運用を通じて信頼される行政を目指します。(総務課・職員課)</p>	<p>●不当要求行為等への組織的な対応 ●コンプライアンス研修の実施 ●内部統制制度の運用</p>
<p>目指す方向</p> <p>維持</p>		

施策4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①昭和40～50年代に集中的に整備された市の公共施設やインフラは、老朽化により一斉に更新時期を迎えます。今後さらに厳しくなる財政状況にあつて、市民活動、市民交流等の場として重要な公共施設等を適正に維持管理するため、質と量の最適化を図るとともに、PPPやPFIなど民間との連携を促進する必要があります。</p>	<p>●質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を図ります。(施設課)</p>	<p>●上尾市公共施設等総合管理計画の推進</p>
	<p>●民間の資金やノウハウを最大限活用することにより、行政と民間の協働による公共施設・インフラのマネジメントを進めます。(施設課)</p>	<p>●PPPやPFIなどの活用</p>

テーマ3 財政運営



目指す姿 市税や自主財源の確保と効果的な予算配分による健全な財政運営が行われている

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国では、人口減少や少子高齢化等を背景に地方税収の減少が見込まれる中、地方自治体は、物価の上昇、人件費の増加などに直面し、社会保障費の増大と併せ、難しい財政運営を求められています。変化が激しい社会経済状況に柔軟に対応しながら、限られた予算を効果的に配分することで、持続可能で健全な財政運営を行う必要があります。

施策1 健全な財政運営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>①人口減少に伴って市税収入が減少する一方で、高齢化の進展による社会保障関係費の増加や公共施設の一斉更新問題への対応等により、厳しい財政状況が見込まれます。今後は、歳入の確保に努めるとともに、選択と集中に基づいた予算編成を行い、健全な財政運営を行っていく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民サービスを安定的に提供し続けていくため、事業効果を正確に評価し、歳入と歳出が見合った予算編成をすることで健全な財政運営を図ります。(財政課) ● 市税等を安定的に確保するため、多様な納付方法を提供するとともに、迅速な滞納整理に努め、納税率の向上を目指します。(納税課) ● 健全な財政運営を行っていくための自主財源の確保を図ります。(行政経営課・財政課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市財政規律ガイドラインに基づく予算編成 ● 市税の納付方法の多様化 ● 相談体制の維持 ● ふるさと納税制度の活用 ● 企業版ふるさと納税制度の活用 ● 経常的一般財源の確保
<p>主な指標</p> <p>現状値</p> <p>目指す方向</p>		
<p>当初予算編成時に財政調整基金を取り崩した額</p>	<p>4,034,239 千円 (令和7年度 当初予算額)</p>	<p>減少・ 縮小等</p>



テーマ4 協働・コミュニティ

目指す姿 行政と市民が協働し、コミュニティ活動が活発に行われている

テーマをめぐる社会的な状況

- 市民ニーズの多様化や地域課題の複雑化などにより、行政主導ではなく市民と行政との協働によるまちづくりの重要性が高まっており、市民や各種団体、企業・大学等のさまざまな主体が地域づくりへ参加することが求められています。
- コミュニティ活動は、防災・防犯、福祉、交通安全など市民生活に関する多様な分野にわたりますが、全国的に担い手の高齢化や加入者の減少など、地域活力の低下が問題となっており、地域住民相互の連帯や誰もが気軽に参加できる活動の重要性が高まっています。

施策1 協働のまちづくりの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①さまざまな地域課題の解決のため、近隣の大学、民間事業者や市民団体、NPO法人等と連携し、その知見を生かしていくことが期待されます。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>包括協定を結ぶ企業との協働事業数</td> <td>13件</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	包括協定を結ぶ企業との協働事業数	13件	増加・拡大等	<p>●地域が抱える課題を市民や市民活動団体とともに解決に向けて、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与するため、地域資源を活用した事業を推進します。(行政経営課・市民協働推進課・市民活動支援センター)</p>	<p>●企業版ふるさと納税制度の活用 ●近隣の大学や民間事業者等との連携 ●協働のまちづくり推進事業の実施</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
包括協定を結ぶ企業との協働事業数	13件	増加・拡大等						

施策2 コミュニティ活動への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組						
<p>①若い世代やこれから定年を迎えるシニア世代などの幅広い年齢層の市民が気軽に市民活動に参加できるよう、情報提供や相談、交流、マッチング等の支援を行っていく必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>市民活動団体による体験講座の開催数</td> <td>4回</td> <td>維持</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	市民活動団体による体験講座の開催数	4回	維持	<p>●あらゆる世代の市民が地域や社会に関心を持ち、市民活動や協働に関し理解を深め、自ら市民活動に参加するためのきっかけづくりを支援します。(市民活動支援センター)</p>	<p>●市民活動に関する情報の収集 ●市民活動に関する市民への情報提供 ●市民活動団体による体験講座の開催等を通じた市民活動への参加支援</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
市民活動団体による体験講座の開催数	4回	維持						
<p>②自治会活動の担い手不足が課題となっており、新たな担い手の発掘・育成が求められています。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な指標</td> <td>現状値</td> <td>目指す方向</td> </tr> <tr> <td>各自治会の活動報告ホームページのアクセス数</td> <td>—</td> <td>増加・拡大等</td> </tr> </table>	主な指標	現状値	目指す方向	各自治会の活動報告ホームページのアクセス数	—	増加・拡大等	<p>●自治会活動の新たな担い手を育成するため、自治会・町内会・区会と連携しながら、情報発信・共有を図ることにより、ネットワークの活性化に努めます。(市民協働推進課)</p>	<p>●自治会活動への支援</p>
主な指標	現状値	目指す方向						
各自治会の活動報告ホームページのアクセス数	—	増加・拡大等						

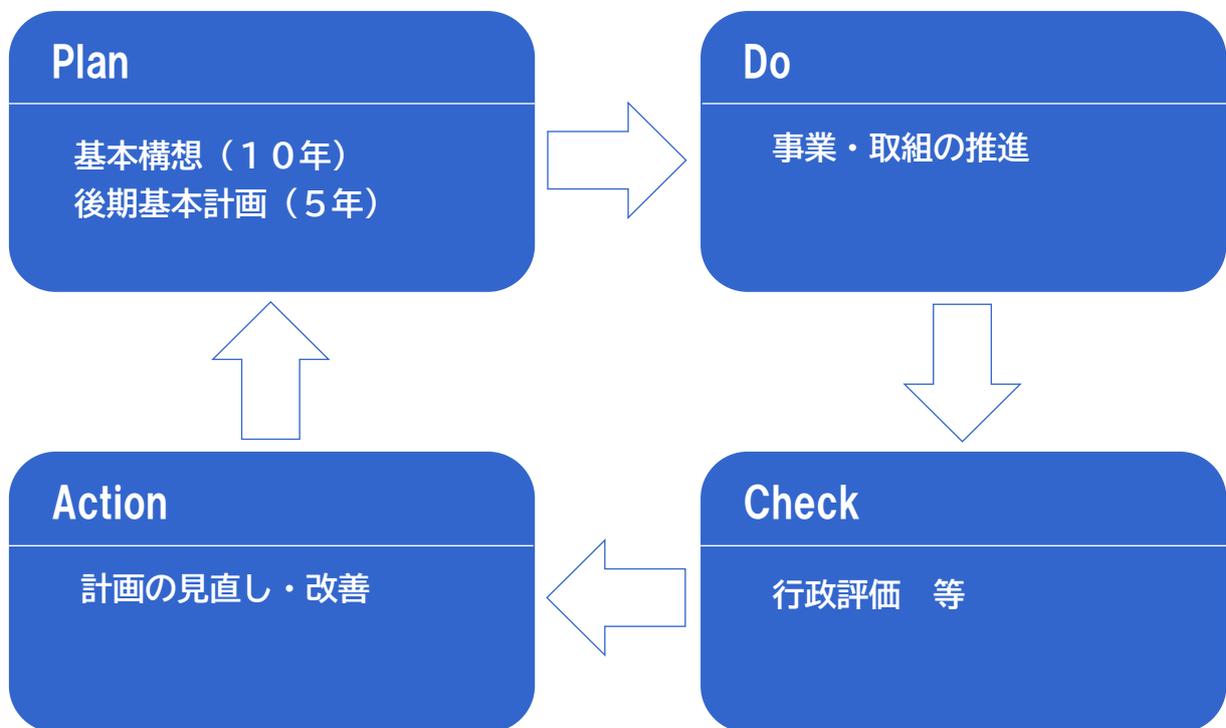
■計画推進に向けて

総合計画の推進に当たっては、説明責任が果たせるよう計画の進捗状況を明らかにしていく必要があります。

進捗管理は、PDCA サイクル（計画策定（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action））による、継続的な仕組みにより進めていきます。

本計画では施策の小項目内にその取組の進捗を測る主な指標を設定し、これを基に行政評価を行います。

《PDCAサイクルの総合計画の進捗管理 概念図》

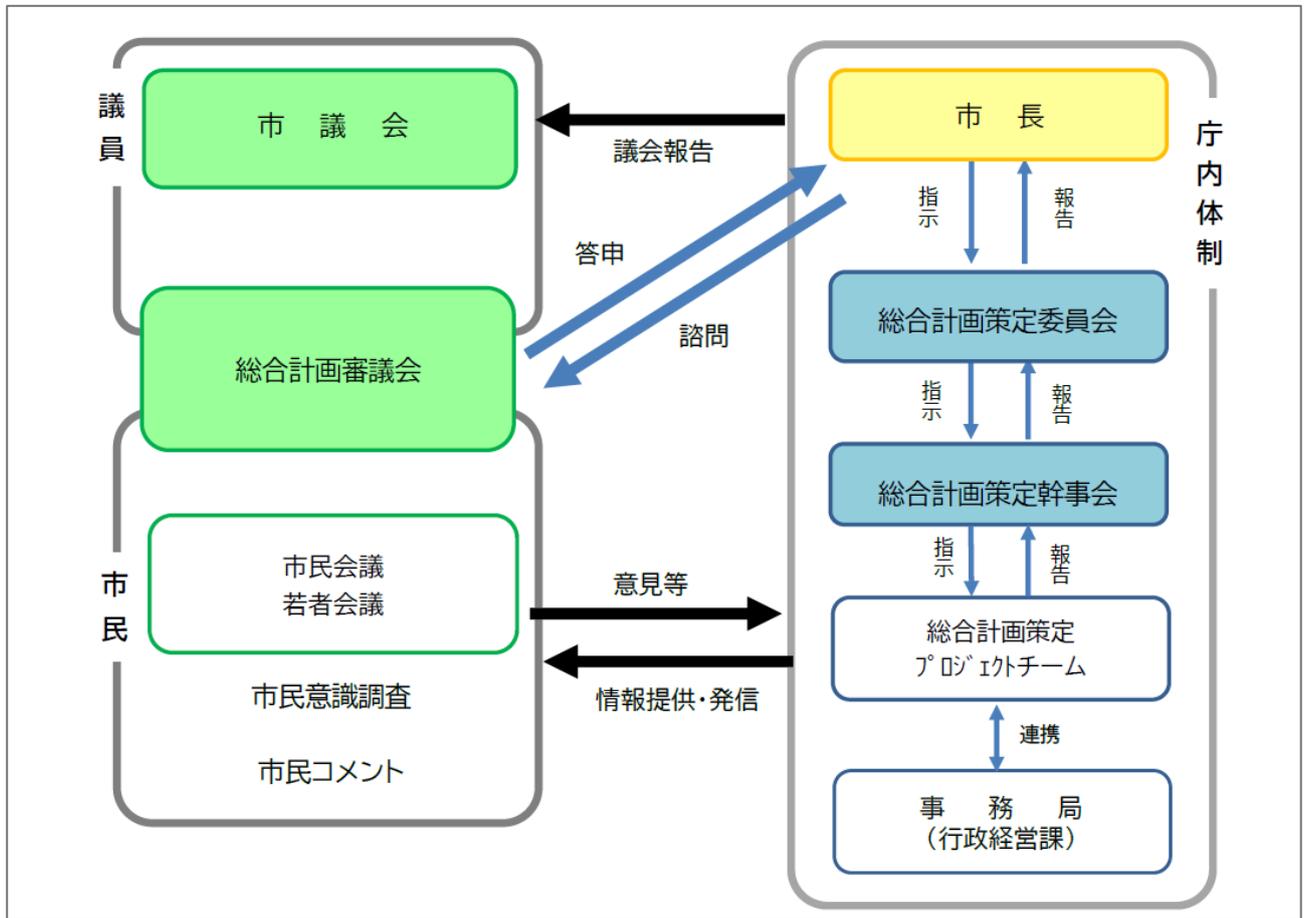


第4編 参考資料

計画の策定経過

令和6（2024）年度		
4月	第1回総合計画策定幹事会	設置・策定方針（案）
5月	第1回総合計画策定委員会	設置・策定方針（案）
7月	第2回総合計画策定幹事会	市民会議・若者会議の内容
	第2回総合計画策定委員会	市民会議・若者会議の内容
8月	第1回総合計画審議会	設置・諮問・策定方針（案）
9月	こどもアンケート	上尾市の住みやすさ、定住意向 など
10月	第1回市民ワークショップ	①子育て・教育 ②にぎわい
	第2回市民ワークショップ	①福祉 ②健康・生涯学習
	第3回市民ワークショップ	①人権・コミュニティ ②環境
11月	第4回市民ワークショップ	①安全・安心 ②広報・行財政
	若者会議	①あげおについて思うこと ②あげおの理想の状態
12月	第3回総合計画策定幹事会	「現況と課題」及び「取組の方向」
1月	第3回総合計画策定委員会	「現況と課題」及び「取組の方向」
2月	第2回総合計画審議会	「現況と課題」及び「取組の方向」
令和7（2025）年度		
5月	第4回総合計画策定幹事会	後期基本計画（案）検討
	第4回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）検討
6月	第5回総合計画策定幹事会	後期基本計画（案）検討
7月	第5回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）検討
	第3回総合計画審議会	後期基本計画（案）検討
8月	第6回総合計画策定幹事会	後期基本計画（案）検討
	第6回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）検討
	第4回総合計画審議会	後期基本計画（案）検討
10月	第7回総合計画策定幹事会	最終案の審議
	第7回総合計画策定委員会	最終案の審議
	第5回総合計画審議会	最終案の審議
11月	総合計画審議会	答申

計画の策定体制



上尾市総合計画審議会

○上尾市総合計画審議会条例

昭和 44 年 3 月 31 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5 人以内

(2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10 人以内

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 20 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 13 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
（上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 26 年条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

■審議会委員名簿

(敬称略)

区分	選出区分	氏名	備考
1号委員	市議会議員	荒川 昌佑	
	市議会議員	小池 佑弥	
	市議会議員	斎藤 哲雄	
	市議会議員	平田 通子	
	市議会議員	前島 るり	副会長
2号委員	埼玉県中央児童相談所 所長	猪野塚 将	～令和7年3月31日
	埼玉県中央児童相談所 所長	岡田 真彦	令和7年4月1日～
	上尾市医師会 会長	今村 恵一郎	
	芝浦工業大学 副学長	磐田 朋子	
	上尾市防災士協議会	大澤 サユリ	
	上尾市民生委員・児童委員協議会 連合会 会長	小杉 道郎	
	上尾市コミュニティ推進会議	酒井 憲司	
	上尾市PTA連合会 会長	酒井 剛志	～令和7年3月31日
	上尾市PTA連合会 副会長	高橋 吉博	令和7年4月1日～
	特定非営利活動法人 埼玉IT コーディネータ 理事長	土橋 康夫	
	上尾商工会議所 専務理事	三井田 晴宏	
	聖学院大学 副学長	八木 規子	会長

(任期：令和6年8月7日～令和8年8月6日)

上行第107号
令和6年8月7日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 畠山 稔

第6次上尾市総合計画について（諮問）

このことについて、上尾市総合計画審議会条例（昭和44年条例第14号）
第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第6次上尾市総合計画 基本構想の改定
- 2 第6次上尾市総合計画 後期基本計画(案)（令和8年度～令和12年度）

令和7年11月17日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市総合計画審議会
会長 八木 規子

第6次上尾市総合計画について（答申）

令和6年8月7日付け上行第107号により、本審議会に諮問された第6次上尾市総合計画基本構想の改定及び、第6次上尾市総合計画後期基本計画（案）（令和8年度～令和12年度）について、慎重に審議した結果、適切であると判断いたします。

引き続き、上尾市の将来像「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指して、計画の着実な推進をお願いいたします。

上尾市総合計画策定委員会

○第6次上尾市総合計画策定委員会設置規程

令和6年4月22日

訓令第2号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画(次条において「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に行うため、上尾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要と認められること。

(構成)

第3条 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 副委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。(関係者の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、委員会の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議するため、上尾市総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者(前項の規定により幹事長に充てられている者を除く。)をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

教育長 市長政策室長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

別表第2 (第8条関係)

市長政策室次長 行政経営部次長 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長

第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム

○第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

令和6年4月30日

訓令第3号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の基本的な課題の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー1人及びメンバー10人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(関係機関等との協議)

第5条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第6条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(設置期間)

第7条 チームの設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(幹事会への報告)

第8条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を上尾市総合計画策定委員会設置規程（令和6年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第2号）第8条第1項の上尾市総合計画策定幹事会（以下この条において「幹事会」という。）に報告しなければならない。

2 チームは、幹事会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗状況を幹事会に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告の結果に基づき、幹事会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

■上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム メンバー名簿

部名	課名	職名	氏名	備考
行政経営部	市民税課	主任	渡邊 頌子	
行政経営部	資産税課	主任	古藤 舞	
総務部	職員課	主任	中條 槇子	
総務部	危機管理防災課	主任	佐藤 勇氣	
健康福祉部	生活支援課	主任	工藤 雄樹	
健康福祉部	障害福祉課	副主幹	三成 尚志	リーダー
健康福祉部	高齢介護課	主査	奥田 時光	
健康福祉部	農政課	主任	田中 恵	
都市整備部	開発指導課	主査	薄木 義貴	
上下水道部	水道施設課	主任	武井 紫	
消防本部	予防課	主任	岡崎 良介	
教育総務部	スポーツ振興課	主査	中島 幸美	サブリーダー

主な関連計画一覧（令和8年度現在）

まちづくりの基本方向 (大項目)	関連計画
1 明日を担う人が育つ まちづくり	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略 上尾市こども計画
	第4期上尾市教育振興基本計画
	第4次上尾市子どもの読書活動推進計画
	上尾市いじめの防止等のための基本的な方針
	上尾市特別支援教育基本方針
	上尾市公共施設等総合管理計画
	第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画
	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
2 人生が楽しめる まちづくり	第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画
	上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画
	いのち支える上尾市自殺予防計画
	第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	第3期上尾市スポーツ推進計画
	上尾市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・ 第4期特定健康診査等実施計画
	第4期上尾市教育振興基本計画
	第4次上尾市子どもの読書活動推進計画
	第6次上尾市生涯学習振興基本計画
	第4次上尾市図書館サービス計画
3 支え合う安心な まちづくり	第3次上尾市地域福祉計画
	第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画
	第3期上尾市障害者計画
	上尾市こども計画
4 誰もが自分らしく 暮らせるまちづくり	上尾市いじめの防止等のための基本的な方針
	上尾市人権施策推進指針第2次改訂版
	上尾市人権教育推進プラン（基本計画）第2次改訂版
	第4次上尾市男女共同参画計画
	第2次上尾市多文化共生推進計画

まちづくりの基本方向 (大項目)	関連計画
5 安全な暮らしを守る まちづくり	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
	上尾市地域防災計画
	上尾市国民保護計画
	上尾市国土強靱化地域計画
	上尾市建築物耐震改修促進計画
	上尾市都市計画マスタープラン
	上尾市地域公共交通計画
6 未来に引き継ぐ環境と 共生するまちづくり	上尾市都市計画マスタープラン
	第2次上尾市緑の基本計画
	第3次上尾市環境基本計画
	第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
	上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	上尾市公共施設等総合管理計画
	上尾市水道事業ビジョン
	上尾市水道事業経営戦略
	上尾市公共下水道事業経営戦略
	上尾市雨水管理総合計画
	上尾市生活排水処理基本計画
上尾市公共下水道維持管理方針	
7 活力にあふれた にぎわいあるまちづくり	上尾市都市計画マスタープラン
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	第2次上尾市産業振興ビジョン
	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
8 持続可能な都市経営	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
	上尾市こども計画
	上尾市広報戦略
	上尾市公共施設等総合管理計画
	上尾市行政改革プラン
	上尾市 ICT 化推進計画
	第4次上尾市人材育成基本方針
	上尾市財政規律ガイドライン
第4次上尾市市民活動推進計画	

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略	施策1-1 結婚・出産・子育て支援 施策1-2 教育 施策2-1 健康 施策5-1 防災 施策7-2 労働環境 施策8-1 情報発信・公開	令和8年度	令和12年度	上尾市地域創生長期ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示す長期的なビジョンであり、上尾市地域創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、上尾市地域創生長期ビジョンを踏まえ、特に人口減少の緩和に貢献しうるものや、短期間に集中的に推進することが特に必要かつ有効と考えられる施策をまとめた計画です。
上尾市子ども計画	施策1-1 結婚・出産・子育て支援 施策1-3 青少年 施策3-3 障害者福祉 施策8-1 情報発信・公開	令和7年度	令和11年度	本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画を基本とし、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画を一体的に整理した総合計画です。
第4期上尾市教育振興基本計画	施策1-2 教育 施策2-1 健康 施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。国や埼玉県教育振興基本計画を参照し、今後5年間における教育の更なる充実を目指して、基本理念、基本方針、目標並びに施策及び取組を体系的に示した本市における教育に関する最上位の計画です。
第4次上尾市子どもの読書活動推進計画	施策1-2 教育 施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、策定する計画です。
上尾市いじめの防止等のための基本的な方針	施策1-2 教育 施策4-1 人権・男女共同参画	平成25年度	—	国のいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題の克服に向け、国・県・市・学校・家庭・地域が連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。
上尾市特別支援教育基本方針	施策1-2 教育	平成24年度	—	障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶ機会を保障し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進を具現化するために策定したものです。
上尾市公共施設等総合管理計画	施策1-2 教育 施策6-4 上下水道 施策8-2 行政運営	平成28年度	令和37年度	市の保有する公共建築物（ハコモノ）及び都市基盤施設（インフラ）に関するマネジメントの基本方針で、国のインフラ長寿命化基本計画における行動計画に位置付けられるものです。
第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画	施策1-2 教育 施策3-1 生活福祉 施策3-3 障害者福祉	令和6年度	令和8年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだものです。
第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画	施策2-1 健康	令和7年度	令和12年度	市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすための環境づくりを目指すとともに、がん予防対策、生活習慣病対策、精神保健、歯科口腔保健、食育などへの取組を強化し、各分野の目標値の他に、共通目標として、「健康寿命の延伸」を掲げ、推進していく計画です。
上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	施策2-1 健康	平成26年度	—	国や県のインフルエンザ行動計画との整合性を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対する、基本的な取組方法や組織体制、情報収集、情報提供などについて定めたものです。
いのち支える上尾市自殺予防計画	施策2-1 健康	令和6年度	令和10年度	自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して策定した自殺対策についての計画です。
第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	施策2-1 健康 施策3-1 生活福祉 施策3-2 高齢者福祉	令和6年度	令和8年度	高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すものです。介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。
第3期上尾市スポーツ推進計画	施策2-1 健康	令和8年度	令和12年度	「スポーツをして・みて・ささえて みんなが輝くまち あげお」を基本理念とし、スポーツを「する」機会だけでなく、「みる」「ささえる」機会を提供することにより、市民の誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進するものです。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画	施策2-1 健康	令和6年度	令和11年度	健康・医療・介護情報を活用し効果的・効率的な保健事業を実施し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図り、「健康寿命の延伸」「医療費適正化」を目指すことを目的とした計画です。
第6次上尾市生涯学習振興基本計画	施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	市民全体のウェルビーイングの向上を目指し、生涯学習の効果的・体系的な施策・事業を推進するために基本的な方向性を示した計画です。
第4次上尾市図書館サービス計画	施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
第3次上尾市地域福祉計画	施策3-1 生活福祉	令和4年度	令和8年度	社会福祉法第107条に基づき、市として地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくる計画であり、市の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向性を定める計画です。
第3期上尾市障害者計画	施策3-1 生活福祉 施策3-3 障害者福祉	令和6年度	令和11年度	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置付けたものです。
上尾市人権施策推進指針第2次改訂版	施策4-1 人権・男女共同参画	令和3年度	—	人権が尊重される差別のないまちづくりの実現を目指して、人権の理念と重点的な施策及び全庁的な推進体制を定めた本市の基本的な指針です。
上尾市人権教育推進プラン（基本計画）第2次改訂版	施策4-1 人権・男女共同参画	令和6年度	—	全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することを目指すとともに、さまざまな人権課題の解決を図るため、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するために策定したものです。
第4次上尾市男女共同参画計画	施策4-1 人権・男女共同参画	令和8年度	令和12年度	男女共同参画社会基本法第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の推進に向けての基本施策を示したものです。
第2次上尾市多文化共生推進計画	施策4-2 多文化共生・平和	令和4年度	令和8年度	外国人市民を含むすべての市民が、地域の一員として安心して暮らし、相互理解と協働により活力ある地域社会を築くための関連施策を示した計画です。
上尾市地域防災計画	施策5-1 防災	平成27年度	—	災害対策基本法第42条の規定により、市内地域の災害について、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に関する必要事項を定めるため、上尾市防災会議が平成27年3月に策定した計画です。
上尾市国民保護計画	施策5-1 防災	平成19年度	—	国民保護に関する実施体制、住民避難や救援などに関する事項及び備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めた計画です。
上尾市国土強靱化地域計画	施策5-1 防災	令和3年度	—	国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めた計画です。
上尾市建築物耐震改修促進計画	施策5-1 防災	令和8年度	令和12年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。
上尾市都市計画マスタープラン	施策5-1 防災 施策5-3 交通 施策6-1 住環境 施策6-2 環境 施策6-3 道路・河川 施策6-4 上下水道 施策7-1 産業	令和3年度	令和12年度	都市計画法に基づき上尾市における都市計画の基本方針を定めたものです。土地利用や都市基盤整備等の方針を定めており、都市整備事業の基本となっています。
上尾市地域公共交通計画	施策5-3 交通	令和4年度	—	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、上尾市の持続可能な地域公共交通の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第2次上尾市緑の基本計画	施策6-1 住環境 施策6-2 環境	令和3年度	令和12年度	緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設・民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑づくりに取り組むために策定された計画です。
第3次上尾市環境基本計画	施策6-1 住環境 施策6-2 環境	令和3年度	令和12年度	上尾市環境基本条例第8条第1項の規定により、環境基本計画を策定するものとされており、これに基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した計画として位置付けられます。
第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	施策6-2 環境	令和4年度	令和12年度	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第2項に基づき、上尾市役所が一事業者として、温室効果ガスの総排出量の削減に向け、地球温暖化対策を推進するための取組を示した計画です。
上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	施策6-2 環境	令和5年度	令和14年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、これに基づき、本市の一般廃棄物（ごみ）処理の中長期的な計画を定めたものです。
上尾市水道事業ビジョン	施策6-4 上下水道	令和8年度	令和17年度	節水機器の普及や人口減少等による料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大や耐震化対策など、水道を取り巻く環境の変化や厳しい社会情勢に対応し、安心・安全な水を安定的に供給するための市の水道事業の事業運営方針を示す基本計画です。
上尾市水道事業経営戦略	施策6-4 上下水道	令和5年度	令和14年度	上尾市水道事業ビジョンにおける水道事業としての事業運営方針を踏まえた、上尾市水道事業の中長期の経営の基本計画です。
上尾市公共下水道事業経営戦略	施策6-4 上下水道	令和3年度	令和12年度	施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化対策、人口減少に伴う使用料収入の減少等による厳しい経営環境が予想される中、将来にわたり安定的に事業を継続していくための、上尾市公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画です。
上尾市雨水管理総合計画	施策6-4 上下水道	令和2年度	令和21年度	浸水被害の軽減を図ることを目的として、公共下水道による雨水整備の優先順位や手法等を明確化し、効果的かつ効率的に浸水対策を進めていくための計画です。
上尾市生活排水処理基本計画	施策6-4 上下水道	令和8年度	令和23年度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的として公共下水道や合併浄化槽などの整備を経済的かつ効率的に実施していくための計画です。
上尾市公共下水道維持管理方針	施策6-4 上下水道	令和8年度	—	公共下水道事業の持続可能な運営に繋げ、安心・安全なサービス提供を行うことを目的として、老朽化対策や地震対策、浸水対策等を計画的に進めていくために、公共下水道の維持管理における方向性を示した計画です。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	施策7-1 産業	令和5年度	—	農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が独自に定めるもので、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めています。
第2次上尾市産業振興ビジョン	施策7-1 産業 施策7-2 労働環境	令和8年度	令和17年度	人口減少や少子高齢化に伴い、労働力人口や税収の減少が予想される中、事業者や行政、産業関連団体、産業支援機関、市民など、産業振興に係る各主体が一体となって、本市が持つ既存の資源を十分に活用し、地域産業の活性化を図るとともに、地域内外との連携による新たなにぎわいの創出や地域経済の拡大を図ることを目指し、産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示したものです。
上尾市広報戦略	施策8-1 情報発信・公開	令和8年度	令和12年度	市政情報をはじめ、地域の特性や魅力を広く効果的に発信することを目指した、情報発信及びシティブロモーションに関する戦略です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市行政改革プラン	施策8-2 行政運営	令和8年度	令和12年度	生産年齢人口の減少により、税収の増加が見込めない一方で、高齢化による扶助費の増加が見込まれる中、市民が今後も安心して住み続けたいと思える行政運営とするため、「コスト削減」のみならず、「行政サービスの向上」や新たな技術を活用した「スマート自治体」に重点を置き、「持続可能な行政運営」を目指す取組を定めたものです。
上尾市ICT化推進計画	施策8-2 行政運営	令和4年度	令和8年度	急速な社会情勢の変化に対応し、ICT分野における最新の動向を的確に捉えた取組を計画的に推進し、市民サービスの向上や行政事務のデジタル化を進めていくため、市における今後のICT化の方向性を示したものです。
第4次上尾市人材育成基本方針	施策8-2 行政運営	令和8年度	令和12年度	職員のあるべき姿を設定し、「人材育成」「人事管理」「職場環境の整備」の観点から職員自身の意識改革や意欲の向上を図り、計画的な人材育成や主体的な能力開発を進めるための方針です。
上尾市財政規律ガイドライン	施策8-3 財政運営	令和3年度	—	第6次上尾市総合計画と連動し、本計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有する方針です。
第4次上尾市市民活動推進計画	施策8-4 協働・コミュニティ	令和6年度	令和10年度	市民活動を推進し、市民、市民活動団体と行政との協働を進めるための各種施策を位置付けた計画です。

用語解説

用語	解説	掲載ページ
あ行		
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	31、48、50、95、99、102
アウトリーチ	援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者の居る場所に出向いて、積極的な働きかけを行うこと。	48
アグリサポーター	農業に関心を持ち、市内農業について真剣に考え、応援してくれる人（ボランティア）を発掘・育成し、農家とともに生産に関わっていただく制度。	94
上尾市企業立地推進連絡会議	企業からの立地に関する要望及び提案に係る協議に関することなど、企業立地の推進について迅速かつ適正な対応を図ることを目的に設置した市の関係部署で構成する連絡会議。	96
上尾市街づくり推進条例	身近な地区の土地利用に関するルール作りや快適な住環境の整備等を、協働により実現するための仕組みを規定する条例。上尾市都市計画マスタープランの方針に沿った街づくりを、市民、事業者及び市の協働により実現することを目的としている。	84
あげお版ネウボラ	ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場」という意味で、フィンランドで普及している子育て支援体制のこと。本市では、妊活・妊娠から子育て期にわたり切れ目のないサポートを行うため、助産師などの資格を持つ専門のコーディネーターを設置し、妊娠の届出・母子健康手帳交付の時から妊娠・出産・子育てに関する悩みごとの相談や各種手続きの案内など、関係機関と連携しながらサポートしている。	41、44
あげおワールドフェア	外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの地球市民意識を高めることを目的として、市内にいるさまざまな国と地域の人々が集まる国際交流イベント。	70
アッピー元気体操リーダー	65歳以上の市民を対象にした介護予防（転倒予防と体力づくり）事業である「アッピー元気体操」を運営する市民ボランティアの総称。	55
アッピー子育て応援ナビ	本市での子育てを応援するためのツールで、予防接種のスケジュール自動作成、パパママ教室や離乳食教室等のオンライン予約、成長記録の作成、子育て支援情報の配信、市内医療機関の検索が可能。	41、44
アッピースマイルサポーター	個々の児童・生徒へのきめ細やかな指導を行うため、担任の補助を行う学級支援員。本市独自で全小・中学校にサポーターを配置して、教育を支援している。	48
RPA	Robotic Process Automation（業務効率化ソフトウェアロボット）の略。職員などがパソコン等を用いて行う一連の作業を自動化すること。	103
いきいきクラブ	かつての「老人クラブ」と同じ内容で、地域を基盤とする高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを進める組織のこと。	64

用語	解説	掲載ページ
イノベーション	モノや仕組みなどに対して、従来とは異なる全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変化を起こすこと。	50
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害児や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。	45、65
インクルーシブ教育	障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を行う教育。	49
インフラ	インフラストラクチャーの略。都市の基盤となる公共施設のうち、人々の暮らしや生活を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。	37、42、75、 84、96、99、 103
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作り出す技術。	99、103
AED	Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。突然の心停止のうち、心室細動など重症不整脈に対し、心臓に電気ショックを与える医療機器。	82
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、X（旧 Twitter）、LINE などがある。	60、68、69、 75、78、80、 100
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12（2030）年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。	2、38、40、 42、102
NPO	Non-Profit Organization（非営利団体）の略。ボランティア活動や公益的な事業を実施する法人で、収益を構成員に分配せず活動する民間の組織。	105
LGBTQ	Lesbian（レズビアン）：自分の心の性が女性であり、女性を好きになる人。 Gay（ゲイ）：自分の心の性が男性であり、男性を好きになる人。 Bisexual（バイセクシュアル）：男性・女性、両方の性を好きになる人。 Transgender（トランスジェンダー）：身体の性と心の性が一致しない人。 Questioning（クエスチョニング）：自身の性のあり方を決めない・または自身の性自認が決められない人。 上記の頭文字から作られた、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称。	69、74
エンパワーメント	社会的集団や組織を構成している一人一人が、改革や発展に必要な力をつけるとい言葉の意味。女性の権利獲得運動の中で使われるようになった。	42、69

用語	解説	掲載ページ
オープンスペース	都市や敷地内にある空地・空間のこと。公園・緑地など建造物が建っていない空間や、マンションやビルの敷地内にある植栽や歩道が整備された空間などを指す。	75、85
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるように、公開されたデータ。	100
温室効果ガス	地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。	83、88
か行		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積 0.25ha を標準とする。	85
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	51
環境配慮活動	環境負荷の低減のため、環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動等のこと。	88
GIGA スクール	Global and Innovation Gateway for All の略。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現に向けた取組。	50
基幹相談支援センター	地域全体の相談支援の質の向上を図るための業務を実施する地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関。	66
協働のまちづくり推進事業	市との協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体への補助事業。	105
空闲地	休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉及び体力の向上を目的に活用する用地をいう。	75
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法等の法律に規定されている犯罪（道路上の交通事故に係る犯罪等を除く）で、殺人・強盗・放火・窃盗・詐欺などの犯罪が該当する。認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数である（犯罪発生件数ではない）。	77
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	57
公園管理協定	地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域の人たちに簡易な管理作業を行ってもらうために締結する協定。	85
公共施設マネジメント	地方公共団体が保有している公共施設について、行財政運営と連携し、経営的視点で総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。	31、37、89、99、103

用語	解説	掲載ページ
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	7、26、27、43
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聴くこと。	37、99、100、101
コーディネーター	ヤングケアラー当事者や家族、関係機関からの相談に対応し、必要な支援につなげるための中心的な調整役を担うとともに、ヤングケアラー支援の普及啓発に資する研修等を実施する。	53
コンパクトシティ	郊外への市街地の拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、生活に必要な諸機能が近接した、効率的で持続可能な都市。もしくはそれを目指した都市政策。	84
コンパクト・プラス・ネットワーク	住宅や生活関連サービス施設などがまとまって立地し、住民が徒歩や自転車、公共交通でこれらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの概念。	28、84
コンプライアンス	企業や組織が法令や倫理といった社会的規範やルールを守って事業を遂行することを意味する言葉。	99、103
さ行		
災害用マンホールトイレ	震災による断水で水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難場所等に公共下水道と直結した排水管とマンホールを設置し、被災時には、そのマンホールの上に仮設トイレを組立・設置し、公共下水道に汚物を直接流して使用するもの。	75
サードプレイス	家庭や職場（学校）でもない第3の場所として、義務や必要性に捉われず、趣味や息抜きをするために自ら進んでいく、自分自身にとって最も心地の良いときを過ごすことができる居場所を指す言葉。	59
サブスク	サブスクリプションの略称。月額などの一定の料金でサービスを購入できる契約形態（「定額制」）。	45
GX	Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長、エネルギーの安定供給の同時実現を目指し、化石燃料中心の経済・社会システム全体をクリーンエネルギー中心へと変革する取組。	86
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	84、85、87
自主防犯ボランティア団体	防犯活動を行うために地域住民や有志のボランティアが集まった団体のことをいう。	77
シティズンシップ教育	社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるために行われる社会形成・社会参加に関する教育。	49、51

用語	解説	掲載ページ
市民コメント制度	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。	101
障害者生活支援センター	障害者や障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を実施する機関のこと。	66
小中一貫教育	生徒指導、学習指導等で、小学校・中学校の9年間の目標等を共有し、系統立てた指導を行う取組。	51
食生活改善推進員	保健センターを活動拠点として、生活習慣病予防やこどもから高齢者までの食育など、食事作りを通して地域住民の健康作りのお手伝いをする人のこと。	55、56
スクール・ソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学級、地域の関係機関につなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。	48
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。	58
スマートシティ	IoT（Internet of Things：モノのインターネット）の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のことをいう。	84
生産緑地	生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地をいう。	87
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報媒体で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだもの。	100
た行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	17、35、38、67、70
地域子育て支援拠点	乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行う施設（場所）。	45
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。	35、61、63
地区計画	「地区」を一体的な街づくりの区域として設定し、住民の意向に配慮して街づくりの方針や道路・公園等の施設のほか、建築物等に関して必要な事項を定めたもので、地区レベルの街づくりを進めるためのもの。	84

用語	解説	掲載ページ
地産地消	地域で生産されたものをその地域内で消費する取組。	20、94
中小企業サポート事業	中小企業支援に対する専門的な知識と経験を有するコーディネーターが市内企業を訪問し、企業が抱える課題について、さまざまな機関と連携しながら、解決に向けたサポートを行う事業。	95
昼夜間人口比率	常住地による人口（夜間人口）を100とした時の昼間人口の比率を指す。昼間人口は夜間人口から、他の市区町村への通勤・通学者を除き、他の市区町村からの通勤・通学者を加えたもの。	8
（施設の）長寿命化	修繕や改修により、施設の使用期間の延伸を図る取組、またはそれによって得られる効果を指す。	86
DX	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	37、95、99、102
DV	Domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などを指す。	69
（地球温暖化）適応策	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる取組のこと。浸水対策や熱中症予防などが挙げられる。	88
デジタルアーカイブ	歴史的資料や文化資源など価値のある情報をデジタル技術を用いてデータ化して、長期的に保存・管理し、誰もが容易にアクセス・活用できるようにした情報システム。	100
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づきルートや幅員が決められている道路のこと。	89、90
都市下水路	主として市街地における下水（主に雨水）を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	36、83、92
な行		
ニート	15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。	34、43、52、53
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。	63
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。	24、65

用語	解説	掲載ページ
は行		
バリアフリー	障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義に障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用。	16、66、85、90
PFI	Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。	103
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。	14、34、43、52、53
BCP	Business Continuity Plan の略。企業や組織が、テロや災害などといった緊急事態の際に、損害を最小限に抑え、重要な業務が継続できる方策など記した計画のこと。	74、75、95
PPP	Public Private Partnership（官民連携事業）の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つである。	103
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。	57
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康に向き合うこと。将来の妊娠・出産の希望の有無に関わらず、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、今の自分や将来の自分の健康につながるだけでなく、将来の次世代を担うこどもたちの健康にも関わるとされている。	41、44
防災士	“自助” “共助” “協働” を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。	74
ま行		
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップで行える。	56
無形民俗文化財	文化財保護法で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で、わが国の国民生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」と規定されている文化財。	60

用語	解説	掲載ページ
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども。本市では、ヤングケアラーだけでなく、18歳以上から30歳代を「若者ケアラー」として、子どもから若者までの切れ目のない支援に取り組んでいる。	14、34、43、 52、53
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。	66
幼児教育・保育の無償化	令和元（2019）年10月1日から施行され、主に3～5歳児までの子どもがいる世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料（保育料）が無償化となる制度。	46
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の地域のことで、用途ごとに建築基準法で建てられる建築物が規定されている。望ましい市街地の形成を誘導するために地域指定する。	84
幼保小の連携	幼稚園・保育所・認定こども園から小学校へ教育を系統立てて、滑らかな接続を行う取組。	51
ら行		
ライフサイクルコスト	建物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費などの維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。	92
ライフステージ	人生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される、暮らしや周りの環境による段階のこと。	58
ライフライン	日常生活に必要な最低限の設備やシステムのことで、電気・ガス・水道・通信・交通などのこと。	75、81、91
療育支援	障害児等を対象に、施設の持つ機能を生かしながら、早期発見、診断、訓練等を行うとともに、対象児の家族に対し、社会資源の活用等、適切な相談支援を行っていくこと。	35、61、65
レジリエンス	粘り強くしなやかな様子を指す言葉。一般的には、災害やシステム上の障害など予期しない出来事が起きた時に元に戻る柔軟さを表す表現で用いられる。	31、73
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようにすること。	69

指標一覧

1 明日を担う人が育つまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
結婚・ 出産・ 子育て 支援	施策1 結婚支援及び妊活・妊娠から 子育てまで切れ目のない 支援の充実	アップー子育て応援ナビの0歳児の登録割合	73.9%	増加・拡大等
		結婚新生活支援事業補助金が経済的負担の軽減に 「役立った」と回答した割合	97%	維持
	施策2 地域における子育て支援の 強化	地域子育て支援拠点の利用人数	38,019人	増加・拡大等
	施策3 就学前保育・幼児教育の充 実	保育所待機児童数	0人	維持
		保育士全体研修の実施回数	1回	維持
		保育所とつくし学園の児童が交流保育を実施した回 数	49回	維持
		幼保小合同研修の実施回数	2件	維持
	施策4 こどもの遊び場・居場所づ くり	ホームページにおける居場所の掲載数	11か所	増加・拡大等
		学童保育所待機児童数	0人	維持
	施策5 子育て家庭の負担の軽減及 びひとり親家庭への自立支 援	ひとり親家庭向け就労相談会の実施回数	8回	維持
		学習支援教室の開催数	273回	維持
	施策6 児童虐待の防止	こどもへのかかわり方などに関する講座の開催数	2回	維持
教育	施策1 知・徳・体の育成・自立す る力の育成	学力向上プラン作成校の割合	100% (全33校)	維持
		スクール・ソーシャルワーカーについて、保護者及 び学校へ周知する回数	3回	維持
		人権作文・人権標語の作成校の割合	100% (全33校)	維持
		新体力テストの結果分析の個票作成校の割合	100% (全33校)	維持
		栄養教諭の年間平均授業実施回数	68回	維持
		職場体験活動の実施校の割合	100% (全11校)	維持
	施策2 多様なニーズに対応した教 育の推進	ALTの配置校の割合	100% (全33校)	維持
		特別支援学級補助員を配置している学校の割合	100% (全22校)	維持
		日本語指導員派遣依頼に対する派遣対応割合	100%	維持
		教育相談の件数	約9,000件	維持

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
教育	施策3 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進	ICTに関する各種研修の実施回数	5件	維持
		児童生徒のICTの活用に取り組む学校の割合	100% (全33校)	維持
		市内11か所に設置した青色防犯パトロールの平均活動回数（/月）	9.8回	維持
		デジタルシティズンシップ教育実施校の割合	100% (全33校)	維持
	施策4 家庭・地域の教育力の向上	学校応援団の活用校の割合	100% (全33校)	維持
青少年	施策1 青少年健全育成の推進	上尾市青少年育成連合会の構成組織が協力して実施した事業数	6事業	維持
		街頭補導実施回数	241回	維持
	施策2 ニート・ひきこもり対策、ヤングケアラー支援	こども・若者自立支援事業「ルームここから」開催回数	99回	増加・拡大等

2 人生が楽しめるまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
健康	施策1 病気の予防・早期受診	平日夜間及び休日急患診療所の開設日数	315日	維持
		イベント運動講座事業への参加者数	90人	維持
	施策2 感染症対策の継続的な実施	予防接種可能医療機関数	73機関	維持
	施策3 こころの健康づくりの推進	ゲートキーパー養成研修修了者数	94人	増加・拡大等
	施策4 介護予防事業の推進及び健康づくり	フレイル予防講座等の開催回数	23回	増加・拡大等
		あげお健康がらす登録者数 ※健康ポイントアプリ	8,048人 (令和6年度末時点)	増加・拡大等
施策5 スポーツ・レクリエーションの充実	各種スポーツ大会、体験会等の参加者数	15,088人	維持	
学び・創造	施策1 生涯学習活動の推進	公民館利用団体の発表の場来場者の満足度	—	増加・拡大等
		図書館の来館者数	674,375人	維持
	施策2 文化・芸術活動の支援	市美術展覧会・市民音楽祭来場者の満足度	—	増加・拡大等
	施策3 文化財の継承	文化財展来場者の満足度	—	増加・拡大等

3 支え合う安心なまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
生活福祉	施策1 地域福祉活動の推進	上尾市見守りネットワークの登録者数	158 (令和6年度末時点)	増加・拡大等
	施策2 生活困窮者等への支援	住居確保給付金受給者のうち就職又は増収した者の割合	67%	増加・拡大等
高齢者福祉	施策1 地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センターの相談件数（高齢者1万人あたり）	10,169件	増加・拡大等
		わたしのノート配布数	832部	維持
		認知症サポーター養成講座の参加者数	858人	維持
		中核機関（成年後見センター）の相談件数	1,099件	増加・拡大等
	施策2 介護保険サービスの充実	介護入門的研修の開催回数	1回	維持
施策3 高齢者の社会参加の促進	シルバー人材センター会員数	1,263人	維持	
障害者福祉	施策1 療育支援の充実	親子教室利用アンケートの満足、やや満足の割合	98%	維持
		未就学医療的ケア児の通所サービス利用率	80%	増加・拡大等
	施策2 障害者の自立支援の充実	出前講座、手話研修の参加人数	101人	維持
		相談支援事業者への専門的助言数	151件	維持
		福祉タクシー券助成事業利用率	43%	増加・拡大等
	施策3 障害者の就労の支援	1年以上の就労定着率	89.3%	維持

4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
男女 人権 共同 参画	施策1 人権の擁護	住民避難訓練における人権啓発ブース設置回数	3回	維持
	施策2 男女共同参画の推進	各種女性のための相談（DV相談含む）案内カード配布数	600枚	維持
		困難女性支援ネットワーク講演会回数	1回	維持
多文化 共生 平和 共生	施策1 多文化共生・人の交流の推進	窓口での電話通訳等対応件数	243件	維持
		協定締結都市との交流事業の実施件数	9件	維持
	施策2 平和への取組	非核平和パネル展来場者数	981人	維持

5 安全な暮らしを守るまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
防災	施策1 地域防災力の向上	指定避難所における訓練実施箇所数	48か所	維持
		実践的な住民避難訓練等の実施回数	6回	維持
	施策2 防災体制の強化	情報伝達手段の数	6個	維持
		指定避難所避難者用食料の充足率（市・県合計3日分）	100%	維持
	施策3 災害援助・復旧体制の確立	災害時応援協定の締結数	151件	増加・拡大等
	施策4 減災対策の推進	防火・準防火地域面積	199.6ha	増加・拡大等
		補助交付件数	診断5件 改修0件	維持
	公園数	145公園	維持	
防犯	施策1 防犯活動の推進	講演会や防犯キャンペーンの実施回数	1回	維持
		自主防犯ボランティア団体数	99団体	維持
		防犯カメラ付き自動販売機の設置台数	4台 (令和6年度時点)	増加・拡大等
	施策2 空家等対策の推進	空家除却（解体）補助金の支給件数	11件	維持
	施策3 消費者相談体制の充実	市政出前講座の開催件数	8件	維持
講座・講演会等の参加人数		1,536人	維持	
交通	施策1 交通手段の充実・自転車施策の推進	市内循環バス「ぐるっとくん」の利用者数	462,522人	増加・拡大等
		交通安全施設の設置箇所数（/年）	179か所	維持
	施策2 交通安全の確保	SNS等を利用した自転車安全利用の周知啓発回数	3回	維持
消防	施策1 消防体制の充実	採用説明会参加人数	37人	増加・拡大等
		消防水利の充足率	87.9%	増加・拡大等
		放水訓練実施回数、震災対応訓練実施回数	20回	維持
	施策2 地域の防火意識の向上	市内の住警器自主点検実施率	42%	増加・拡大等
	施策3 救急体制の充実	指導救命士研修	15回	維持
		救急啓発チラシの配布数	26,900枚	増加・拡大等
救命講習会開催数		51回	維持	

6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
住環境	施策2 地域の憩いの場の確保	公園協定を締結している団体数	43団体	維持
	施策3 衛生的な生活環境の維持	工場、事業場排水等調査の事業所数	47事業所(過去5年間の平均値)	維持
		クリーン上尾運動の参加人数	15,439人(過去5年間の平均値)	維持
		狂犬病予防注射の接種率	86.77%(過去5年間の平均値)	維持
環境	施策1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理	他団体への処理委託量	0トン	維持
		1人1日あたりのごみ排出量(家庭部門)	623g (令和5年度実績)	減少・縮小等
		ふれあい収集の利用件数	434件	維持
		焼却灰の資源化施設への搬出量	1,189トン	維持
		環境パネル展示回数	2回	維持
	施策2 自然環境保全	緑地面積	1,244.43ha (令和5年度実績)	増加・拡大等
		上尾市環境推進協議会等による保全活動の実施回数	3回	維持
	施策3 地球温暖化対策等の促進	市奨励金を利用した再エネ・省エネ設備導入件数	481件	維持
		熱中症啓発チラシ、ポスターの配布数	チラシ28,000枚 ポスター630枚	維持
	道路・河川	施策1 道路の適切な維持管理	道路パトロール実施回数	38回
施策2 道路の計画的な整備		市内の都市計画道路の供用開始済延長(国道・県道・市道の合計)	60,456km	増加・拡大等
		拡幅整備する市道の延長	400m	維持
		地中化管路延長	4,060m	増加・拡大等
施策3 河川の整備と適切な維持管理		準用河川の整備率	90.2%	増加・拡大等
		雑草刈払の回数	2回	維持
		雨水貯留タンクの設置補助金交付件数	8件	維持
		かわまちづくり計画に基づく社会実験の実施数	1回	増加・拡大等
上下水道	施策1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持	年間水質検査回数	12回	維持
		重要施設管路耐震化率	50%	増加・拡大等
		水道事業における経常収支比率	111.63%	維持

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
上下水道	施策2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営	公共下水道（污水）普及率	86.4%	増加・拡大等
		公共下水道（雨水）整備率	35.0%	増加・拡大等
		人孔の耐震化箇所数	0か所	増加・拡大等
		公共下水道事業における経常収支比率	101.32%	維持
	施策3 都市下水路の整備と適切な維持管理	雑草刈払の回数	2回	維持

7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
産業	施策1 農業者への支援	農地利用集積面積	65ha	増加・拡大等
		新規イベント開拓によるあげお軽トラファーマーズマーケットの開催数	4回	維持
	施策2 事業者への支援	創業支援事業を活用した創業者数	40(令和4～令和6年度の平均)	維持
	施策3 工業者への支援	製造品出荷額等	490,468百万円 (令和5年度実績)	維持
	施策4 企業立地	企業立地に関する情報提供を事業者が希望した件数	3件	増加・拡大等
		産業系土地利用検討ゾーンにおける新規企業立地数	—	増加・拡大等
施策5 観光の振興	観光入込客数	194,149人	維持	
労働環境	施策1 勤労者・就労支援	市内従業者数	40,179人	増加・拡大等
		1年以上の就労定着率	89.3%	維持

8 持続可能な都市経営

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
情報発信	施策1 情報の発信・公開	SNSのフォロワー数	28,750件	増加・拡大等
		プレスリリースしたグッドニュースの新聞等への掲載件数	95件	増加・拡大等
		特定歴史公文書目録数	3,160件	増加・拡大等
行政運営	施策1 経営的な行政運営	行政改革プラン取組項目の達成率	52% (令和7年度見込み)	増加・拡大等
		SDGs関連イベント・講座等の実施回数	2回	維持

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
行政運営	施策2 DXの推進・情報技術の活用	電子申請可能手続き数	221件	増加・拡大等
		AI-OCRやRPA導入課（所属）数	4所属	増加・拡大等
	施策3 合理的な組織運営	職員研修のコース数	32コース	維持
運財 営政	施策1 健全な財政運営	当初予算編成時に財政調整基金を取り崩した額	4,034,239千円 (令和7年度当初 予算額)	減少・縮小等
コ ミ ュ ニ テ ィ 協 働	施策1 協働のまちづくりの推進	包括協定を結ぶ企業との協働事業数	13件	増加・拡大等
		市民活動団体による体験講座の開催数	4回	維持
	施策2 コミュニティ活動への支援	各自治会の活動報告ホームページのアクセス数	—	増加・拡大等

第6次上尾市総合計画 後期基本計画

発行年月 令和8年3月

発行編集 上尾市行政経営部 行政経営課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-3963 FAX 048-776-8873

<https://www.city.ageo.lg.jp>

